

野村新エマージング債券投信 (通貨選択型) 毎月分配型/年2回決算型

野村新エマージング債券投信(円コース)毎月分配型/年2回決算型

野村新エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型/年2回決算型

野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型/年2回決算型

野村新エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型/年2回決算型

野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型/年2回決算型

野村新エマージング債券投信(中国元コース)毎月分配型/年2回決算型

野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型/年2回決算型

追加型投信 **海外** **債券**

野村新エマージング債券投信(マネープールファンド)年2回決算型

追加型投信 **国内** **債券**

【投資信託説明書（請求目論見書）】

(2019年9月14日)

この目論見書により行なう野村新エマージング債券投信(通貨選択型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2019年3月15日に関東財務局長に提出しており、2019年3月16日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	: 東京都中央区日本橋一丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	5
(3)【発行（売出）価額の総額】	5
(4)【発行（売出）価格】	5
(5)【申込手数料】	5
(6)【申込単位】	6
(7)【申込期間】	6
(8)【申込取扱場所】	6
(9)【払込期日】	6
(10)【払込取扱場所】	6
(11)【振替機関に関する事項】	6
(12)【その他】	7
第二部【ファンド情報】	9
第1【ファンドの状況】	9
1【ファンドの性格】	9
2【投資方針】	22
3【投資リスク】	37
4【手数料等及び税金】	48
5【運用状況】	53
第2【管理及び運営】	113
1【申込（販売）手続等】	113
2【換金（解約）手続等】	114
3【資産管理等の概要】	115
4【受益者の権利等】	118
第3【ファンドの経理状況】	120
1【財務諸表】	120
2【ファンドの現況】	224
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	228
第三部【委託会社等の情報】	229
第1【委託会社等の概況】	229
1【委託会社等の概況】	229
2【事業の内容及び営業の概況】	231
3【委託会社等の経理状況】	232
4【利害関係人との取引制限】	264
5【その他】	264
約款	265

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型
 野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型
 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型
 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型
 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型
 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
 野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型
 野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型
 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型
 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型
 野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型

本書では、ファンドの名称を下記の通り簡略化して表記しております。

	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	野村新エマージング債券投信 (円コース) 毎月分配型	野村新エマージング債券投信 (円コース) 年2回決算型
本書における表記	円コース (毎月分配型)	円コース (年2回決算型)
	野村新エマージング債券投信 (円コース) 毎月	野村新エマージング債券投信 (円コース) 年2回
	円コース	
正式名称	野村新エマージング債券投信 (米ドルコース) 毎月分配型	野村新エマージング債券投信 (米ドルコース) 年2回決算型
本書における表記	米ドルコース (毎月分配型)	米ドルコース (年2回決算型)
	野村新エマージング債券投信 (米ドルコース) 毎月	野村新エマージング債券投信 (米ドルコース) 年2回
	米ドルコース	
正式名称	野村新エマージング債券投信 (豪ドルコース) 毎月分配型	野村新エマージング債券投信 (豪ドルコース) 年2回決算型
本書における表記	豪ドルコース (毎月分配型)	豪ドルコース (年2回決算型)
	野村新エマージング債券投信 (豪ドルコース) 毎月	野村新エマージング債券投信 (豪ドルコース) 年2回
	豪ドルコース	

正式名称	野村新エマージング債券投信 (ブラジルリアルコース) 毎月分配型	野村新エマージング債券投信 (ブラジルリアルコース) 年2回決算型
本書における表記	ブラジルリアルコース (毎月分配型)	ブラジルリアルコース (年2回決算型)
	野村新エマージング債券投信 (ブラジルリアルコース) 毎月	野村新エマージング債券投信 (ブラジルリアルコース) 年2回
	ブラジルリアルコース	
正式名称	野村新エマージング債券投信 (南アフリカランドコース) 毎月分配型	野村新エマージング債券投信 (南アフリカランドコース) 年2回決算型
本書における表記	南アフリカランドコース (毎月分配型)	南アフリカランドコース (年2回決算型)
	野村新エマージング債券投信 (南アフリカランドコース) 毎月	野村新エマージング債券投信 (南アフリカランドコース) 年2回
	南アフリカランドコース	
正式名称	野村新エマージング債券投信 (中国元コース) 毎月分配型	野村新エマージング債券投信 (中国元コース) 年2回決算型
本書における表記	中国元コース (毎月分配型)	中国元コース (年2回決算型)
	野村新エマージング債券投信 (中国元コース) 毎月	野村新エマージング債券投信 (中国元コース) 年2回
	中国元コース	
正式名称	野村新エマージング債券投信 (インドネシアルピアコース) 毎月分配型	野村新エマージング債券投信 (インドネシアルピアコース) 年2回決算型
本書における表記	インドネシアルピアコース (毎月分配型)	インドネシアルピアコース (年2回決算型)
	野村新エマージング債券投信 (インドネシアルピアコース) 毎月	野村新エマージング債券投信 (インドネシアルピアコース) 年2回
	インドネシアルピアコース	

		年2回決算型
正式名称	野村新エマージング債券投信 (マネープールファンド) 年2回決算型	
本書における表記	マネープールファンド (年2回決算型)	
	野村新エマージング債券投信 (マネープールファンド) 年2回	
	マネープールファンド	

※なお、これらを総称して「野村新エマージング債券投信 (通貨選択型)」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「円コース」、「米ドルコース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「南アフリカランドコース」、「中国元コース」、「インドネシアルピアコース」を総称して「各コース」という場合、「毎月分配型」のファンドを総称して「毎月分配型」、「年2回決算型」のファンドを総称して「年2回決算型」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出) 価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出) 価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24%*(税抜3.0%)以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、「年2回決算型」のファンドから「マネープールファンド(年2回決算型)」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

*2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1 万口以上 1 口単位 (当初元本 1 口=1 円) または 1 万円以上 1 円単位

販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、「マネープールファンド (年 2 回決算型)」は、「年 2 回決算型」の各ファンドからのスイッチング以外によるお買付はできません。

(7) 【申込期間】

2019 年 3 月 16 日から 2019 年 12 月 23 日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日から起算して 6 営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(「マネープールファンド」は、スイッチング以外によるお買付はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを取り消す場合があります。

③スイッチング

「野村新エマージング債券投信（通貨選択型）」を構成する「毎月分配型」の各ファンド間および「年2回決算型」の各ファンド間で、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位*でスイッチングができます。

※全額をご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みを行なう場合は1口単位とします。

スイッチングとは、「野村新エマージング債券投信（通貨選択型）」を構成するファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時まで「野村新エマージング債券投信（通貨選択型）」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

なお、「マネープールファンド（年2回決算型）」は、「年2回決算型」の各ファンドからのスイッチング以外によるお買付はできません。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。（詳しくは「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金」をご覧ください。）

また、販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取り扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

④申込不可日

各コースは、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

○申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合。

「円コース」「米ドルコース」 「豪ドルコース」 「南アフリカランドコース」	・ニューヨークの銀行 ・ルクセンブルグの銀行
「ブラジルリアルコース」	・ニューヨークの銀行 ・ルクセンブルグの銀行 ・サンパウロの銀行 ・ブラジル商品先物取引所
「中国元コース」	・ニューヨークの銀行 ・ルクセンブルグの銀行 ・上海の銀行
「インドネシアルピアコース」	・ニューヨークの銀行 ・ルクセンブルグの銀行 ・ジャカルタの銀行

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

⑤振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◆各コースは、米ドル建ての新興国^{※1}の国債、政府保証債、政府機関債および社債（以下「エマージング債券」といいます。）を実質的な主要投資対象^{※2}とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。また、「マネープールファンド」は、円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象^{※2}とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

※1 新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

※2 各コースは、円建ての外国投資信託と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。また、「マネープールファンド」は、「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。

「実質的な主要投資対象」とは、これらのファンドを通じて投資する、主な投資対象という意味です。

◆「野村新エマージング債券投信（通貨選択型）」は、投資する外国投資信託における為替取引手法の異なる、7つのコース（円コース、米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、南アフリカランドコース、中国元コース、インドネシアルピアコース）および「マネープールファンド」から構成されるスイッチング[※]の可能なファンドです。（各コースには「毎月分配型」および「年2回決算型」があります。なお、「マネープールファンド」には「毎月分配型」はありません。）

※ スwitchingは、「毎月分配型」のファンド間および「年2回決算型」のファンド間で行なうことが可能です。

円コース (毎月分配型) / (年2回決算型)	米ドル建て資産を原則として対円で為替ヘッジを行なう外国投資信託に投資を行ないます。
米ドルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	米ドル建て資産について、原則として対円で為替ヘッジを行わない外国投資信託に投資を行ないます。
豪ドルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、豪ドルを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
ブラジルリアルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、ブラジルリアルを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
南アフリカランドコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、南アフリカランドを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
中国元コース (毎月分配型) / (年2回決算型)	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、中国元を買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
インドネシアルピアコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、インドネシアルピアを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。

◆分配頻度の異なる「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。

○毎月分配型

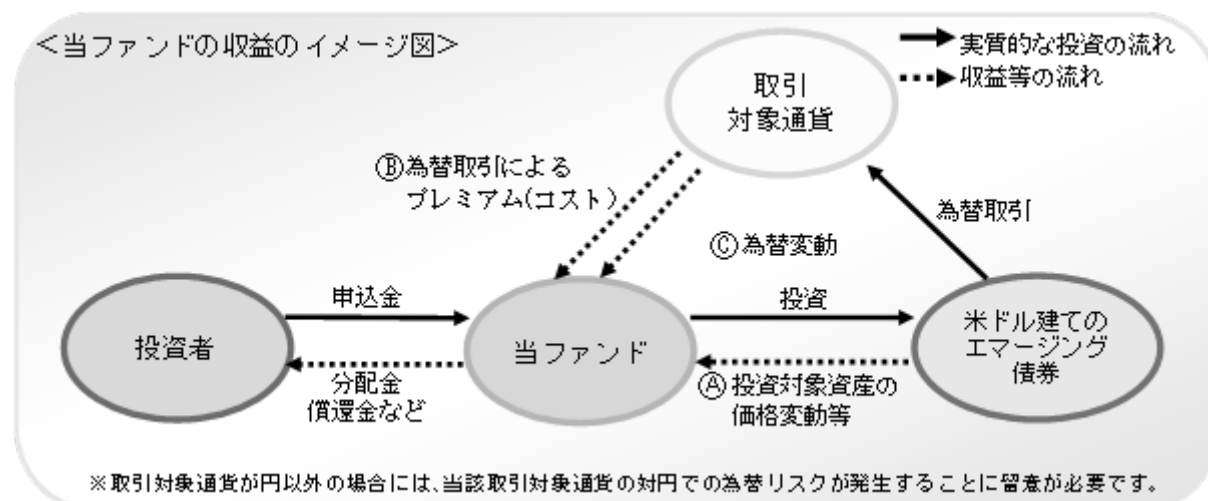
毎月原則 25 日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、毎期分配します。

○年2回決算型

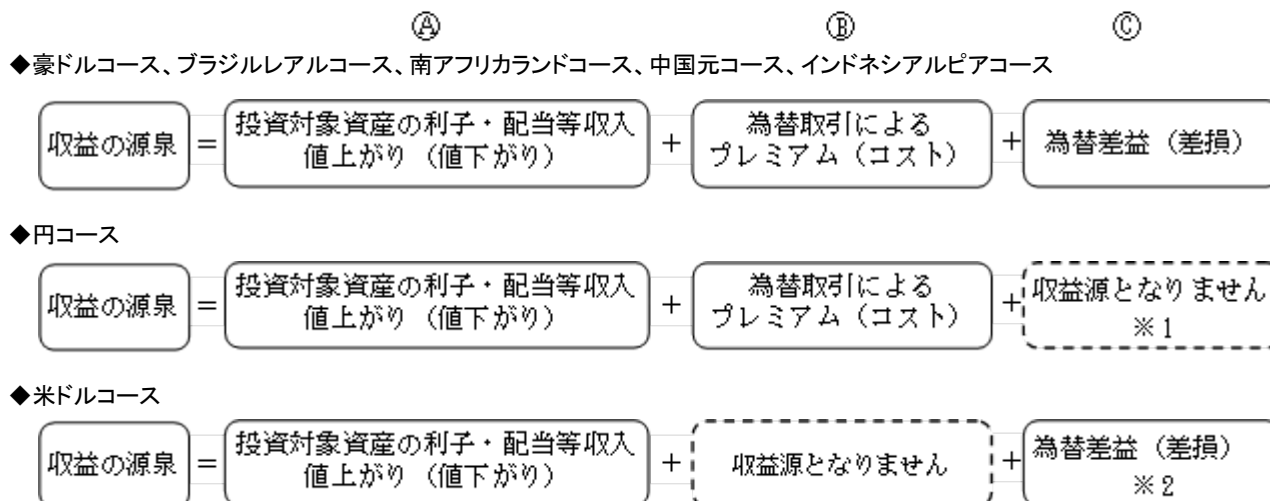
年2回、原則として6月および12月の各25日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、毎期分配します。

■当ファンドの収益のイメージ■

●当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっております。

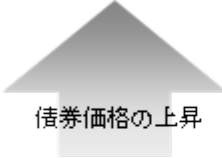
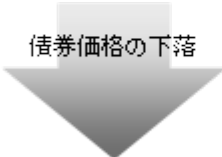


●各コースの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。（括弧内は、損失やコストの発生要因を表します。）



※1 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※2 米ドルコースでは、原則として対円で為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。

収益を得られる ケース	・金利の低下 ・発行体の信用状況の改善 等  債券価格の上昇	・取引対象通貨の短期金利 ＞ 米ドルの短期金利 プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	・円に対して取引対象通貨高  為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化 等  債券価格の下落	・取引対象通貨の短期金利 ＜ 米ドルの短期金利 コスト（金利差相当分の費用）の発生	・円に対して取引対象通貨安  為替差損の発生

※取引対象通貨が新興国通貨の場合などは、為替取引によるプレミアム／コストに短期金利差がそのまま反映されない場合があります。

※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

■信託金の限度額■

信託金限度額は、各ファンド（「中国元コース（毎月分配型）／（年２回決算型）」、「インドネシアルピアコース（毎月分配型）／（年２回決算型）」を除く）につき各々7,000億円です。

「中国元コース（毎月分配型）／（年２回決算型）」、「インドネシアルピアコース（毎月分配型）／（年２回決算型）」の信託金限度額は、各々3,000億円です。

ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村新エマージング債券投信 (円コース) 毎月分配型)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産
 (その他資産 (投資信託証券)) と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産 (債券) とが異なります。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

- (野村新エマージング債券投信 (米ドルコース) 毎月分配型)
- (野村新エマージング債券投信 (豪ドルコース) 毎月分配型)
- (野村新エマージング債券投信 (ブラジルリアルコース) 毎月分配型)
- (野村新エマージング債券投信 (南アフリカランドコース) 毎月分配型)
- (野村新エマージング債券投信 (中国元コース) 毎月分配型)
- (野村新エマージング債券投信 (インドネシアルピアコース) 毎月分配型)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

- (野村新エマージング債券投信 (米ドルコース) 年 2 回決算型)
- (野村新エマージング債券投信 (豪ドルコース) 年 2 回決算型)
- (野村新エマージング債券投信 (ブラジルリアルコース) 年 2 回決算型)
- (野村新エマージング債券投信 (南アフリカランドコース) 年 2 回決算型)
- (野村新エマージング債券投信 (中国元コース) 年 2 回決算型)
- (野村新エマージング債券投信 (インドネシアルピアコース) 年 2 回決算型)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回 年 2 回 年 4 回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月) 日々	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2013年2月21日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるい

は運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

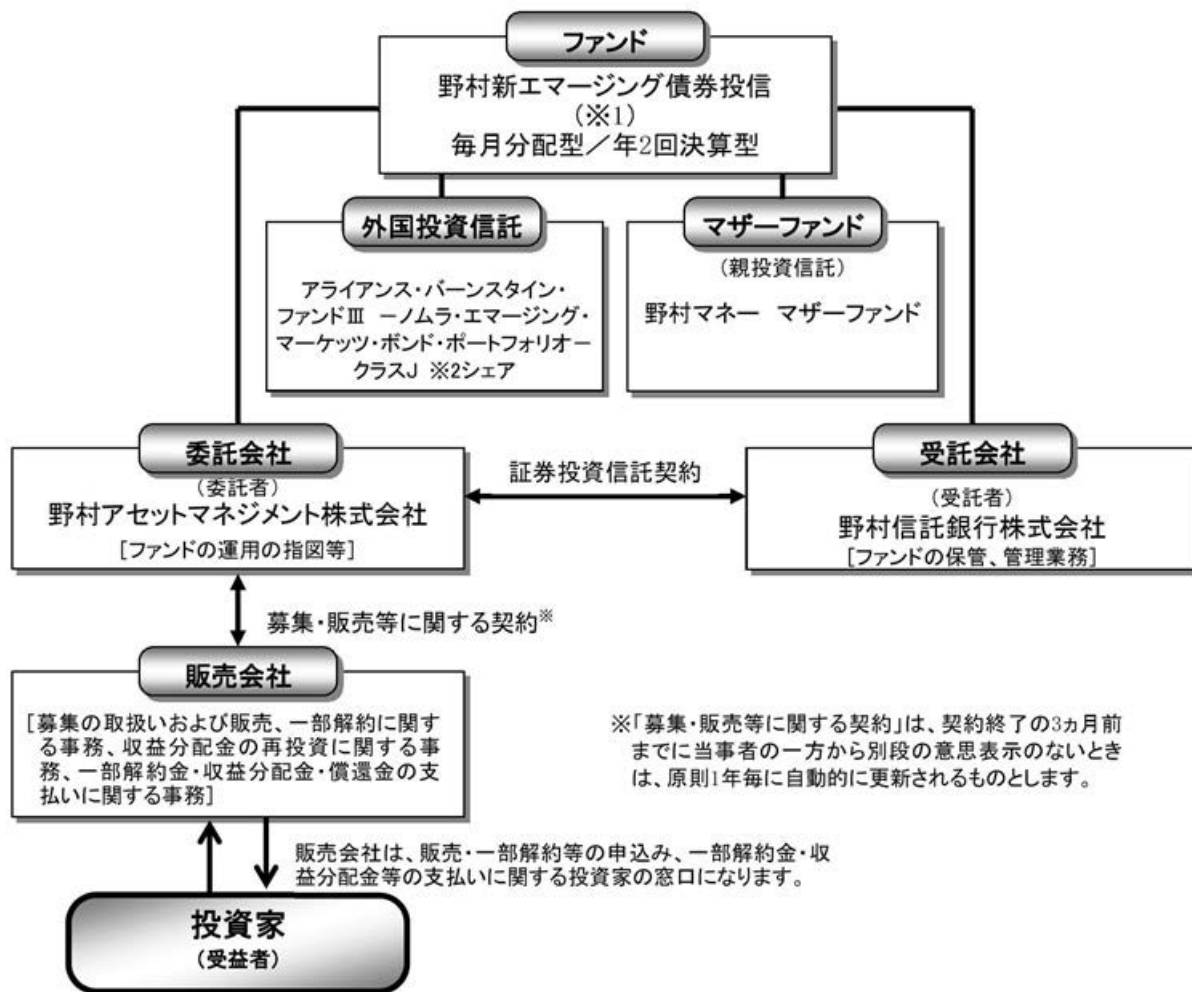
2010年2月24日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

◆各コース

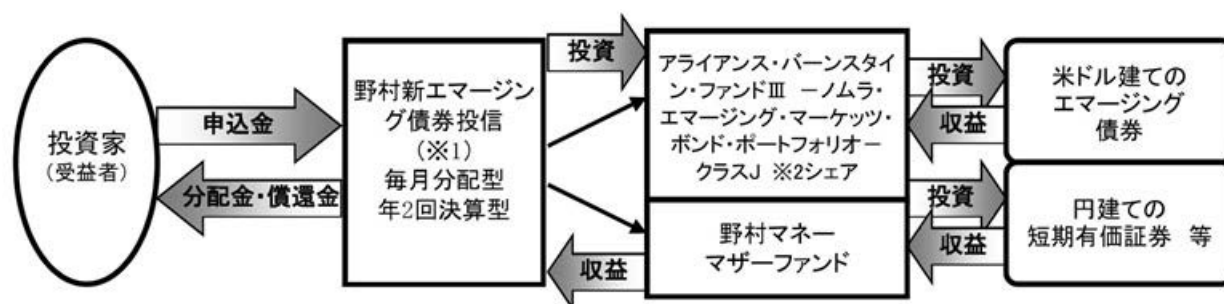
注) 以下の図表中※1、※2 については下記の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

※1	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジル レアルコース	南アフリカ ランドコース	中国元コース	インドネシア ルピアコース
※2	JP	US	AU	BR	ZA	CN	ID



■ファンド・オブ・ファンズ方式について■

各コースは「アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス」※2 シェア」および「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

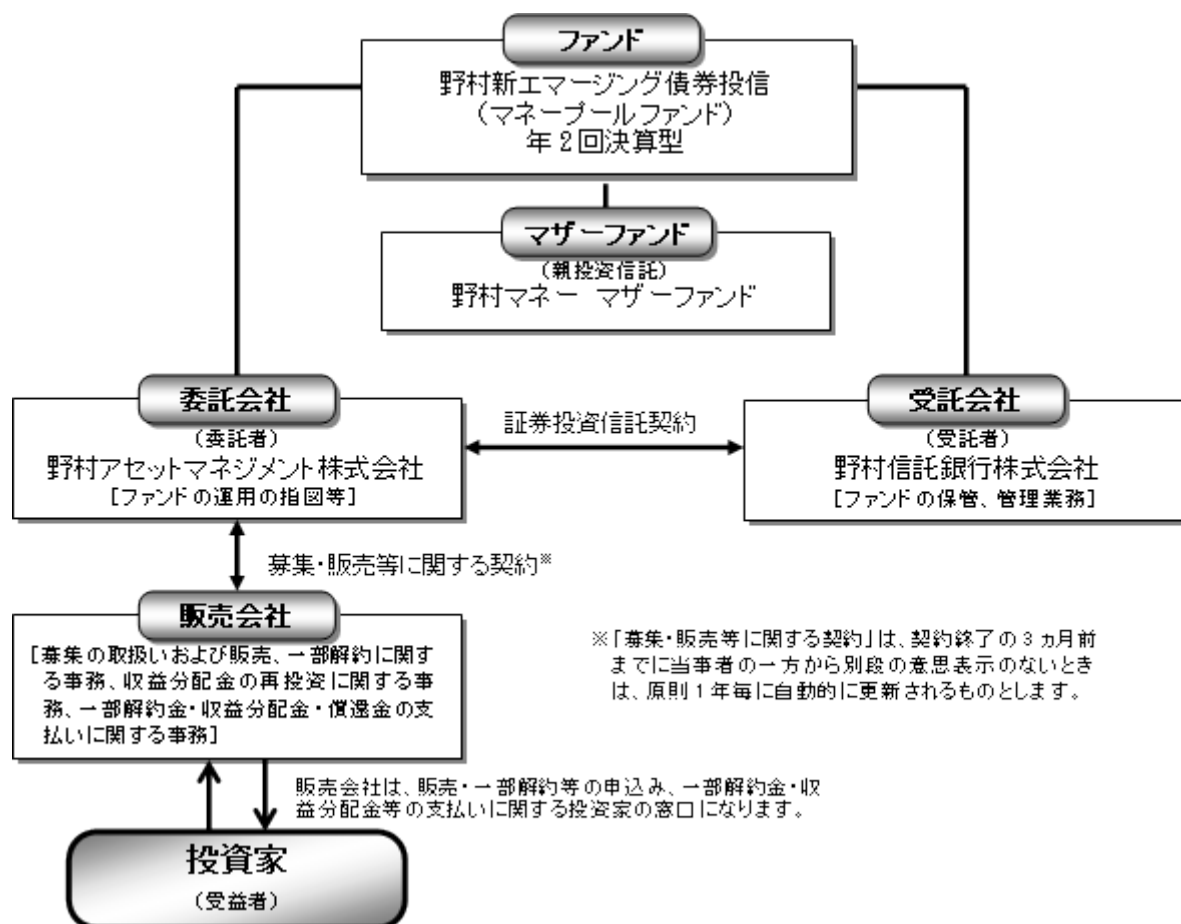


※マザーファンドの運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

※販売会社との契約によっては、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

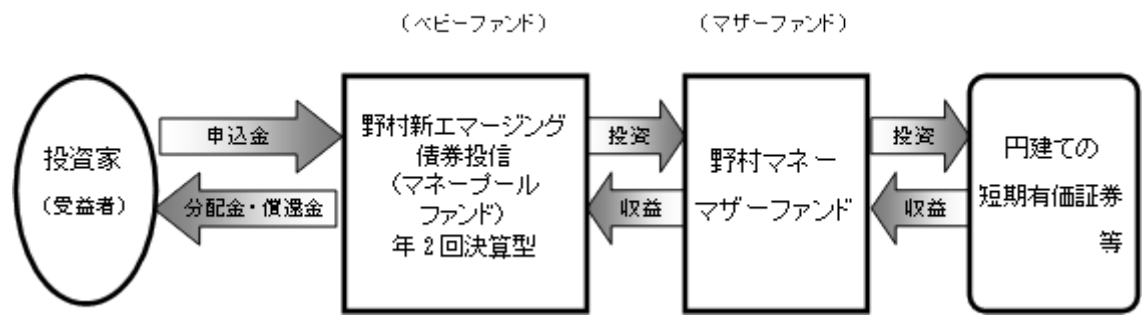
※各コースは、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

◆マネープールファンド



■ファミリーファンド方式について■

ファンドは「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



※マザーファンドの運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。
※販売会社との契約によっては、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。
※ファンドは、マザーファンドのほかに直接公社債等に投資する場合があります。

■委託会社の概況(2019 年 7 月末現在)■

- ・ 名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・ 本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
- ・ 資本金の額
17,180 百万円
- ・ 会社の沿革
1959 年 12 月 1 日 野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

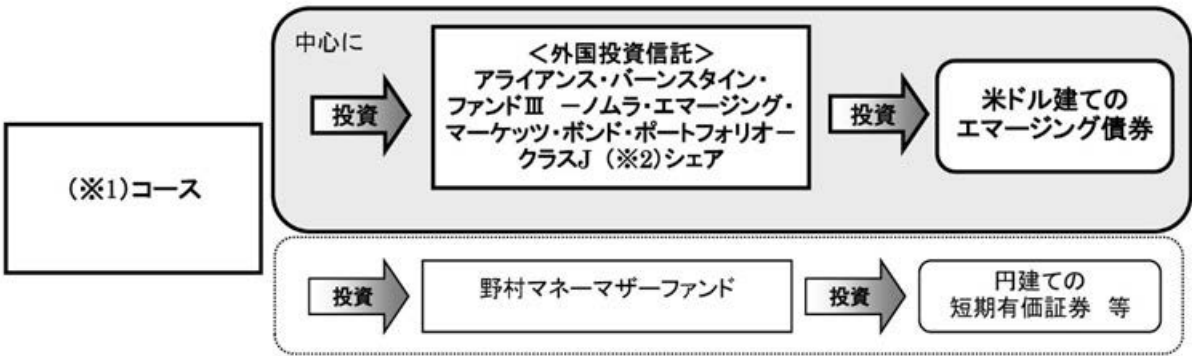
(1)【投資方針】

＜各コース＞

各コースにおいて、各々投資対象とする外国投資信託および「野村マネー マザーファンド」への投資比率は、通常の状況においては、外国投資信託への投資を中心とします*。

また、外国投資信託および「野村マネー マザーファンド」への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに各コースの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況において、外国投資信託への投資比率は概ね90%以上を目処とします。



- ・外国投資信託について、詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。
- ・「野村マネー マザーファンド」について、詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

注) 上記の図中 (※1)、(※2) については下記の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

(※1)	円	米ドル	豪ドル	ブラジル レアル	南アフリカ ランド	中国元	インドネシア ルピア
(※2)	J P	U S	A U	B R	Z A	C N	I D

＜マネープールファンド（年2回決算型）＞

「野村マネー マザーファンド」受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

＜各コース＞

米ドル建てのエマージング債券を実質的な主要投資対象*とします。

※ 各コースは、各々以下の円建ての外国投資信託受益証券および円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、各コースは、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

コース名	投資対象
円コース (毎月分配型) / (年2回決算型)	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢ ーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ・クラスJ JP シェア
	野村マネー マザーファンド

米ドルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ US シェア
	野村マネー マザーファンド
豪ドルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ AU シェア
	野村マネー マザーファンド
ブラジルリアルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ BR シェア
	野村マネー マザーファンド
南アフリカランドコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ZA シェア
	野村マネー マザーファンド
中国元コース (毎月分配型) / (年2回決算型)	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ CN シェア
	野村マネー マザーファンド
インドネシアルピアコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ID シェア
	野村マネー マザーファンド

◆デリバティブの直接利用は行ないません。

<マネープールファンド(年2回決算型)>

円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。

- ◆ファンドは、親投資信託である「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。
- ◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

■「アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ JP シェア/US シェア/AU シェア/BR シェア/ZA シェア/CN シェア/ID シェア」の主要投資対象■

- ◆米ドル建てのエマージング債券を主要投資対象とします。
- ◆外国為替予約取引、為替先渡し取引、直物為替先渡し取引等を活用します。
- ◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ◆詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご覧ください。

■「野村マネー マザーファンド」の主要投資対象■

- ◆円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。
- ◆デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。
- ◆運用方針については後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

<各コース>

①投資の対象とする資産の種類(約款第 15 条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第 16 条第 1 項)

委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J（※）シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができますものとしします。

(注) 上記(※)印となっている箇所は、下記のようにそれぞれあてはめてご覧願います。

円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジル レアルコース	南アフリカ ランドコース	中国元コース	インドネシア ルピアコース
JP	US	AU	BR	ZA	CN	ID

③金融商品の指図範囲(約款第 16 条第 2 項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<マネープールファンド（年2回決算型）>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限当該ファンドの⑧および⑨」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債※に限ります。）

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有す

るものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2) 投資対象 当該ファンドの②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

（参考）投資対象とする外国投資信託の概要

アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢ－ノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ
 クラス J JP/J US/J AU/J BR/J ZA/J CN/J ID シェア
 （ルクセンブルグ籍円建外国投資信託）

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象	米ドル建ての新興国の国債、政府保証債、政府機関債および社債（以下、「エマージング債券」。）
投資方針	・米ドル建てのエマージング債券を主要投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求します。 ・通常、純資産総額の80%以上をエマージング債券に投資します。 ・社債への投資割合は、純資産総額の35%以内とします。 ・単一国への投資割合は、純資産総額の30%以内とします。 ・ファンドには7つのクラス（クラス J JP/J US/J AU/J BR/J ZA/J CN/J ID）があり、クラス J US 以外は、クラスごとに、米ドル建て資産について、原則として、米ドルを売り、各クラスの通貨（円、豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド、中国元、インドネシアルピア）を買う為替取引を行なうことで、各通貨への投資効果を追求します。クラス J US については、対円で為替ヘッジを行わず、米ドルへの投資効果を追求します。
主な投資制限	・同一発行体の発行する債券への投資割合は、純資産総額の10%以内とします。 ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に関し、株式への投資割合は、純資産総額の25%以内とします。 ・投資信託証券への投資割合は、純資産総額の5%以内とします。 ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、管理会社の判断により、分配を行ないます。
償還条項	全クラスの合計の純資産残高が50億円を下回った場合にはファンドを、各クラスの純資産残高が50億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。
＜主な関係法人＞	
管理会社	アライアンス・バーンスタイン・（ルクセンブルグ）・エス・エイ・アール・エル
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
名義書換代行会社	アライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズ
保管受託銀行 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・（ルクセンブルグ）・エス・シー・エー

＜管理報酬等＞	
信託報酬	純資産総額の 0.85%（年率）※程度 ※但し、信託報酬のうち、保管受託銀行報酬および管理事務代行会社報酬には年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。
申込手数料	なし
信託財産留保額	1 口につき純資産価格の 0.3%（当初 1 口＝1 万円）
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

■「アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ」の運用の体制等について■

＜運用プロセス＞

運用にあたっては、計量分析とファンダメンタル分析を融合し、ポートフォリオを構築します。

（リサーチ）

計量分析チーム、マクロ分析チームがそれぞれ独自の手法にて、期待リターンの算出を行ないます。また信用分析チームが独自の信用ファンダメンタル分析により個別銘柄の推奨を行ないます。

（リサーチ結果のレビュー）

リサーチ結果を調査分析グループと運用チームが共同で精査し、融合します。

（ポートフォリオ構築）

運用チームは、①銘柄選択、②セクター（国債・社債の種別）配分、③国別配分/イールドカーブ戦略の 3 つの超過収益源泉についてリスク配分を行ない、ポートフォリオを構築します。

（リスク管理）

独自に開発したリスク・モデル、シナリオ分析ツール、トレードの前後におけるコンプライアンス・チェックなど様々な手法により、リスクを管理します。

＜運用体制＞

アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオは、チーム・アプローチに基づき運用されます。アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの調査/分析を十分に活用し、ポートフォリオ・マネジャーとアナリストが日々綿密にコミュニケーションをとって、常に予想や戦略の妥当性を確認します。

「野村マネー マザーファンド」
運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

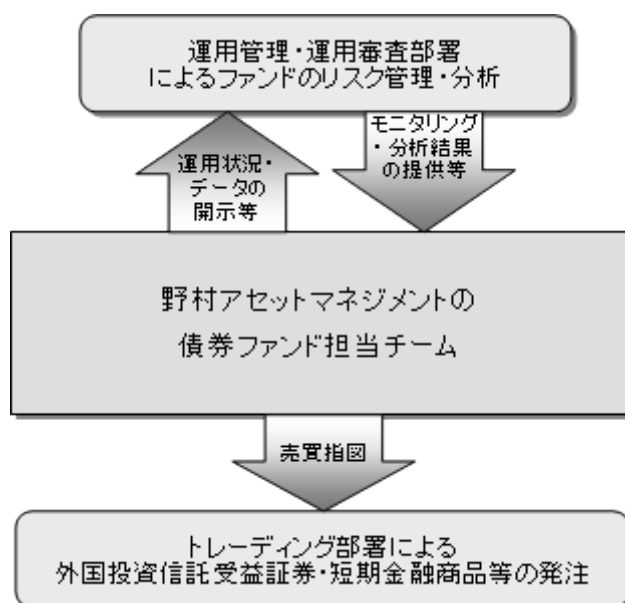
⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

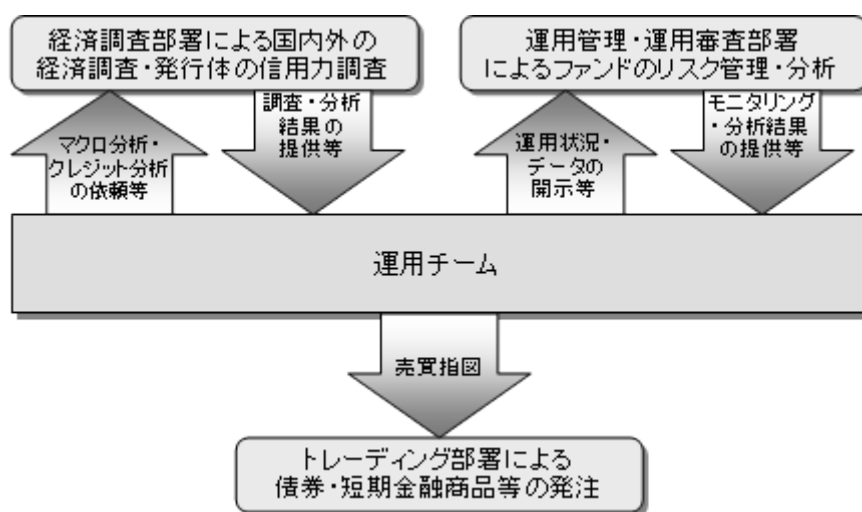
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

◆各コース



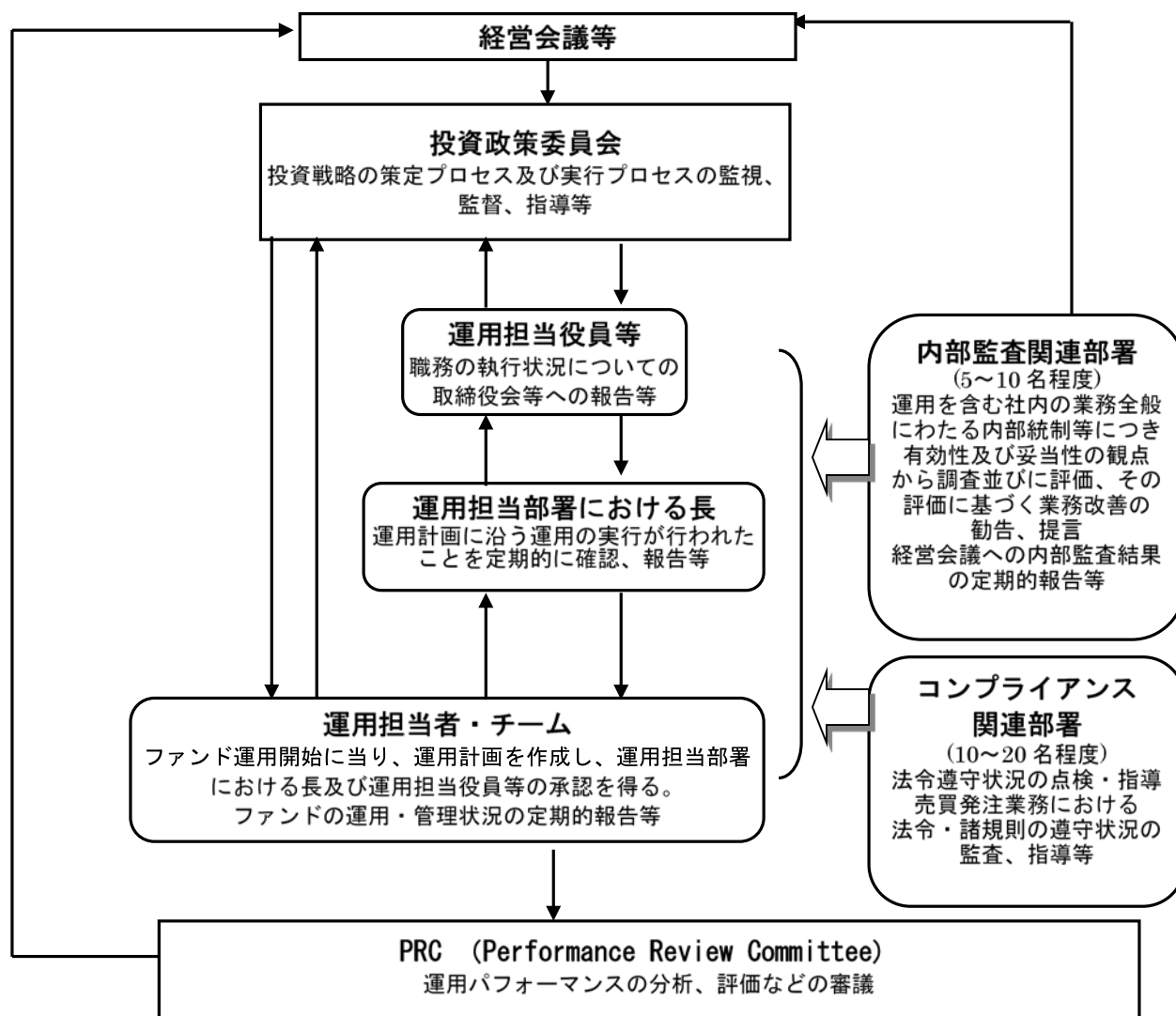
◆マネープールファンド（年2回決算型）



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②＜毎月分配型＞

収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年6月および12月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

※「原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。

＜年2回決算型＞

収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

＜毎月分配型＞

原則として毎月 25 日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

＜年2回決算型＞

原則として毎年 6 月および 12 月の各 25 日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

[分配金をお支払いする契約の場合]

決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。※¹

[分配金を再投資する契約の場合]

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。※²

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。

※2 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■分配金に関する留意点■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

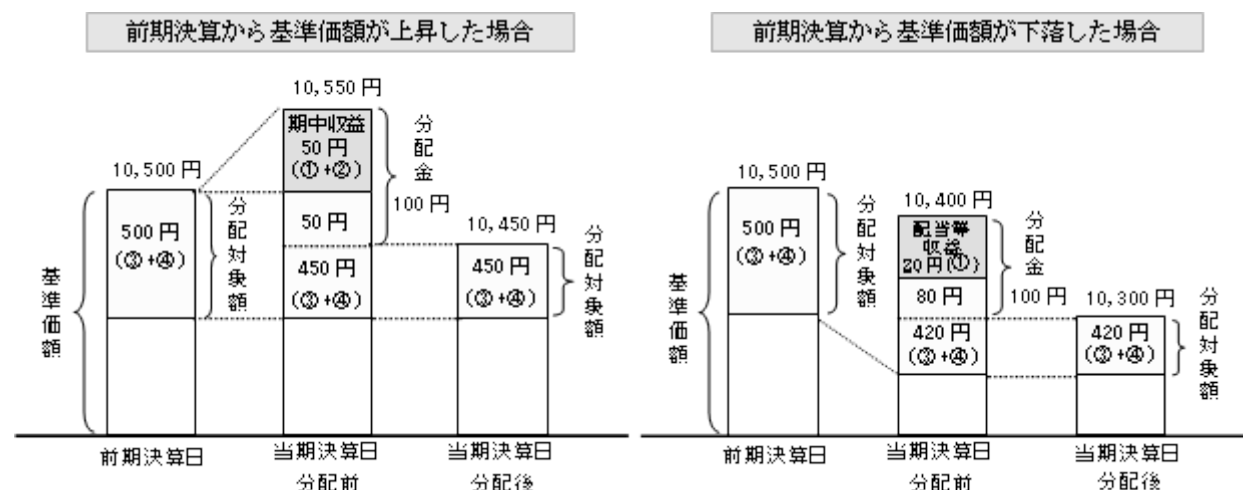


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

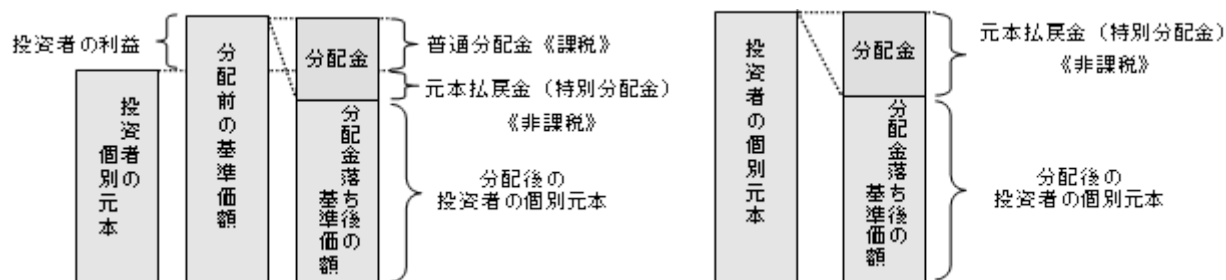
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ◇普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

<各コース>

①投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

③デリバティブの使用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の実質的な利用は行ないません。

④株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥公社債の借入れ(約款第 19 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第 25 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原

則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

<マネープールファンド(年2回決算型)>

①株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものにより、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

③同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

⑥投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

⑦投資する株式の範囲(約款第19条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑧先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。))および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

⑨スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第 22 条）

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩有価証券の貸付の指図および範囲（約款第 24 条）

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑪ 公社債の借入れ (約款第 25 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑫ 資金の借入れ (約款第 31 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

3【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

＜各コース＞

〔債券価格変動リスク〕

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

〔為替変動リスク〕

各コースの為替変動リスクは以下の通りです。

・円コース

投資対象である外国投資信託の組入資産（米ドル）について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、完全にヘッジすることは出来ませんので、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける場合があります。

・米ドルコース

投資対象である外国投資信託の組入資産（米ドル）について、原則として対円で為替ヘッジを行ないませんので、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。

・上記以外の各コース

投資対象である外国投資信託の組入資産（米ドル）について、原則として米ドルを売り、各コースの通貨を買う為替取引を行ないますので、各コースの通貨の対円での為替変動の影響を受けます。ただし、外国投資信託の組入資産（米ドル）の額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないため、期待した投資効果が得られない場合があります。その場合、米ドルの対円での為替変動の影響も受けることとなります。

一部のコースが対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高く、その結果、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

各コース（米ドルコースを除く）の通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。

＜マネープールファンド（年2回決算型）＞

〔債券価格変動リスク〕

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆各コースに関する留意点
 - ・各コースが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該コースを繰上償還させます。
 - ・ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
 - ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。
 - ・外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドは NDF*（ノン・デリバブル・フォワード）を用いる場合があります。
NDF の取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDF が利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。
※NDF とは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。
 - ・店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。
- ◆マネープールファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

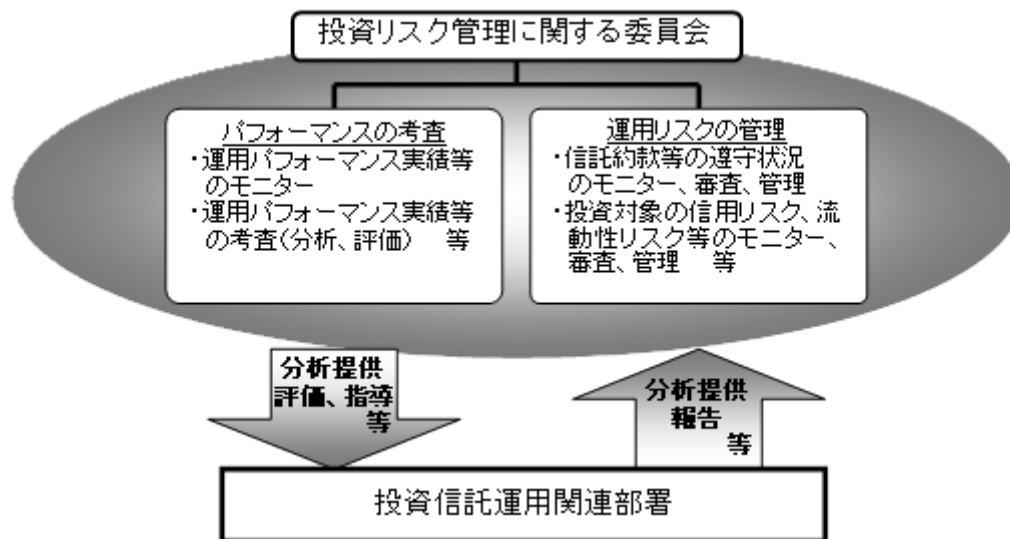
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

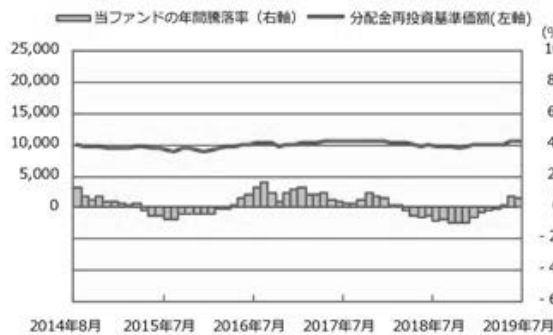


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

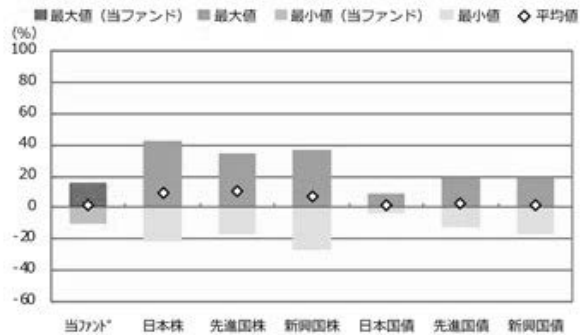
■ リスクの定量的比較 (2014年8月末～2019年7月末：月次)

■ 円コース (毎月分配型)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	15.7	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 10.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.5	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。

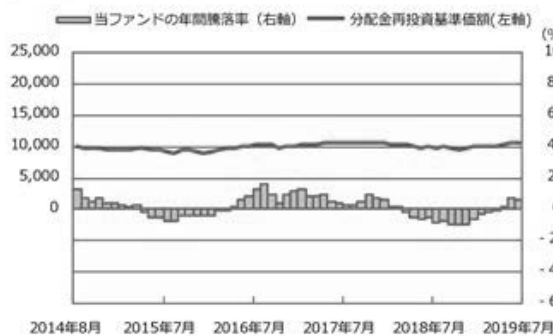
* 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

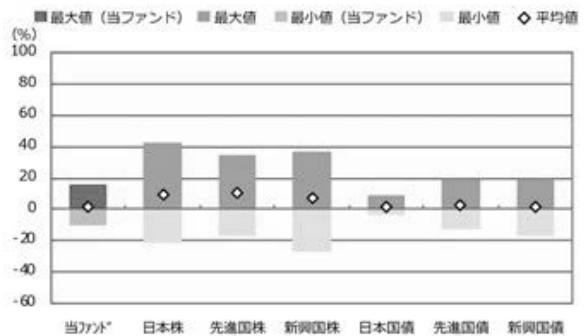
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ 円コース (年2回決算型)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	15.8	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 10.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.5	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

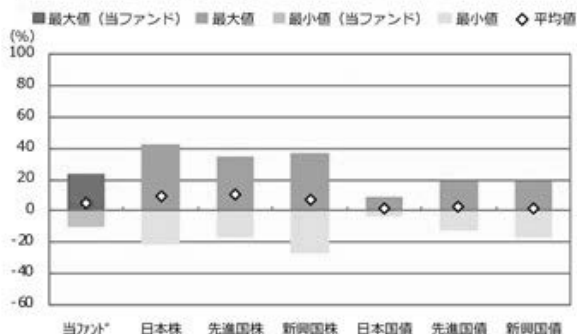
米ドルコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	23.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 9.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	5.0	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

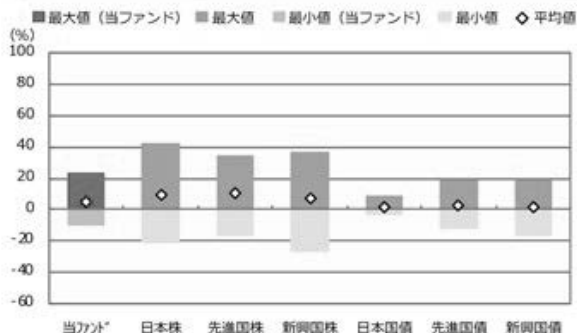
米ドルコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	23.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 9.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	5.1	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

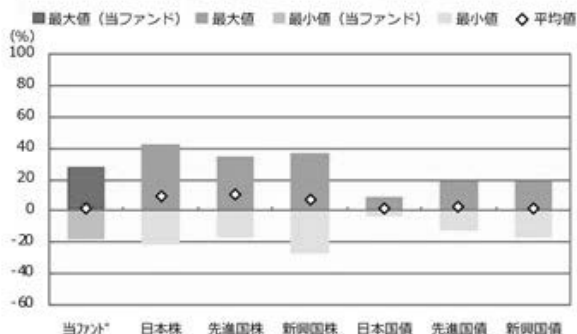
豪ドルコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	27.5	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 17.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.1	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

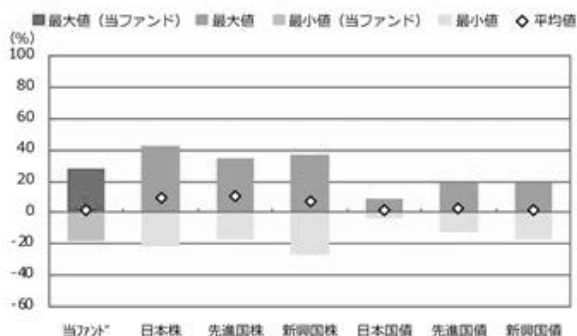
豪ドルコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

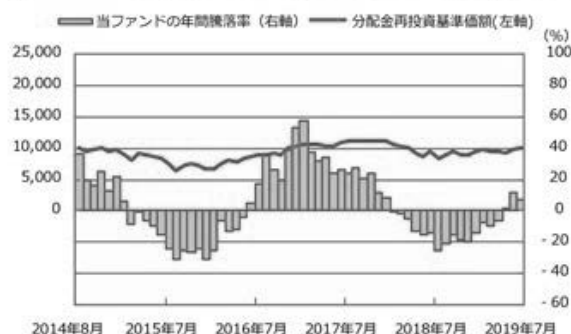


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	27.7	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 17.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.1	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ブラジルリアルコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

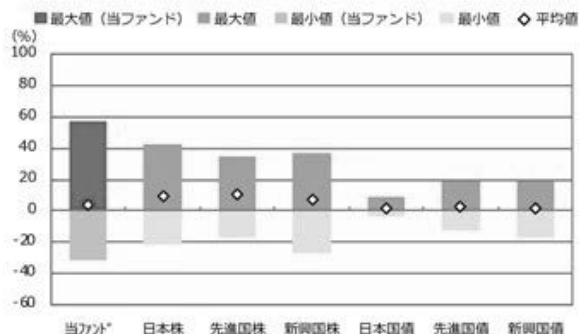
ブラジルリアルコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

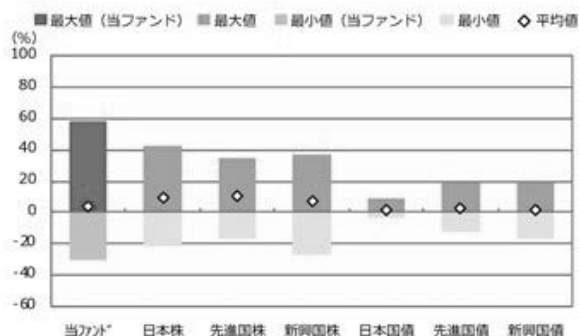
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	57.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 31.3	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	3.9	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	57.8	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 30.9	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	4.1	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

南アフリカランドコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

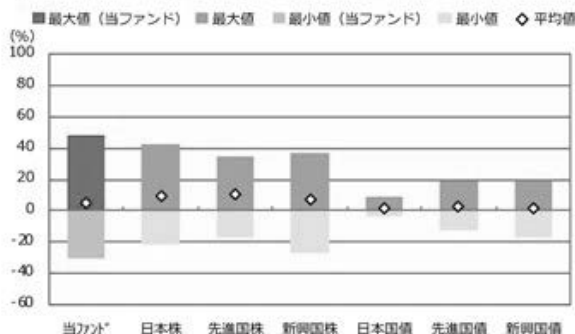
南アフリカランドコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

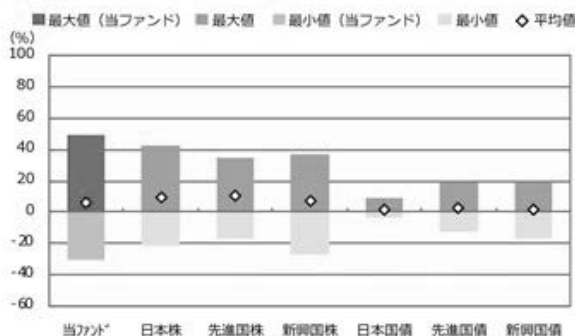
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	48.4	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 30.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	5.4	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	49.0	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 30.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	5.7	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

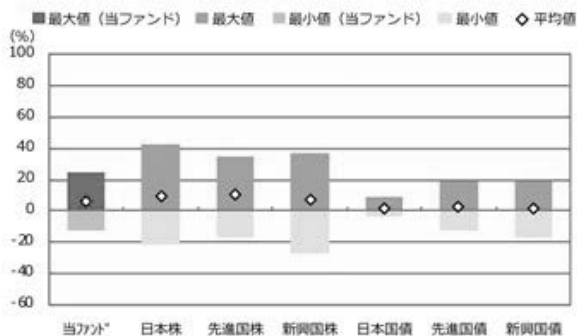
中国元コース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	24.7	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 12.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	6.1	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

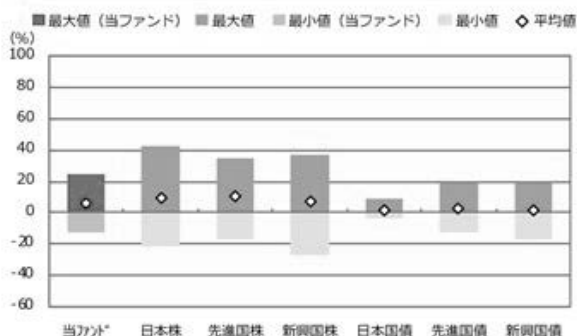
中国元コース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	24.8	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 12.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	6.2	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

インドネシアルピアコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

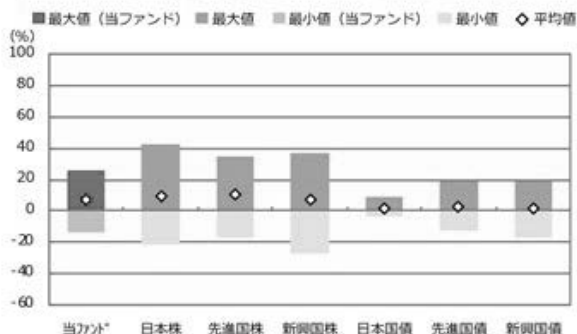
インドネシアルピアコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

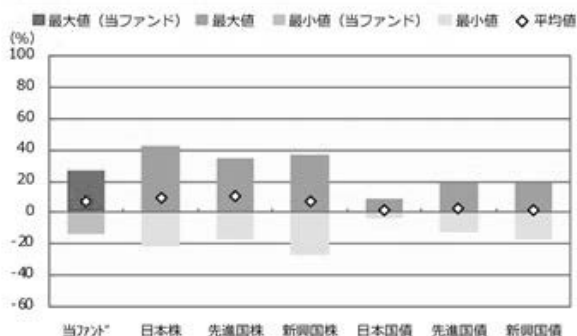
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.1	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 13.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	7.1	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 13.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	7.1	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

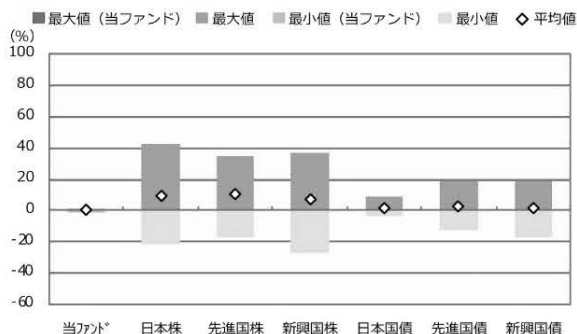
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

「マネー・プールファンド（年2回決算型）」

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	0.1	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 0.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	0.0	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%*(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、「年2回決算型」の各ファンドから「マネープールファンド(年2回決算型)」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

*2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

<各コース>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の95.04^{※1}(税抜年10,000分の88)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬率の配分については、次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の35	年10,000分の50	年10,000分の3

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

*2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、※1が年10,000分の96.8となります。

なお、この他にファンドが投資対象とする外国投資信託に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)投資対象とする外国投資信託の信託報酬

外国投資信託の名称	信託報酬率(年率)
アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ	10,000分の85程度 ^(注)

(注) 但し、信託報酬のうち、保管受託銀行報酬および管理事務代行会社報酬には年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。

◆上記の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、3年を超えない期間にわたり償却します。なお、申込手数料はかかりません。

- ◆ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、通常の状態においてはアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオの各クラス受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処としますので、概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
10,000 分の 180.04 程度 ^{※2}

*2019 年 10 月 1 日以降消費税率が 10%となった場合は、※2 が 10,000 分の 181.8 程度となります。

<マネープールファンド（年 2 回決算型）>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬率およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り（税抜）とします。

<コールレート>	信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
0.65%以上	年 10,000 分の 59.4 ^{※3} (税抜年 10,000 分の 55)	年 10,000 分の 22	年 10,000 分の 28	年 10,000 分の 5
0.4%以上 0.65%未満	年 10,000 分の 32.4 ^{※2} (税抜年 10,000 分の 30)	年 10,000 分の 13	年 10,000 分の 14	年 10,000 分の 3
0.4%未満	年 10,000 分の 16.2 ^{※1} (税抜年 10,000 分の 15) 以内	年 10,000 分の 6.5 以内	年 10,000 分の 7.0 以内	年 10,000 分の 1.5 以内

- * 前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終 5 営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。
- * 2019 年 9 月 13 日現在の信託報酬率は年 0.001188%^{※4}（税抜年 0.0011%）となっております。
- * 2019 年 10 月 1 日以降消費税率が 10%となった場合は、※1 が年 10,000 分の 16.5、※2 が年 10,000 分の 33、※3 が年 10,000 分の 60.5、※4 が年 0.00121%となります。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。（「マネープールファンド（年2回決算型）」を除く）
- ④ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。（「マネープールファンド（年2回決算型）」）
- ⑤監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。
- ⑥ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を 1 口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。（「マネープールファンド（年2回決算型）」を除く）

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により 20.315%（国税 15.315%および地方税 5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま
す。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。

NISA をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

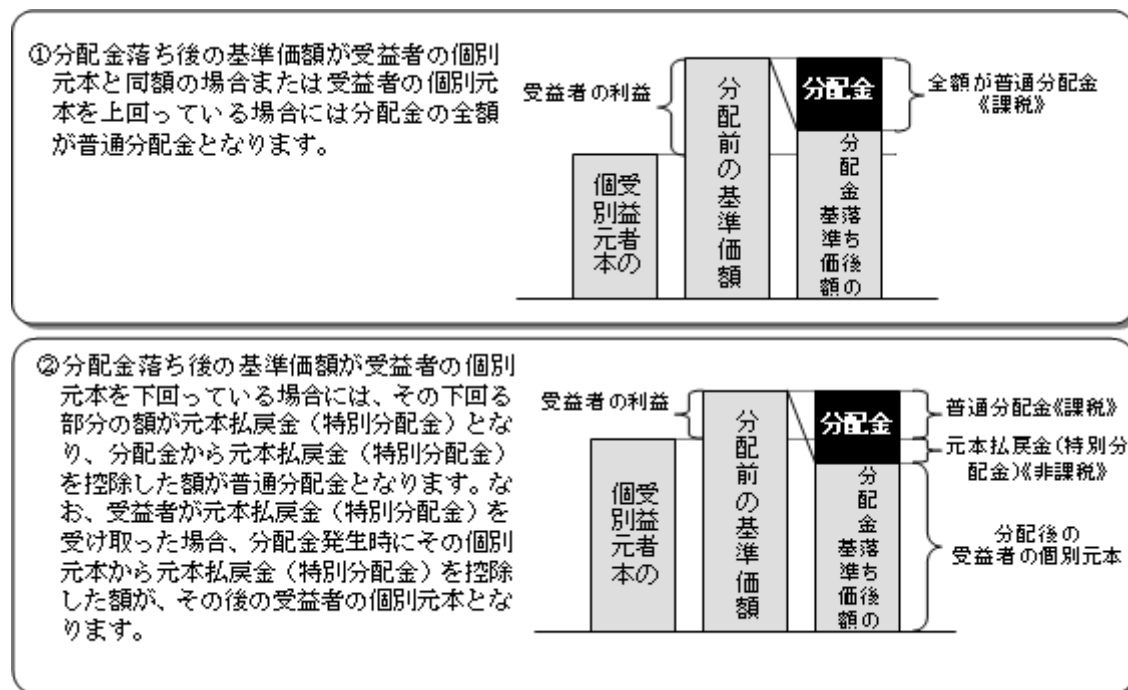
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2019 年 7 月末現在）が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は 2019 年 7 月 31 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	6,211,416,432	98.90
親投資信託受益証券	日本	1,002,751	0.01
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	67,484,077	1.07
合計（純資産総額）		6,279,903,260	100.00

野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	860,243,930	98.96
親投資信託受益証券	日本	1,002,751	0.11
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7,962,833	0.91
合計（純資産総額）		869,209,514	100.00

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	2,344,739,118	98.92
親投資信託受益証券	日本	100,275	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	25,470,972	1.07
合計（純資産総額）		2,370,310,365	100.00

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	390,802,545	98.48
親投資信託受益証券	日本	100,275	0.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,921,556	1.49
合計（純資産総額）		396,824,376	100.00

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	2,444,076,108	98.67
親投資信託受益証券	日本	1,002,750	0.04
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	31,865,038	1.28
合計（純資産総額）		2,476,943,896	100.00

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	421, 282, 332	99. 04
親投資信託受益証券	日本	100, 274	0. 02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3, 946, 585	0. 92
合計（純資産総額）		425, 329, 191	100. 00

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	9, 220, 710, 910	98. 84
親投資信託受益証券	日本	1, 002, 751	0. 01
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	106, 408, 810	1. 14
合計（純資産総額）		9, 328, 122, 471	100. 00

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	1, 122, 764, 440	98. 99
親投資信託受益証券	日本	1, 002, 751	0. 08
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	10, 438, 739	0. 92
合計（純資産総額）		1, 134, 205, 930	100. 00

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	144, 117, 792	98. 90
親投資信託受益証券	日本	100, 275	0. 06
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1, 494, 739	1. 02
合計（純資産総額）		145, 712, 806	100. 00

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	30, 180, 696	98. 79
親投資信託受益証券	日本	10, 027	0. 03
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	356, 649	1. 16
合計（純資産総額）		30, 547, 372	100. 00

野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	900, 829, 800	98. 88
親投資信託受益証券	日本	1, 002, 750	0. 11

現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	9,125,467	1.00
合計（純資産総額）		910,958,017	100.00

野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	385,199,100	98.81
親投資信託受益証券	日本	1,002,751	0.25
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,612,075	0.92
合計（純資産総額）		389,813,926	100.00

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	2,091,179,125	98.64
親投資信託受益証券	日本	1,002,751	0.04
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	27,745,254	1.30
合計（純資産総額）		2,119,927,130	100.00

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	435,058,750	99.05
親投資信託受益証券	日本	100,275	0.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,031,934	0.91
合計（純資産総額）		439,190,959	100.00

野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,564,633	97.74
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	59,098	2.25
合計（純資産総額）		2,623,731	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	1,158,589,383	13.72
特殊債券	日本	1,111,133,895	13.16
社債券	日本	2,606,420,611	30.88
コマーシャルペーパー	日本	599,993,324	7.10
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,962,820,270	35.10
合計（純資産総額）		8,438,957,483	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ JP シェア	903,216	6,886	6,219,545,376	6,877	6,211,416,432	98.90
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0205	1,002,751	1.0205	1,002,751	0.01

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.90
親投資信託受益証券	0.01
合 計	98.92

野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ JP シェア	125,090	6,841	855,844,467	6,877	860,243,930	98.96
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0205	1,002,751	1.0205	1,002,751	0.11

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.96
親投資信託受益証券	0.11
合 計	99.08

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ US シェア	246,322	9,497	2,339,339,827	9,519	2,344,739,118	98.92
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	98,261	1.0205	100,275	1.0205	100,275	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.92
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.92

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年２回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ US シェア	41,055	9,352	383,984,951	9,519	390,802,545	98.48
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	98,261	1.0205	100,275	1.0205	100,275	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.48
親投資信託受益証券	0.02
合 計	98.50

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ AU シェア	349,054	7,088	2,474,433,334	7,002	2,444,076,108	98.67
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,607	1.0205	1,002,750	1.0205	1,002,750	0.04

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.67
親投資信託受益証券	0.04
合 計	98.71

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年２回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ AU シェア	60,166	6,970	419,396,145	7,002	421,282,332	99.04
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	98,260	1.0205	100,274	1.0205	100,274	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.04
親投資信託受益証券	0.02
合 計	99.07

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ BR シェア	2,668,802	3,466	9,250,067,732	3,455	9,220,710,910	98.84
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0205	1,002,751	1.0205	1,002,751	0.01

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.84
親投資信託受益証券	0.01
合 計	98.85

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ BR シェア	324,968	3,357	1,091,125,555	3,455	1,122,764,440	98.99
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0205	1,002,751	1.0205	1,002,751	0.08

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.99
親投資信託受益証券	0.08
合 計	99.07

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ZA シェア	30,456	4,826	147,009,745	4,732	144,117,792	98.90
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	98,261	1.0205	100,275	1.0205	100,275	0.06

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.90
親投資信託受益証券	0.06
合 計	98.97

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ZA シェア	6,378	4,737	30,214,852	4,732	30,180,696	98.79
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	9,826	1.0205	10,027	1.0205	10,027	0.03

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.79
親投資信託受益証券	0.03
合 計	98.83

野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ CN シェア	76,994	11,695	900,517,204	11,700	900,829,800	98.88
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,607	1.0205	1,002,750	1.0205	1,002,750	0.11

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.88
親投資信託受益証券	0.11
合 計	98.99

野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ CN シェア	32,923	11,501	378,657,629	11,700	385,199,100	98.81
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0205	1,002,751	1.0205	1,002,751	0.25

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.81
親投資信託受益証券	0.25
合 計	99.07

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ID シェア	341,417	6,121	2,089,857,841	6,125	2,091,179,125	98.64
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0205	1,002,751	1.0205	1,002,751	0.04

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.64
親投資信託受益証券	0.04
合 計	98.69

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ID シェア	71,030	5,964	423,662,696	6,125	435,058,750	99.05
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	98,261	1.0205	100,275	1.0205	100,275	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.05
親投資信託受益証券	0.02
合 計	99.08

野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	2,513,115	1.0205	2,564,633	1.0205	2,564,633	97.74

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.74
合 計	97.74

（参考）野村マネー マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	社債券	東海旅客鉄道 第16回社債間 限定同順位特約	600,000,000	100.25	601,510,656	100.25	601,510,656	1.875	2019/9/20	7.12

			付								
2	日本	社債券	北海道電力 第319回	550,000,000	100.07	550,415,233	100.07	550,415,233	0.514	2019/9/25	6.52
3	日本	社債券	三菱東京UFJ銀行 第110回特定社債間限定同順位特約付	400,000,000	100.29	401,182,366	100.29	401,182,366	1.485	2019/10/16	4.75
4	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第53回	400,000,000	100.18	400,759,602	100.18	400,759,602	1.38	2019/9/20	4.74
5	日本	社債券	中部電力 第492回	350,000,000	100.32	351,126,396	100.32	351,126,396	1.405	2019/10/25	4.16
6	日本	特殊債券	商工債券 利付第771回い号	350,000,000	100.01	350,054,250	100.01	350,054,250	0.2	2019/8/27	4.14
7	日本	社債券	東京急行電鉄 第69回社債間限定同順位特約付	200,000,000	100.38	200,762,281	100.38	200,762,281	1.7	2019/10/25	2.37
8	日本	社債券	電源開発 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	100.08	200,163,868	100.08	200,163,868	1.474	2019/8/20	2.37
9	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000	—	199,998,504	—	199,998,504	—	—	2.36
10	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000	—	199,996,317	—	199,996,317	—	—	2.36
11	日本	地方債証券	広島県 公募平成21年度第3回	140,000,000	100.20	140,291,228	100.20	140,291,228	1.41	2019/9/25	1.66
12	日本	地方債証券	大阪府 公募第330回	116,000,000	100.22	116,257,844	100.22	116,257,844	1.48	2019/9/27	1.37
13	日本	社債券	東北電力 第452回	100,000,000	100.56	100,560,250	100.56	100,560,250	1.405	2019/12/25	1.19
14	日本	社債券	三井不動産 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100.55	100,558,995	100.55	100,558,995	1.493	2019/12/20	1.19
15	日本	地方債証券	大阪府 公募第331回	100,000,000	100.34	100,340,500	100.34	100,340,500	1.41	2019/10/29	1.18
16	日本	地方債証券	広島市 公募平成21年度第2回	100,000,000	100.33	100,330,813	100.33	100,330,813	1.35	2019/10/29	1.18
17	日本	地方債証券	岐阜県 公募平成21年度第1回	100,000,000	100.32	100,325,652	100.32	100,325,652	1.35	2019/10/28	1.18
18	日本	地方債証券	共同発行市場地方債 公募第79回	100,000,000	100.31	100,314,560	100.31	100,314,560	1.34	2019/10/25	1.18
19	日本	地方債証券	静岡県 公募平成21年度第5回	100,000,000	100.29	100,290,942	100.29	100,290,942	1.35	2019/10/18	1.18
20	日本	地方債証券	兵庫県 公募平成21年度第23回	100,000,000	100.28	100,286,943	100.28	100,286,943	1.37	2019/10/18	1.18
21	日本	特殊債券	国際協力銀行債券 第16回財投機関債	100,000,000	100.27	100,274,640	100.27	100,274,640	2.07	2019/9/20	1.18
22	日本	社債券	九州電力 第423回	100,000,000	100.14	100,140,566	100.14	100,140,566	0.959	2019/9/25	1.18
23	日本	地方債証券	静岡県 公募平成21年度第4回	100,000,000	100.08	100,085,900	100.08	100,085,900	1.56	2019/8/20	1.18
24	日本	地方債証券	鹿児島県 公募(5年)平成2	100,000,000	100.04	100,041,619	100.04	100,041,619	0.153	2019/10/31	1.18

			6年度第1回								
25	日本	特殊債券	日本政策投資銀行社債 財投機関債第4 6回	100,000,000	100.03	100,031,100	100.03	100,031,100	0.219	2019/9/20	1.18
26	日本	地方債証券	福岡県 公募平成26年度第4回	100,000,000	100.02	100,023,382	100.02	100,023,382	0.135	2019/9/26	1.18
27	日本	特殊債券	日本政策投資銀行社債 財投機関債第6 7回	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.001	2019/9/20	1.18
28	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	100,000,000	—	99,999,309	—	99,999,309	—	—	1.18
29	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	100,000,000	—	99,999,194	—	99,999,194	—	—	1.18
30	日本	特殊債券	日本政策金融公庫債券 政府保証第2 7回	60,000,000	100.02	60,014,303	100.02	60,014,303	0.372	2019/8/19	0.71

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	13.72
特殊債券	13.16
社債券	30.88
コマーシャルペーパー	7.10
合 計	64.89

②【投資不動産物件】

野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村新エマージング債券投信（マネーボールファンド）年2回決算型

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(2010年6月25日)	12,323	12,384	1.0136	1.0186
第2特定期間	(2010年12月27日)	9,192	9,254	1.0418	1.0488
第3特定期間	(2011年6月27日)	8,867	8,927	1.0337	1.0407
第4特定期間	(2011年12月26日)	11,554	11,635	0.9987	1.0057
第5特定期間	(2012年6月25日)	15,362	15,466	1.0350	1.0420
第6特定期間	(2012年12月25日)	43,664	43,943	1.0956	1.1026
第7特定期間	(2013年6月25日)	36,189	36,460	0.9348	0.9418
第8特定期間	(2013年12月25日)	26,268	26,409	0.9350	0.9400
第9特定期間	(2014年6月25日)	22,945	23,062	0.9809	0.9859
第10特定期間	(2014年12月25日)	17,262	17,357	0.9060	0.9110
第11特定期間	(2015年6月25日)	14,818	14,902	0.8818	0.8868
第12特定期間	(2015年12月25日)	11,536	11,607	0.8132	0.8182
第13特定期間	(2016年6月27日)	11,546	11,613	0.8524	0.8574
第14特定期間	(2016年12月26日)	9,590	9,636	0.8291	0.8331
第15特定期間	(2017年6月26日)	9,264	9,307	0.8550	0.8590
第16特定期間	(2017年12月25日)	8,959	8,991	0.8451	0.8481
第17特定期間	(2018年6月25日)	7,163	7,191	0.7661	0.7691
第18特定期間	(2018年12月25日)	6,322	6,339	0.7331	0.7351
第19特定期間	(2019年6月25日)	6,260	6,276	0.7854	0.7874
	2018年7月末日	7,073	—	0.7744	—
	8月末日	6,787	—	0.7513	—
	9月末日	6,796	—	0.7599	—
	10月末日	6,546	—	0.7404	—
	11月末日	6,350	—	0.7286	—
	12月末日	6,317	—	0.7322	—
	2019年1月末日	6,501	—	0.7545	—
	2月末日	6,552	—	0.7662	—
	3月末日	6,501	—	0.7659	—
	4月末日	6,230	—	0.7642	—
	5月末日	6,175	—	0.7629	—
	6月末日	6,246	—	0.7842	—

7 月末日	6,279	—	0.7913	—

野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型

2019 年 7 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間 (2010 年 6 月 25 日)	1,177	1,178	1.0277	1.0287
第 2 計算期間 (2010 年 12 月 27 日)	1,030	1,031	1.0880	1.0890
第 3 計算期間 (2011 年 6 月 27 日)	1,776	1,778	1.1211	1.1221
第 4 計算期間 (2011 年 12 月 26 日)	1,723	1,725	1.1282	1.1292
第 5 計算期間 (2012 年 6 月 25 日)	2,622	2,624	1.2161	1.2171
第 6 計算期間 (2012 年 12 月 25 日)	7,915	7,921	1.3359	1.3369
第 7 計算期間 (2013 年 6 月 25 日)	6,048	6,054	1.1846	1.1856
第 8 計算期間 (2013 年 12 月 25 日)	3,710	3,713	1.2323	1.2333
第 9 計算期間 (2014 年 6 月 25 日)	2,865	2,867	1.3335	1.3345
第 10 計算期間 (2014 年 12 月 25 日)	2,315	2,317	1.2700	1.2710
第 11 計算期間 (2015 年 6 月 25 日)	1,521	1,522	1.2772	1.2782
第 12 計算期間 (2015 年 12 月 25 日)	1,213	1,214	1.2194	1.2204
第 13 計算期間 (2016 年 6 月 27 日)	944	945	1.3246	1.3256
第 14 計算期間 (2016 年 12 月 26 日)	927	928	1.3249	1.3259
第 15 計算期間 (2017 年 6 月 26 日)	770	771	1.4046	1.4056
第 16 計算期間 (2017 年 12 月 25 日)	947	948	1.4254	1.4264
第 17 計算期間 (2018 年 6 月 25 日)	661	662	1.3207	1.3217
第 18 計算期間 (2018 年 12 月 25 日)	542	542	1.2918	1.2928
第 19 計算期間 (2019 年 6 月 25 日)	796	796	1.4042	1.4052
2018 年 7 月末日	672	—	1.3401	—
8 月末日	627	—	1.3053	—
9 月末日	562	—	1.3256	—
10 月末日	544	—	1.2968	—
11 月末日	537	—	1.2813	—
12 月末日	541	—	1.2901	—
2019 年 1 月末日	606	—	1.3330	—
2 月末日	687	—	1.3569	—
3 月末日	688	—	1.3599	—
4 月末日	749	—	1.3600	—
5 月末日	759	—	1.3614	—
6 月末日	795	—	1.4022	—
7 月末日	869	—	1.4183	—

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

2019 年 7 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 特定期間 (2010 年 6 月 25 日)	375	376	1. 0167	1. 0217
第 2 特定期間 (2010 年 12 月 27 日)	375	377	0. 9791	0. 9841
第 3 特定期間 (2011 年 6 月 27 日)	492	494	0. 9476	0. 9526
第 4 特定期間 (2011 年 12 月 26 日)	380	382	0. 8990	0. 9040
第 5 特定期間 (2012 年 6 月 25 日)	294	296	0. 9676	0. 9726
第 6 特定期間 (2012 年 12 月 25 日)	770	774	1. 0857	1. 0907
第 7 特定期間 (2013 年 6 月 25 日)	2, 204	2, 215	1. 0841	1. 0891
第 8 特定期間 (2013 年 12 月 25 日)	3, 116	3, 129	1. 1688	1. 1738
第 9 特定期間 (2014 年 6 月 25 日)	3, 280	3, 294	1. 2093	1. 2143
第 10 特定期間 (2014 年 12 月 25 日)	3, 210	3, 222	1. 3295	1. 3345
第 11 特定期間 (2015 年 6 月 25 日)	3, 110	3, 134	1. 3212	1. 3312
第 12 特定期間 (2015 年 12 月 25 日)	2, 805	2, 829	1. 1791	1. 1891
第 13 特定期間 (2016 年 6 月 27 日)	2, 285	2, 307	1. 0341	1. 0441
第 14 特定期間 (2016 年 12 月 26 日)	2, 494	2, 511	1. 1465	1. 1545
第 15 特定期間 (2017 年 6 月 26 日)	2, 653	2, 667	1. 1249	1. 1309
第 16 特定期間 (2017 年 12 月 25 日)	2, 260	2, 272	1. 1347	1. 1407
第 17 特定期間 (2018 年 6 月 25 日)	2, 145	2, 158	0. 9980	1. 0040
第 18 特定期間 (2018 年 12 月 25 日)	2, 020	2, 033	0. 9658	0. 9718
第 19 特定期間 (2019 年 6 月 25 日)	2, 279	2, 292	0. 9951	1. 0011
2018 年 7 月末日	2, 175	—	1. 0192	—
8 月末日	2, 100	—	0. 9890	—
9 月末日	2, 165	—	1. 0202	—
10 月末日	2, 064	—	0. 9901	—
11 月末日	2, 042	—	0. 9785	—
12 月末日	2, 016	—	0. 9628	—
2019 年 1 月末日	2, 073	—	0. 9747	—
2 月末日	2, 125	—	1. 0076	—
3 月末日	2, 099	—	1. 0028	—
4 月末日	2, 250	—	1. 0085	—
5 月末日	2, 250	—	0. 9886	—
6 月末日	2, 286	—	0. 9979	—
7 月末日	2, 370	—	1. 0131	—

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2010年6月25日)	43	43	1.0358	1.0368
第2計算期間 (2010年12月27日)	54	54	1.0227	1.0237
第3計算期間 (2011年6月27日)	63	63	1.0206	1.0216
第4計算期間 (2011年12月26日)	44	44	1.0040	1.0050
第5計算期間 (2012年6月25日)	509	509	1.1186	1.1196
第6計算期間 (2012年12月25日)	435	435	1.2943	1.2953
第7計算期間 (2013年6月25日)	1,101	1,102	1.3340	1.3350
第8計算期間 (2013年12月25日)	1,364	1,365	1.4788	1.4798
第9計算期間 (2014年6月25日)	1,274	1,275	1.5683	1.5693
第10計算期間 (2014年12月25日)	1,335	1,336	1.7658	1.7668
第11計算期間 (2015年6月25日)	1,411	1,412	1.8380	1.8390
第12計算期間 (2015年12月25日)	1,212	1,212	1.7205	1.7215
第13計算期間 (2016年6月27日)	960	961	1.5934	1.5944
第14計算期間 (2016年12月26日)	899	899	1.8500	1.8510
第15計算期間 (2017年6月26日)	789	789	1.8733	1.8743
第16計算期間 (2017年12月25日)	780	781	1.9494	1.9504
第17計算期間 (2018年6月25日)	740	741	1.7738	1.7748
第18計算期間 (2018年12月25日)	707	708	1.7787	1.7797
第19計算期間 (2019年6月25日)	388	388	1.9030	1.9040
2018年7月末日	745	—	1.8220	—
8月末日	714	—	1.7788	—
9月末日	741	—	1.8461	—
10月末日	725	—	1.8024	—
11月末日	719	—	1.7921	—
12月末日	705	—	1.7732	—
2019年1月末日	712	—	1.8062	—
2月末日	357	—	1.8812	—
3月末日	368	—	1.8835	—
4月末日	387	—	1.9066	—
5月末日	382	—	1.8802	—
6月末日	389	—	1.9083	—
7月末日	396	—	1.9488	—

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

2019 年 7 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 特定期間 (2010 年 6 月 25 日)	13,976	14,074	0.9960	1.0030
第 2 特定期間 (2010 年 12 月 27 日)	11,811	11,917	1.1116	1.1216
第 3 特定期間 (2011 年 6 月 27 日)	7,911	7,981	1.1294	1.1394
第 4 特定期間 (2011 年 12 月 26 日)	10,763	10,867	1.0314	1.0414
第 5 特定期間 (2012 年 6 月 25 日)	11,193	11,295	1.0984	1.1084
第 6 特定期間 (2012 年 12 月 25 日)	21,094	21,346	1.2564	1.2714
第 7 特定期間 (2013 年 6 月 25 日)	15,273	15,484	1.0874	1.1024
第 8 特定期間 (2013 年 12 月 25 日)	11,061	11,214	1.0842	1.0992
第 9 特定期間 (2014 年 6 月 25 日)	10,351	10,489	1.1248	1.1398
第 10 特定期間 (2014 年 12 月 25 日)	9,016	9,148	1.0222	1.0372
第 11 特定期間 (2015 年 6 月 25 日)	7,538	7,617	0.9429	0.9529
第 12 特定期間 (2015 年 12 月 25 日)	5,480	5,551	0.7776	0.7876
第 13 特定期間 (2016 年 6 月 27 日)	4,529	4,581	0.6933	0.7013
第 14 特定期間 (2016 年 12 月 26 日)	4,316	4,345	0.7451	0.7501
第 15 特定期間 (2017 年 6 月 26 日)	4,051	4,066	0.7736	0.7766
第 16 特定期間 (2017 年 12 月 25 日)	3,900	3,915	0.8068	0.8098
第 17 特定期間 (2018 年 6 月 25 日)	3,179	3,193	0.6913	0.6943
第 18 特定期間 (2018 年 12 月 25 日)	2,665	2,677	0.6384	0.6414
第 19 特定期間 (2019 年 6 月 25 日)	2,507	2,519	0.6567	0.6597
2018 年 7 月末日	3,192	—	0.7039	—
8 月末日	2,986	—	0.6715	—
9 月末日	3,029	—	0.6881	—
10 月末日	2,854	—	0.6592	—
11 月末日	2,853	—	0.6716	—
12 月末日	2,656	—	0.6359	—
2019 年 1 月末日	2,733	—	0.6646	—
2 月末日	2,771	—	0.6777	—
3 月末日	2,676	—	0.6696	—
4 月末日	2,619	—	0.6684	—
5 月末日	2,508	—	0.6467	—
6 月末日	2,532	—	0.6628	—
7 月末日	2,476	—	0.6607	—

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2010年6月25日)	1,536	1,538	1.0152	1.0162
第2計算期間 (2010年12月27日)	1,136	1,136	1.1796	1.1806
第3計算期間 (2011年6月27日)	723	724	1.2638	1.2648
第4計算期間 (2011年12月26日)	805	805	1.2188	1.2198
第5計算期間 (2012年6月25日)	1,067	1,068	1.3678	1.3688
第6計算期間 (2012年12月25日)	2,086	2,087	1.6507	1.6517
第7計算期間 (2013年6月25日)	1,396	1,397	1.5258	1.5268
第8計算期間 (2013年12月25日)	1,054	1,055	1.6489	1.6499
第9計算期間 (2014年6月25日)	970	971	1.8571	1.8581
第10計算期間 (2014年12月25日)	705	705	1.8338	1.8348
第11計算期間 (2015年6月25日)	599	599	1.8283	1.8293
第12計算期間 (2015年12月25日)	508	508	1.6198	1.6208
第13計算期間 (2016年6月27日)	407	407	1.5560	1.5570
第14計算期間 (2016年12月26日)	414	415	1.7494	1.7504
第15計算期間 (2017年6月26日)	386	386	1.8581	1.8591
第16計算期間 (2017年12月25日)	514	514	1.9804	1.9814
第17計算期間 (2018年6月25日)	447	447	1.7366	1.7376
第18計算期間 (2018年12月25日)	403	403	1.6459	1.6469
第19計算期間 (2019年6月25日)	421	421	1.7386	1.7396
2018年7月末日	449	—	1.7757	—
8月末日	427	—	1.7012	—
9月末日	432	—	1.7513	—
10月末日	416	—	1.6852	—
11月末日	427	—	1.7246	—
12月末日	402	—	1.6395	—
2019年1月末日	423	—	1.7214	—
2月末日	431	—	1.7632	—
3月末日	427	—	1.7500	—
4月末日	426	—	1.7545	—
5月末日	414	—	1.7052	—
6月末日	425	—	1.7548	—
7月末日	425	—	1.7571	—

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

2019 年 7 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 特定期間 (2010 年 6 月 25 日)	136,422	138,000	1.0373	1.0493
第 2 特定期間 (2010 年 12 月 27 日)	110,459	111,949	1.0380	1.0520
第 3 特定期間 (2011 年 6 月 27 日)	88,041	89,214	1.0503	1.0643
第 4 特定期間 (2011 年 12 月 26 日)	63,233	64,291	0.8373	0.8513
第 5 特定期間 (2012 年 6 月 25 日)	52,641	53,578	0.7869	0.8009
第 6 特定期間 (2012 年 12 月 25 日)	67,002	67,881	0.8382	0.8492
第 7 特定期間 (2013 年 6 月 25 日)	57,279	58,111	0.7571	0.7681
第 8 特定期間 (2013 年 12 月 25 日)	46,576	47,263	0.7459	0.7569
第 9 特定期間 (2014 年 6 月 25 日)	43,420	44,008	0.8123	0.8233
第 10 特定期間 (2014 年 12 月 25 日)	33,352	33,850	0.7367	0.7477
第 11 特定期間 (2015 年 6 月 25 日)	26,062	26,390	0.6363	0.6443
第 12 特定期間 (2015 年 12 月 25 日)	16,853	17,155	0.4472	0.4552
第 13 特定期間 (2016 年 6 月 27 日)	16,423	16,635	0.4655	0.4715
第 14 特定期間 (2016 年 12 月 26 日)	17,553	17,715	0.5441	0.5491
第 15 特定期間 (2017 年 6 月 26 日)	16,429	16,582	0.5376	0.5426
第 16 特定期間 (2017 年 12 月 25 日)	15,915	16,032	0.5465	0.5505
第 17 特定期間 (2018 年 6 月 25 日)	11,406	11,513	0.4247	0.4287
第 18 特定期間 (2018 年 12 月 25 日)	9,710	9,758	0.4039	0.4059
第 19 特定期間 (2019 年 6 月 25 日)	9,344	9,388	0.4310	0.4330
2018 年 7 月末日	11,666	—	0.4397	—
8 月末日	10,001	—	0.3835	—
9 月末日	10,524	—	0.4116	—
10 月末日	10,846	—	0.4341	—
11 月末日	10,131	—	0.4126	—
12 月末日	9,750	—	0.4053	—
2019 年 1 月末日	10,282	—	0.4321	—
2 月末日	10,274	—	0.4419	—
3 月末日	9,643	—	0.4202	—
4 月末日	9,517	—	0.4199	—
5 月末日	9,188	—	0.4111	—
6 月末日	9,342	—	0.4317	—
7 月末日	9,328	—	0.4448	—

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年２回決算型

2019 年 7 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間 (2010 年 6 月 25 日)	4,812	4,816	1.0736	1.0746
第 2 計算期間 (2010 年 12 月 27 日)	3,872	3,875	1.1544	1.1554
第 3 計算期間 (2011 年 6 月 27 日)	2,655	2,657	1.2652	1.2662
第 4 計算期間 (2011 年 12 月 26 日)	1,591	1,592	1.1043	1.1053
第 5 計算期間 (2012 年 6 月 25 日)	1,577	1,578	1.1415	1.1425
第 6 計算期間 (2012 年 12 月 25 日)	2,698	2,700	1.3427	1.3437
第 7 計算期間 (2013 年 6 月 25 日)	2,460	2,462	1.2979	1.2989
第 8 計算期間 (2013 年 12 月 25 日)	1,799	1,800	1.3931	1.3941
第 9 計算期間 (2014 年 6 月 25 日)	1,796	1,797	1.6520	1.6530
第 10 計算期間 (2014 年 12 月 25 日)	1,532	1,532	1.6312	1.6322
第 11 計算期間 (2015 年 6 月 25 日)	1,539	1,540	1.5500	1.5510
第 12 計算期間 (2015 年 12 月 25 日)	1,034	1,035	1.1961	1.1971
第 13 計算期間 (2016 年 6 月 27 日)	998	998	1.3684	1.3694
第 14 計算期間 (2016 年 12 月 26 日)	1,315	1,316	1.7016	1.7026
第 15 計算期間 (2017 年 6 月 26 日)	1,398	1,399	1.7723	1.7733
第 16 計算期間 (2017 年 12 月 25 日)	2,957	2,959	1.9013	1.9023
第 17 計算期間 (2018 年 6 月 25 日)	1,183	1,184	1.5509	1.5519
第 18 計算期間 (2018 年 12 月 25 日)	1,046	1,047	1.5305	1.5315
第 19 計算期間 (2019 年 6 月 25 日)	1,133	1,134	1.6789	1.6799
2018 年 7 月末日	1,203	—	1.6206	—
8 月末日	1,040	—	1.4270	—
9 月末日	1,133	—	1.5385	—
10 月末日	1,165	—	1.6306	—
11 月末日	1,082	—	1.5568	—
12 月末日	1,050	—	1.5356	—
2019 年 1 月末日	1,126	—	1.6448	—
2 月末日	1,162	—	1.6897	—
3 月末日	1,104	—	1.6143	—
4 月末日	1,120	—	1.6207	—
5 月末日	1,084	—	1.5946	—
6 月末日	1,125	—	1.6818	—
7 月末日	1,134	—	1.7408	—

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間 (2010年6月25日)	1,781	1,798	1.0355	1.0455
第2特定期間 (2010年12月27日)	1,516	1,531	1.1138	1.1248
第3特定期間 (2011年6月27日)	821	830	1.0577	1.0687
第4特定期間 (2011年12月26日)	522	529	0.8368	0.8478
第5特定期間 (2012年6月25日)	497	504	0.8621	0.8731
第6特定期間 (2012年12月25日)	721	727	0.9340	0.9420
第7特定期間 (2013年6月25日)	587	593	0.7950	0.8030
第8特定期間 (2013年12月25日)	449	453	0.8255	0.8335
第9特定期間 (2014年6月25日)	432	436	0.8244	0.8324
第10特定期間 (2014年12月25日)	363	366	0.8294	0.8374
第11特定期間 (2015年6月25日)	337	341	0.7952	0.8032
第12特定期間 (2015年12月25日)	207	210	0.5731	0.5811
第13特定期間 (2016年6月27日)	180	182	0.5056	0.5116
第14特定期間 (2016年12月26日)	190	191	0.6197	0.6237
第15特定期間 (2017年6月26日)	329	331	0.6710	0.6750
第16特定期間 (2017年12月25日)	332	334	0.7127	0.7167
第17特定期間 (2018年6月25日)	159	160	0.6029	0.6069
第18特定期間 (2018年12月25日)	135	136	0.5445	0.5485
第19特定期間 (2019年6月25日)	141	141	0.5826	0.5866
2018年7月末日	167	—	0.6300	—
8月末日	143	—	0.5490	—
9月末日	152	—	0.5917	—
10月末日	140	—	0.5568	—
11月末日	147	—	0.5896	—
12月末日	137	—	0.5502	—
2019年1月末日	151	—	0.6040	—
2月末日	150	—	0.6002	—
3月末日	143	—	0.5722	—
4月末日	143	—	0.5837	—
5月末日	137	—	0.5661	—
6月末日	143	—	0.5916	—
7月末日	145	—	0.6012	—

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型

2019 年 7 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間 (2010 年 6 月 25 日)	121	121	1. 0764	1. 0774
第 2 計算期間 (2010 年 12 月 27 日)	105	105	1. 2229	1. 2239
第 3 計算期間 (2011 年 6 月 27 日)	84	84	1. 2347	1. 2357
第 4 計算期間 (2011 年 12 月 26 日)	46	46	1. 0473	1. 0483
第 5 計算期間 (2012 年 6 月 25 日)	59	59	1. 1594	1. 1604
第 6 計算期間 (2012 年 12 月 25 日)	60	60	1. 3462	1. 3472
第 7 計算期間 (2013 年 6 月 25 日)	53	53	1. 2047	1. 2057
第 8 計算期間 (2013 年 12 月 25 日)	45	45	1. 3250	1. 3260
第 9 計算期間 (2014 年 6 月 25 日)	51	52	1. 4022	1. 4032
第 10 計算期間 (2014 年 12 月 25 日)	85	85	1. 4926	1. 4936
第 11 計算期間 (2015 年 6 月 25 日)	83	83	1. 5199	1. 5209
第 12 計算期間 (2015 年 12 月 25 日)	63	63	1. 1741	1. 1751
第 13 計算期間 (2016 年 6 月 27 日)	55	55	1. 1229	1. 1239
第 14 計算期間 (2016 年 12 月 26 日)	41	42	1. 4414	1. 4424
第 15 計算期間 (2017 年 6 月 26 日)	47	47	1. 6299	1. 6309
第 16 計算期間 (2017 年 12 月 25 日)	52	52	1. 7940	1. 7950
第 17 計算期間 (2018 年 6 月 25 日)	27	27	1. 5716	1. 5726
第 18 計算期間 (2018 年 12 月 25 日)	9	9	1. 4798	1. 4808
第 19 計算期間 (2019 年 6 月 25 日)	11	11	1. 6492	1. 6502
2018 年 7 月末日	27	—	1. 6530	—
8 月末日	24	—	1. 4508	—
9 月末日	26	—	1. 5749	—
10 月末日	9	—	1. 4918	—
11 月末日	10	—	1. 5916	—
12 月末日	9	—	1. 4952	—
2019 年 1 月末日	10	—	1. 6518	—
2 月末日	10	—	1. 6530	—
3 月末日	10	—	1. 5874	—
4 月末日	10	—	1. 6298	—
5 月末日	10	—	1. 5926	—
6 月末日	11	—	1. 6743	—
7 月末日	30	—	1. 7048	—

野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

2019 年 7 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 特定期間 (2010 年 6 月 25 日)	20,096	20,216	1.0121	1.0181
第 2 特定期間 (2010 年 12 月 27 日)	15,268	15,361	0.9830	0.9890
第 3 特定期間 (2011 年 6 月 27 日)	9,374	9,432	0.9597	0.9657
第 4 特定期間 (2011 年 12 月 26 日)	5,734	5,771	0.9245	0.9305
第 5 特定期間 (2012 年 6 月 25 日)	4,402	4,429	0.9919	0.9979
第 6 特定期間 (2012 年 12 月 25 日)	3,696	3,716	1.1158	1.1218
第 7 特定期間 (2013 年 6 月 25 日)	2,963	2,979	1.1329	1.1389
第 8 特定期間 (2013 年 12 月 25 日)	2,836	2,850	1.2393	1.2453
第 9 特定期間 (2014 年 6 月 25 日)	2,636	2,648	1.2659	1.2719
第 10 特定期間 (2014 年 12 月 25 日)	2,604	2,615	1.4133	1.4193
第 11 特定期間 (2015 年 6 月 25 日)	2,455	2,481	1.4077	1.4227
第 12 特定期間 (2015 年 12 月 25 日)	1,504	1,523	1.1782	1.1932
第 13 特定期間 (2016 年 6 月 27 日)	1,125	1,141	1.0187	1.0337
第 14 特定期間 (2016 年 12 月 26 日)	1,077	1,089	1.0619	1.0739
第 15 特定期間 (2017 年 6 月 26 日)	1,089	1,097	1.0655	1.0735
第 16 特定期間 (2017 年 12 月 25 日)	1,122	1,130	1.1207	1.1287
第 17 特定期間 (2018 年 6 月 25 日)	1,073	1,082	0.9949	1.0029
第 18 特定期間 (2018 年 12 月 25 日)	912	916	0.9094	0.9134
第 19 特定期間 (2019 年 6 月 25 日)	909	913	0.9582	0.9622
2018 年 7 月末日	1,056	—	0.9743	—
8 月末日	991	—	0.9371	—
9 月末日	1,001	—	0.9628	—
10 月末日	949	—	0.9228	—
11 月末日	939	—	0.9163	—
12 月末日	915	—	0.9119	—
2019 年 1 月末日	946	—	0.9482	—
2 月末日	981	—	0.9863	—
3 月末日	969	—	0.9763	—
4 月末日	976	—	0.9825	—
5 月末日	901	—	0.9415	—
6 月末日	903	—	0.9613	—
7 月末日	910	—	0.9746	—

野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2010年6月25日)	5,159	5,164	1.0282	1.0292
第2計算期間 (2010年12月27日)	3,621	3,624	1.0330	1.0340
第3計算期間 (2011年6月27日)	2,049	2,051	1.0457	1.0467
第4計算期間 (2011年12月26日)	1,489	1,490	1.0466	1.0476
第5計算期間 (2012年6月25日)	1,295	1,296	1.1642	1.1652
第6計算期間 (2012年12月25日)	1,119	1,120	1.3553	1.3563
第7計算期間 (2013年6月25日)	1,108	1,109	1.4161	1.4171
第8計算期間 (2013年12月25日)	1,023	1,024	1.5965	1.5975
第9計算期間 (2014年6月25日)	1,005	1,005	1.6776	1.6786
第10計算期間 (2014年12月25日)	960	961	1.9239	1.9249
第11計算期間 (2015年6月25日)	966	966	2.0441	2.0451
第12計算期間 (2015年12月25日)	524	524	1.8379	1.8389
第13計算期間 (2016年6月27日)	443	443	1.7238	1.7248
第14計算期間 (2016年12月26日)	454	455	1.9309	1.9319
第15計算期間 (2017年6月26日)	453	454	2.0267	2.0277
第16計算期間 (2017年12月25日)	438	438	2.2257	2.2267
第17計算期間 (2018年6月25日)	403	403	2.0672	2.0682
第18計算期間 (2018年12月25日)	355	355	1.9781	1.9791
第19計算期間 (2019年6月25日)	381	381	2.1355	2.1365
2018年7月末日	398	—	2.0402	—
8月末日	383	—	1.9791	—
9月末日	397	—	2.0507	—
10月末日	356	—	1.9824	—
11月末日	357	—	1.9854	—
12月末日	356	—	1.9835	—
2019年1月末日	370	—	2.0711	—
2月末日	386	—	2.1633	—
3月末日	384	—	2.1502	—
4月末日	388	—	2.1725	—
5月末日	373	—	2.0905	—
6月末日	382	—	2.1424	—
7月末日	389	—	2.1810	—

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間 (2010年6月25日)	16,627	16,788	1.0335	1.0435
第2特定期間 (2010年12月27日)	11,982	12,104	0.9828	0.9928
第3特定期間 (2011年6月27日)	8,176	8,259	0.9855	0.9955
第4特定期間 (2011年12月26日)	5,315	5,377	0.8630	0.8730
第5特定期間 (2012年6月25日)	5,850	5,916	0.8779	0.8879
第6特定期間 (2012年12月25日)	6,921	6,980	0.9412	0.9492
第7特定期間 (2013年6月25日)	6,994	7,056	0.8955	0.9035
第8特定期間 (2013年12月25日)	5,299	5,349	0.8578	0.8658
第9特定期間 (2014年6月25日)	4,486	4,525	0.9072	0.9152
第10特定期間 (2014年12月25日)	3,794	3,825	0.9525	0.9605
第11特定期間 (2015年6月25日)	3,234	3,262	0.9269	0.9349
第12特定期間 (2015年12月25日)	2,417	2,439	0.8503	0.8583
第13特定期間 (2016年6月27日)	1,888	1,907	0.7780	0.7860
第14特定期間 (2016年12月26日)	1,979	1,993	0.8887	0.8947
第15特定期間 (2017年6月26日)	1,974	1,987	0.8894	0.8954
第16特定期間 (2017年12月25日)	2,083	2,097	0.8896	0.8956
第17特定期間 (2018年6月25日)	1,571	1,583	0.7588	0.7648
第18特定期間 (2018年12月25日)	1,383	1,392	0.7220	0.7270
第19特定期間 (2019年6月25日)	1,918	1,930	0.7894	0.7944
2018年7月末日	1,557	—	0.7670	—
8月末日	1,442	—	0.7189	—
9月末日	1,465	—	0.7418	—
10月末日	1,383	—	0.7092	—
11月末日	1,453	—	0.7469	—
12月末日	1,388	—	0.7242	—
2019年1月末日	1,578	—	0.7625	—
2月末日	1,669	—	0.7909	—
3月末日	1,613	—	0.7757	—
4月末日	1,882	—	0.7862	—
5月末日	1,835	—	0.7614	—
6月末日	1,892	—	0.7923	—
7月末日	2,119	—	0.8140	—

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2010年6月25日)	1,204	1,205	1.0622	1.0632
第2計算期間 (2010年12月27日)	856	856	1.0707	1.0717
第3計算期間 (2011年6月27日)	593	594	1.1415	1.1425
第4計算期間 (2011年12月26日)	435	436	1.0664	1.0674
第5計算期間 (2012年6月25日)	497	497	1.1579	1.1589
第6計算期間 (2012年12月25日)	526	526	1.3196	1.3206
第7計算期間 (2013年6月25日)	514	514	1.3169	1.3179
第8計算期間 (2013年12月25日)	309	309	1.3263	1.3273
第9計算期間 (2014年6月25日)	252	252	1.4778	1.4788
第10計算期間 (2014年12月25日)	228	228	1.6346	1.6356
第11計算期間 (2015年6月25日)	228	228	1.6754	1.6764
第12計算期間 (2015年12月25日)	175	176	1.6239	1.6249
第13計算期間 (2016年6月27日)	170	170	1.5740	1.5750
第14計算期間 (2016年12月26日)	209	210	1.8811	1.8821
第15計算期間 (2017年6月26日)	203	203	1.9570	1.9580
第16計算期間 (2017年12月25日)	297	297	2.0331	2.0341
第17計算期間 (2018年6月25日)	277	277	1.8134	1.8144
第18計算期間 (2018年12月25日)	266	266	1.8076	1.8086
第19計算期間 (2019年6月25日)	399	399	2.0537	2.0547
2018年7月末日	282	—	1.8466	—
8月末日	267	—	1.7448	—
9月末日	272	—	1.8151	—
10月末日	253	—	1.7502	—
11月末日	267	—	1.8585	—
12月末日	267	—	1.8131	—
2019年1月末日	294	—	1.9213	—
2月末日	342	—	2.0033	—
3月末日	338	—	1.9774	—
4月末日	373	—	2.0187	—
5月末日	379	—	1.9687	—
6月末日	400	—	2.0610	—
7月末日	439	—	2.1306	—

野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年２回決算型

2019 年 7 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間 (2010 年 6 月 25 日)	132	132	1.0004	1.0004
第 2 計算期間 (2010 年 12 月 27 日)	36	36	1.0008	1.0008
第 3 計算期間 (2011 年 6 月 27 日)	35	35	1.0012	1.0012
第 4 計算期間 (2011 年 12 月 26 日)	8	8	1.0016	1.0016
第 5 計算期間 (2012 年 6 月 25 日)	7	7	1.0011	1.0021
第 6 計算期間 (2012 年 12 月 25 日)	40	40	1.0016	1.0016
第 7 計算期間 (2013 年 6 月 25 日)	33	33	1.0018	1.0018
第 8 計算期間 (2013 年 12 月 25 日)	11	11	1.0013	1.0023
第 9 計算期間 (2014 年 6 月 25 日)	6	6	1.0016	1.0016
第 10 計算期間 (2014 年 12 月 25 日)	8	8	1.0008	1.0018
第 11 計算期間 (2015 年 6 月 25 日)	5	5	1.0000	1.0010
第 12 計算期間 (2015 年 12 月 25 日)	15	15	1.0003	1.0003
第 13 計算期間 (2016 年 6 月 27 日)	5	5	1.0005	1.0005
第 14 計算期間 (2016 年 12 月 26 日)	4	4	1.0003	1.0003
第 15 計算期間 (2017 年 6 月 26 日)	4	4	1.0002	1.0002
第 16 計算期間 (2017 年 12 月 25 日)	3	3	1.0001	1.0001
第 17 計算期間 (2018 年 6 月 25 日)	11	11	1.0000	1.0000
第 18 計算期間 (2018 年 12 月 25 日)	2	2	0.9999	0.9999
第 19 計算期間 (2019 年 6 月 25 日)	2	2	0.9998	0.9998
2018 年 7 月末日	11	—	1.0000	—
8 月末日	11	—	1.0000	—
9 月末日	2	—	0.9999	—
10 月末日	2	—	0.9999	—
11 月末日	2	—	0.9999	—
12 月末日	2	—	0.9999	—
2019 年 1 月末日	2	—	0.9999	—
2 月末日	2	—	0.9998	—
3 月末日	2	—	0.9998	—
4 月末日	2	—	0.9998	—
5 月末日	2	—	0.9998	—
6 月末日	2	—	0.9998	—
7 月末日	2	—	0.9998	—

②【分配の推移】

野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2010年2月24日～2010年6月25日	0.0150円
第2特定期間	2010年6月26日～2010年12月27日	0.0320円
第3特定期間	2010年12月28日～2011年6月27日	0.0420円
第4特定期間	2011年6月28日～2011年12月26日	0.0420円
第5特定期間	2011年12月27日～2012年6月25日	0.0420円
第6特定期間	2012年6月26日～2012年12月25日	0.0420円
第7特定期間	2012年12月26日～2013年6月25日	0.0420円
第8特定期間	2013年6月26日～2013年12月25日	0.0380円
第9特定期間	2013年12月26日～2014年6月25日	0.0300円
第10特定期間	2014年6月26日～2014年12月25日	0.0300円
第11特定期間	2014年12月26日～2015年6月25日	0.0300円
第12特定期間	2015年6月26日～2015年12月25日	0.0300円
第13特定期間	2015年12月26日～2016年6月27日	0.0300円
第14特定期間	2016年6月28日～2016年12月26日	0.0250円
第15特定期間	2016年12月27日～2017年6月26日	0.0240円
第16特定期間	2017年6月27日～2017年12月25日	0.0230円
第17特定期間	2017年12月26日～2018年6月25日	0.0180円
第18特定期間	2018年6月26日～2018年12月25日	0.0170円
第19特定期間	2018年12月26日～2019年6月25日	0.0120円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年2月24日～2010年6月25日	0.0010円
第2計算期間	2010年6月26日～2010年12月27日	0.0010円
第3計算期間	2010年12月28日～2011年6月27日	0.0010円
第4計算期間	2011年6月28日～2011年12月26日	0.0010円
第5計算期間	2011年12月27日～2012年6月25日	0.0010円
第6計算期間	2012年6月26日～2012年12月25日	0.0010円
第7計算期間	2012年12月26日～2013年6月25日	0.0010円
第8計算期間	2013年6月26日～2013年12月25日	0.0010円
第9計算期間	2013年12月26日～2014年6月25日	0.0010円
第10計算期間	2014年6月26日～2014年12月25日	0.0010円
第11計算期間	2014年12月26日～2015年6月25日	0.0010円
第12計算期間	2015年6月26日～2015年12月25日	0.0010円
第13計算期間	2015年12月26日～2016年6月27日	0.0010円

第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	0.0010 円

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	0.0150 円
第 2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.0300 円
第 3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	0.0300 円
第 4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.0300 円
第 5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	0.0300 円
第 6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	0.0300 円
第 7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	0.0300 円
第 8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	0.0300 円
第 9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	0.0300 円
第 10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	0.0300 円
第 11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0.0600 円
第 12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	0.0600 円
第 13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	0.0600 円
第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.0500 円
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	0.0360 円
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	0.0360 円
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	0.0360 円
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	0.0360 円
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	0.0360 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.0010 円
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	0.0010 円
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.0010 円
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	0.0010 円

第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	0.0010 円

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	0.0210 円
第 2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.0450 円
第 3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	0.0600 円
第 4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.0600 円
第 5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	0.0600 円
第 6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	0.0650 円
第 7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	0.0900 円
第 8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	0.0900 円
第 9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	0.0900 円
第 10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	0.0900 円
第 11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0.0750 円
第 12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	0.0600 円
第 13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	0.0540 円
第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.0330 円
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	0.0180 円
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	0.0180 円
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	0.0180 円
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	0.0180 円
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	0.0180 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	0.0010 円

第2計算期間	2010年6月26日～2010年12月27日	0.0010円
第3計算期間	2010年12月28日～2011年6月27日	0.0010円
第4計算期間	2011年6月28日～2011年12月26日	0.0010円
第5計算期間	2011年12月27日～2012年6月25日	0.0010円
第6計算期間	2012年6月26日～2012年12月25日	0.0010円
第7計算期間	2012年12月26日～2013年6月25日	0.0010円
第8計算期間	2013年6月26日～2013年12月25日	0.0010円
第9計算期間	2013年12月26日～2014年6月25日	0.0010円
第10計算期間	2014年6月26日～2014年12月25日	0.0010円
第11計算期間	2014年12月26日～2015年6月25日	0.0010円
第12計算期間	2015年6月26日～2015年12月25日	0.0010円
第13計算期間	2015年12月26日～2016年6月27日	0.0010円
第14計算期間	2016年6月28日～2016年12月26日	0.0010円
第15計算期間	2016年12月27日～2017年6月26日	0.0010円
第16計算期間	2017年6月27日～2017年12月25日	0.0010円
第17計算期間	2017年12月26日～2018年6月25日	0.0010円
第18計算期間	2018年6月26日～2018年12月25日	0.0010円
第19計算期間	2018年12月26日～2019年6月25日	0.0010円

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2010年2月24日～2010年6月25日	0.0360円
第2特定期間	2010年6月26日～2010年12月27日	0.0780円
第3特定期間	2010年12月28日～2011年6月27日	0.0840円
第4特定期間	2011年6月28日～2011年12月26日	0.0840円
第5特定期間	2011年12月27日～2012年6月25日	0.0840円
第6特定期間	2012年6月26日～2012年12月25日	0.0810円
第7特定期間	2012年12月26日～2013年6月25日	0.0660円
第8特定期間	2013年6月26日～2013年12月25日	0.0660円
第9特定期間	2013年12月26日～2014年6月25日	0.0660円
第10特定期間	2014年6月26日～2014年12月25日	0.0660円
第11特定期間	2014年12月26日～2015年6月25日	0.0600円
第12特定期間	2015年6月26日～2015年12月25日	0.0480円
第13特定期間	2015年12月26日～2016年6月27日	0.0420円
第14特定期間	2016年6月28日～2016年12月26日	0.0310円
第15特定期間	2016年12月27日～2017年6月26日	0.0300円
第16特定期間	2017年6月27日～2017年12月25日	0.0290円
第17特定期間	2017年12月26日～2018年6月25日	0.0240円
第18特定期間	2018年6月26日～2018年12月25日	0.0160円
第19特定期間	2018年12月26日～2019年6月25日	0.0120円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年 2月 24日～2010年 6月 25日	0.0010 円
第2計算期間	2010年 6月 26日～2010年 12月 27日	0.0010 円
第3計算期間	2010年 12月 28日～2011年 6月 27日	0.0010 円
第4計算期間	2011年 6月 28日～2011年 12月 26日	0.0010 円
第5計算期間	2011年 12月 27日～2012年 6月 25日	0.0010 円
第6計算期間	2012年 6月 26日～2012年 12月 25日	0.0010 円
第7計算期間	2012年 12月 26日～2013年 6月 25日	0.0010 円
第8計算期間	2013年 6月 26日～2013年 12月 25日	0.0010 円
第9計算期間	2013年 12月 26日～2014年 6月 25日	0.0010 円
第10計算期間	2014年 6月 26日～2014年 12月 25日	0.0010 円
第11計算期間	2014年 12月 26日～2015年 6月 25日	0.0010 円
第12計算期間	2015年 6月 26日～2015年 12月 25日	0.0010 円
第13計算期間	2015年 12月 26日～2016年 6月 27日	0.0010 円
第14計算期間	2016年 6月 28日～2016年 12月 26日	0.0010 円
第15計算期間	2016年 12月 27日～2017年 6月 26日	0.0010 円
第16計算期間	2017年 6月 27日～2017年 12月 25日	0.0010 円
第17計算期間	2017年 12月 26日～2018年 6月 25日	0.0010 円
第18計算期間	2018年 6月 26日～2018年 12月 25日	0.0010 円
第19計算期間	2018年 12月 26日～2019年 6月 25日	0.0010 円

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2010年 2月 24日～2010年 6月 25日	0.0300 円
第2特定期間	2010年 6月 26日～2010年 12月 27日	0.0610 円
第3特定期間	2010年 12月 28日～2011年 6月 27日	0.0660 円
第4特定期間	2011年 6月 28日～2011年 12月 26日	0.0660 円
第5特定期間	2011年 12月 27日～2012年 6月 25日	0.0660 円
第6特定期間	2012年 6月 26日～2012年 12月 25日	0.0630 円
第7特定期間	2012年 12月 26日～2013年 6月 25日	0.0480 円
第8特定期間	2013年 6月 26日～2013年 12月 25日	0.0480 円
第9特定期間	2013年 12月 26日～2014年 6月 25日	0.0480 円
第10特定期間	2014年 6月 26日～2014年 12月 25日	0.0480 円
第11特定期間	2014年 12月 26日～2015年 6月 25日	0.0480 円
第12特定期間	2015年 6月 26日～2015年 12月 25日	0.0480 円
第13特定期間	2015年 12月 26日～2016年 6月 27日	0.0420 円

第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.0260 円
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	0.0240 円
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	0.0240 円
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	0.0240 円
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	0.0240 円
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	0.0240 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.0010 円
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	0.0010 円
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.0010 円
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	0.0010 円

野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	0.0180 円
第 2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.0360 円
第 3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	0.0360 円
第 4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.0360 円
第 5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	0.0360 円
第 6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	0.0360 円
第 7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	0.0360 円

第 8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	0.0360 円
第 9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	0.0360 円
第 10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	0.0360 円
第 11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0.0900 円
第 12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	0.0900 円
第 13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	0.0900 円
第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.0750 円
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	0.0480 円
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	0.0480 円
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	0.0480 円
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	0.0440 円
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	0.0240 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村新エマージング債券投信（中国元コース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.0010 円
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	0.0010 円
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.0010 円
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	0.0010 円

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	0.0300 円

第2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.0600 円
第3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	0.0600 円
第4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.0600 円
第5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	0.0600 円
第6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	0.0580 円
第7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	0.0480 円
第8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	0.0480 円
第9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	0.0480 円
第10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	0.0480 円
第11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0.0480 円
第12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	0.0480 円
第13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	0.0480 円
第14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.0380 円
第15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	0.0360 円
第16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	0.0360 円
第17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	0.0360 円
第18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	0.0350 円
第19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	0.0300 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	0.0010 円
第2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.0010 円
第3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	0.0010 円
第4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.0010 円
第5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	0.0010 円
第6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	0.0010 円
第7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	0.0010 円
第8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	0.0010 円
第9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	0.0010 円
第10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	0.0010 円
第11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0.0010 円
第12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	0.0010 円
第13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	0.0010 円
第14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.0010 円
第15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	0.0010 円
第16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	0.0010 円
第17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	0.0010 円
第18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	0.0010 円

第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	0.0010 円

野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	0.0000 円
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.0000 円
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	0.0000 円
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.0000 円
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	0.0000 円
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	0.0000 円
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	0.0000 円
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	0.0000 円
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	0.0000 円
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.0000 円
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	0.0000 円
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	0.0000 円
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	0.0000 円
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	0.0000 円
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	0.0000 円

③【収益率の推移】

野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	2.9%
第 2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	5.9%
第 3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	3.3%
第 4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.7%
第 5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	7.8%
第 6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	9.9%
第 7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	△10.8%
第 8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	4.1%
第 9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	8.1%
第 10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	△4.6%
第 11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0.6%
第 12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	△4.4%

第 13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	8.5%
第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.2%
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	6.0%
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	1.5%
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△7.2%
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	△2.1%
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	8.8%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（円コース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	2.9%
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	6.0%
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	3.1%
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.7%
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	7.9%
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	9.9%
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	△11.3%
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	4.1%
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	8.3%
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	△4.7%
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0.6%
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	△4.4%
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	8.7%
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	0.1%
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	6.1%
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	1.6%
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△7.3%
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	△2.1%
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	8.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	3.2%
第 2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	△0.7%

第3特定期間	2010年12月28日～2011年6月27日	△0.2%
第4特定期間	2011年6月28日～2011年12月26日	△2.0%
第5特定期間	2011年12月27日～2012年6月25日	11.0%
第6特定期間	2012年6月26日～2012年12月25日	15.3%
第7特定期間	2012年12月26日～2013年6月25日	2.6%
第8特定期間	2013年6月26日～2013年12月25日	10.6%
第9特定期間	2013年12月26日～2014年6月25日	6.0%
第10特定期間	2014年6月26日～2014年12月25日	12.4%
第11特定期間	2014年12月26日～2015年6月25日	3.9%
第12特定期間	2015年6月26日～2015年12月25日	△6.2%
第13特定期間	2015年12月26日～2016年6月27日	△7.2%
第14特定期間	2016年6月28日～2016年12月26日	15.7%
第15特定期間	2016年12月27日～2017年6月26日	1.3%
第16特定期間	2017年6月27日～2017年12月25日	4.1%
第17特定期間	2017年12月26日～2018年6月25日	△8.9%
第18特定期間	2018年6月26日～2018年12月25日	0.4%
第19特定期間	2018年12月26日～2019年6月25日	6.8%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年2月24日～2010年6月25日	3.7%
第2計算期間	2010年6月26日～2010年12月27日	△1.2%
第3計算期間	2010年12月28日～2011年6月27日	△0.1%
第4計算期間	2011年6月28日～2011年12月26日	△1.5%
第5計算期間	2011年12月27日～2012年6月25日	11.5%
第6計算期間	2012年6月26日～2012年12月25日	15.8%
第7計算期間	2012年12月26日～2013年6月25日	3.1%
第8計算期間	2013年6月26日～2013年12月25日	10.9%
第9計算期間	2013年12月26日～2014年6月25日	6.1%
第10計算期間	2014年6月26日～2014年12月25日	12.7%
第11計算期間	2014年12月26日～2015年6月25日	4.1%
第12計算期間	2015年6月26日～2015年12月25日	△6.3%
第13計算期間	2015年12月26日～2016年6月27日	△7.3%
第14計算期間	2016年6月28日～2016年12月26日	16.2%
第15計算期間	2016年12月27日～2017年6月26日	1.3%
第16計算期間	2017年6月27日～2017年12月25日	4.1%

第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△9.0%
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	0.3%
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	7.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	1.7%
第 2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	16.1%
第 3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	7.0%
第 4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	△3.4%
第 5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	12.3%
第 6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	20.3%
第 7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	△6.3%
第 8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	8.0%
第 9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	12.0%
第 10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	△1.1%
第 11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	△0.4%
第 12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	△11.2%
第 13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	△3.9%
第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	12.2%
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	6.2%
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	6.6%
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△12.1%
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	△5.0%
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	5.7%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	1.6%
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	16.3%
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	7.2%
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	△3.5%
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	12.3%
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	20.8%

第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	△7.5%
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	8.1%
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	12.7%
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	△1.2%
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	△0.2%
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	△11.3%
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	△3.9%
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	12.5%
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	6.3%
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	6.6%
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△12.3%
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	△5.2%
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	5.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	7.3%
第 2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	7.6%
第 3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	9.3%
第 4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	△12.3%
第 5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	4.0%
第 6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	16.8%
第 7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	△1.8%
第 8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	7.2%
第 9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	17.8%
第 10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	△1.2%
第 11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	△5.5%
第 12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	△22.2%
第 13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	13.5%
第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	23.5%
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	4.3%
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	7.0%
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△17.9%
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	△1.1%
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	9.7%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を

乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年2月24日～2010年6月25日	7.5%
第2計算期間	2010年6月26日～2010年12月27日	7.6%
第3計算期間	2010年12月28日～2011年6月27日	9.7%
第4計算期間	2011年6月28日～2011年12月26日	△12.6%
第5計算期間	2011年12月27日～2012年6月25日	3.5%
第6計算期間	2012年6月26日～2012年12月25日	17.7%
第7計算期間	2012年12月26日～2013年6月25日	△3.3%
第8計算期間	2013年6月26日～2013年12月25日	7.4%
第9計算期間	2013年12月26日～2014年6月25日	18.7%
第10計算期間	2014年6月26日～2014年12月25日	△1.2%
第11計算期間	2014年12月26日～2015年6月25日	△4.9%
第12計算期間	2015年6月26日～2015年12月25日	△22.8%
第13計算期間	2015年12月26日～2016年6月27日	14.5%
第14計算期間	2016年6月28日～2016年12月26日	24.4%
第15計算期間	2016年12月27日～2017年6月26日	4.2%
第16計算期間	2017年6月27日～2017年12月25日	7.3%
第17計算期間	2017年12月26日～2018年6月25日	△18.4%
第18計算期間	2018年6月26日～2018年12月25日	△1.3%
第19計算期間	2018年12月26日～2019年6月25日	9.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第1特定期間	2010年2月24日～2010年6月25日	6.6%
第2特定期間	2010年6月26日～2010年12月27日	13.5%
第3特定期間	2010年12月28日～2011年6月27日	0.9%
第4特定期間	2011年6月28日～2011年12月26日	△14.6%
第5特定期間	2011年12月27日～2012年6月25日	10.9%
第6特定期間	2012年6月26日～2012年12月25日	15.6%
第7特定期間	2012年12月26日～2013年6月25日	△9.7%
第8特定期間	2013年6月26日～2013年12月25日	9.9%
第9特定期間	2013年12月26日～2014年6月25日	5.7%
第10特定期間	2014年6月26日～2014年12月25日	6.4%
第11特定期間	2014年12月26日～2015年6月25日	1.7%

第 12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	△21.9%
第 13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	△4.4%
第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	27.7%
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	12.2%
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	9.8%
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△12.0%
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	△5.7%
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	11.4%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	7.7%
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	13.7%
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	1.0%
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	△15.1%
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	10.8%
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	16.2%
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	△10.4%
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	10.1%
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	5.9%
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	6.5%
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	1.9%
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	△22.7%
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	△4.3%
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	28.5%
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	13.1%
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	10.1%
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△12.3%
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	△5.8%
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	11.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	3.0%

第2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.7%
第3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	1.3%
第4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.1%
第5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	11.2%
第6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	16.1%
第7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	4.8%
第8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	12.6%
第9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	5.1%
第10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	14.5%
第11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	6.0%
第12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	△9.9%
第13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	△5.9%
第14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	11.6%
第15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	4.9%
第16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	9.7%
第17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△6.9%
第18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	△4.2%
第19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	8.0%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型

	計算期間	収益率
第1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	2.9%
第2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.6%
第3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	1.3%
第4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.2%
第5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	11.3%
第6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	16.5%
第7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	4.6%
第8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	12.8%
第9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	5.1%
第10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	14.7%
第11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	6.3%
第12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	△10.0%
第13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	△6.2%
第14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	12.1%
第15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	5.0%

第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	9.9%
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△7.1%
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	△4.3%
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	8.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	6.4%
第 2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.9%
第 3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	6.4%
第 4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	△6.3%
第 5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	8.7%
第 6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	13.8%
第 7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	0.2%
第 8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	1.2%
第 9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	11.4%
第 10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	10.3%
第 11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	2.4%
第 12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	△3.1%
第 13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	△2.9%
第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	19.1%
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	4.1%
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	4.1%
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△10.7%
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	△0.2%
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	13.5%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	6.3%
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.9%
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	6.7%
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	△6.5%
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	8.7%

第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	14.1%
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	△0.1%
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	0.8%
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	11.5%
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	10.7%
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	2.6%
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	△3.0%
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	△3.0%
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	19.6%
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	4.1%
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	3.9%
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△10.8%
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	△0.3%
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	13.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	0.0%
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	0.0%
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	0.0%
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	0.0%
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	0.0%
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	0.0%
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	0.0%
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	0.0%
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	0.0%
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	0.0%
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0.0%
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	0.0%
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	0.0%
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	△0.0%
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	△0.0%
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	△0.0%
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	△0.0%
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	△0.0%
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	△0.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記

載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2010年2月24日～2010年6月25日	13,327,979,114	1,169,555,571	12,158,423,543
第2特定期間	2010年6月26日～2010年12月27日	2,551,392,693	5,885,940,847	8,823,875,389
第3特定期間	2010年12月28日～2011年6月27日	2,901,718,766	3,147,208,129	8,578,386,026
第4特定期間	2011年6月28日～2011年12月26日	6,255,149,691	3,264,073,325	11,569,462,392
第5特定期間	2011年12月27日～2012年6月25日	7,858,918,940	4,585,783,027	14,842,598,305
第6特定期間	2012年6月26日～2012年12月25日	31,564,545,688	6,553,947,512	39,853,196,481
第7特定期間	2012年12月26日～2013年6月25日	9,891,976,638	11,031,887,698	38,713,285,421
第8特定期間	2013年6月26日～2013年12月25日	889,721,540	11,509,351,699	28,093,655,262
第9特定期間	2013年12月26日～2014年6月25日	242,564,221	4,942,860,819	23,393,358,664
第10特定期間	2014年6月26日～2014年12月25日	176,860,144	4,515,983,127	19,054,235,681
第11特定期間	2014年12月26日～2015年6月25日	285,242,099	2,533,967,612	16,805,510,168
第12特定期間	2015年6月26日～2015年12月25日	103,929,294	2,723,613,937	14,185,825,525
第13特定期間	2015年12月26日～2016年6月27日	1,336,988,247	1,977,964,543	13,544,849,229
第14特定期間	2016年6月28日～2016年12月26日	785,980,200	2,763,614,865	11,567,214,564
第15特定期間	2016年12月27日～2017年6月26日	919,596,002	1,651,680,967	10,835,129,599
第16特定期間	2017年6月27日～2017年12月25日	767,792,486	1,000,441,157	10,602,480,928
第17特定期間	2017年12月26日～2018年6月25日	92,408,185	1,344,962,266	9,349,926,847
第18特定期間	2018年6月26日～2018年12月25日	65,902,751	791,485,988	8,624,343,610
第19特定期間	2018年12月26日～2019年6月25日	373,193,012	1,026,699,492	7,970,837,130

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年2月24日～2010年6月25日	1,231,299,835	85,545,795	1,145,754,040
第2計算期間	2010年6月26日～2010年12月27日	304,576,944	503,339,315	946,991,669
第3計算期間	2010年12月28日～2011年6月27日	1,015,854,932	378,185,255	1,584,661,346
第4計算期間	2011年6月28日～2011年12月26日	250,161,328	307,021,416	1,527,801,258
第5計算期間	2011年12月27日～2012年6月25日	1,099,575,132	470,696,874	2,156,679,516
第6計算期間	2012年6月26日～2012年12月25日	4,542,851,617	774,046,393	5,925,484,740
第7計算期間	2012年12月26日～2013年6月25日	858,731,912	1,677,733,506	5,106,483,146
第8計算期間	2013年6月26日～2013年12月25日	55,579,106	2,151,039,300	3,011,022,952
第9計算期間	2013年12月26日～2014年6月25日	25,759,845	887,685,383	2,149,097,414
第10計算期間	2014年6月26日～2014年12月25日	21,237,314	346,907,089	1,823,427,639
第11計算期間	2014年12月26日～2015年6月25日	31,864,234	664,288,017	1,191,003,856

第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	3, 160, 469	198, 903, 542	995, 260, 783
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	4, 683, 583	287, 004, 530	712, 939, 836
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	175, 599, 202	188, 479, 882	700, 059, 156
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	22, 026, 584	173, 314, 647	548, 771, 093
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	182, 264, 384	66, 161, 979	664, 873, 498
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	21, 936, 226	185, 562, 585	501, 247, 139
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	876, 680	82, 400, 871	419, 722, 948
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	200, 651, 939	53, 346, 714	567, 028, 173

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	378, 681, 718	9, 703, 666	368, 978, 052
第 2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	28, 606, 727	14, 331, 098	383, 253, 681
第 3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	225, 211, 667	89, 098, 016	519, 367, 332
第 4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	363, 088, 142	459, 175, 518	423, 279, 956
第 5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	135, 310, 389	253, 925, 572	304, 664, 773
第 6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	591, 511, 841	186, 180, 493	709, 996, 121
第 7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	1, 773, 762, 181	449, 991, 104	2, 033, 767, 198
第 8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	1, 166, 037, 614	533, 530, 313	2, 666, 274, 499
第 9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	531, 513, 170	485, 032, 724	2, 712, 754, 945
第 10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	380, 401, 931	678, 350, 826	2, 414, 806, 050
第 11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	500, 528, 517	560, 712, 340	2, 354, 622, 227
第 12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	500, 782, 395	475, 743, 678	2, 379, 660, 944
第 13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	77, 830, 367	247, 369, 938	2, 210, 121, 373
第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	450, 087, 842	484, 517, 403	2, 175, 691, 812
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	365, 510, 291	182, 584, 352	2, 358, 617, 751
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	96, 486, 708	462, 910, 873	1, 992, 193, 586
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	446, 920, 757	289, 167, 357	2, 149, 946, 986
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	36, 823, 928	94, 575, 136	2, 092, 195, 778
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	421, 930, 599	223, 741, 790	2, 290, 384, 587

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	43, 932, 528	2, 333, 805	41, 598, 723
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	21, 889, 237	10, 070, 841	53, 417, 119
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	20, 802, 974	12, 415, 243	61, 804, 850
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	35, 684, 693	53, 653, 808	43, 835, 735

第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	413,739,247	2,223,116	455,351,866
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	223,691,751	342,921,855	336,121,762
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	701,976,332	212,365,170	825,732,924
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	417,925,251	320,709,381	922,948,794
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	97,742,213	208,167,802	812,523,205
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	71,465,281	127,612,249	756,376,237
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	176,059,607	164,386,827	768,049,017
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	15,033,511	78,539,830	704,542,698
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	44,538,824	146,195,674	602,885,848
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	40,563,894	157,311,679	486,138,063
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	6,135,370	70,855,191	421,418,242
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	16,726,229	37,665,656	400,478,815
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	25,009,910	7,818,356	417,670,369
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	3,760,155	23,534,348	397,896,176
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	23,551,702	217,234,595	204,213,283

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	14,655,195,915	622,355,899	14,032,840,016
第 2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	974,950,550	4,382,085,131	10,625,705,435
第 3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	1,598,807,052	5,219,635,417	7,004,877,070
第 4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	5,832,681,698	2,402,444,992	10,435,113,776
第 5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	3,295,621,085	3,539,552,512	10,191,182,349
第 6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	11,890,353,170	5,292,040,630	16,789,494,889
第 7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	3,498,385,925	6,241,091,920	14,046,788,894
第 8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	1,253,038,864	5,097,596,495	10,202,231,263
第 9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	946,597,925	1,946,167,074	9,202,662,114
第 10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	856,269,404	1,238,166,359	8,820,765,159
第 11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	408,991,229	1,235,309,736	7,994,446,652
第 12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	187,857,775	1,133,915,290	7,048,389,137
第 13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	431,462,223	946,431,913	6,533,419,447
第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	334,566,124	1,074,904,723	5,793,080,848
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	238,351,745	794,653,914	5,236,778,679
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	312,804,921	714,813,196	4,834,770,404
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	161,518,297	396,726,406	4,599,562,295
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	28,612,482	453,602,146	4,174,572,631
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	44,161,692	399,805,064	3,818,929,259

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年2月24日～2010年6月25日	1,737,001,189	223,131,947	1,513,869,242
第2計算期間	2010年6月26日～2010年12月27日	272,157,402	822,960,508	963,066,136
第3計算期間	2010年12月28日～2011年6月27日	166,404,438	556,953,656	572,516,918
第4計算期間	2011年6月28日～2011年12月26日	256,539,813	168,531,768	660,524,963
第5計算期間	2011年12月27日～2012年6月25日	341,446,009	221,379,119	780,591,853
第6計算期間	2012年6月26日～2012年12月25日	1,043,043,396	559,570,706	1,264,064,543
第7計算期間	2012年12月26日～2013年6月25日	351,853,590	700,818,743	915,099,390
第8計算期間	2013年6月26日～2013年12月25日	64,080,618	339,566,976	639,613,032
第9計算期間	2013年12月26日～2014年6月25日	2,117,402	119,140,959	522,589,475
第10計算期間	2014年6月26日～2014年12月25日	20,022,061	157,941,846	384,669,690
第11計算期間	2014年12月26日～2015年6月25日	5,225,986	61,956,786	327,938,890
第12計算期間	2015年6月26日～2015年12月25日	25,110,035	39,039,004	314,009,921
第13計算期間	2015年12月26日～2016年6月27日	5,073,716	57,250,351	261,833,286
第14計算期間	2016年6月28日～2016年12月26日	8,329,652	32,995,055	237,167,883
第15計算期間	2016年12月27日～2017年6月26日	3,937,627	33,313,335	207,792,175
第16計算期間	2017年6月27日～2017年12月25日	65,593,947	13,811,458	259,574,664
第17計算期間	2017年12月26日～2018年6月25日	20,995,166	22,745,344	257,824,486
第18計算期間	2018年6月26日～2018年12月25日	3,083,192	15,600,159	245,307,519
第19計算期間	2018年12月26日～2019年6月25日	3,346,913	6,175,244	242,479,188

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2010年2月24日～2010年6月25日	139,295,972,235	7,778,203,893	131,517,768,342
第2特定期間	2010年6月26日～2010年12月27日	7,252,206,632	32,358,068,117	106,411,906,857
第3特定期間	2010年12月28日～2011年6月27日	17,862,456,030	40,448,479,593	83,825,883,294
第4特定期間	2011年6月28日～2011年12月26日	11,145,035,904	19,445,914,845	75,525,004,353
第5特定期間	2011年12月27日～2012年6月25日	7,930,742,252	16,560,409,584	66,895,337,021
第6特定期間	2012年6月26日～2012年12月25日	25,989,893,106	12,950,967,553	79,934,262,574
第7特定期間	2012年12月26日～2013年6月25日	17,147,441,801	21,426,610,056	75,655,094,319
第8特定期間	2013年6月26日～2013年12月25日	4,506,724,219	17,718,080,129	62,443,738,409
第9特定期間	2013年12月26日～2014年6月25日	1,672,669,988	10,664,560,287	53,451,848,110
第10特定期間	2014年6月26日～2014年12月25日	2,027,362,027	10,204,179,771	45,275,030,366
第11特定期間	2014年12月26日～2015年6月25日	2,761,258,842	7,078,492,318	40,957,796,890
第12特定期間	2015年6月26日～2015年12月25日	2,178,986,460	5,450,348,697	37,686,434,653
第13特定期間	2015年12月26日～2016年6月27日	1,107,762,830	3,512,930,682	35,281,266,801
第14特定期間	2016年6月28日～2016年12月26日	3,106,441,062	6,125,842,293	32,261,865,570

第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	2, 406, 118, 894	4, 107, 241, 889	30, 560, 742, 575
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	1, 796, 030, 900	3, 232, 802, 552	29, 123, 970, 923
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	784, 317, 874	3, 047, 962, 873	26, 860, 325, 924
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	379, 263, 599	3, 199, 187, 883	24, 040, 401, 640
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	315, 004, 103	2, 671, 245, 943	21, 684, 159, 800

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	5, 601, 719, 112	1, 119, 677, 128	4, 482, 041, 984
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	699, 691, 180	1, 827, 639, 315	3, 354, 093, 849
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	353, 516, 892	1, 608, 746, 936	2, 098, 863, 805
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	181, 782, 043	839, 711, 016	1, 440, 934, 832
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	339, 252, 072	398, 263, 732	1, 381, 923, 172
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	958, 610, 775	330, 482, 344	2, 010, 051, 603
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	784, 842, 968	898, 861, 329	1, 896, 033, 242
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	78, 610, 665	682, 792, 894	1, 291, 851, 013
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	58, 999, 500	263, 126, 724	1, 087, 723, 789
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	43, 944, 242	192, 471, 067	939, 196, 964
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	206, 094, 872	152, 307, 877	992, 983, 959
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	113, 107, 795	241, 164, 549	864, 927, 205
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	40, 225, 723	175, 744, 912	729, 408, 016
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	110, 721, 800	66, 999, 258	773, 130, 558
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	90, 622, 477	74, 426, 783	789, 326, 252
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	920, 400, 718	154, 105, 500	1, 555, 621, 470
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	21, 036, 188	813, 642, 321	763, 015, 337
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	25, 907, 129	105, 177, 815	683, 744, 651
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	26, 933, 313	35, 246, 288	675, 431, 676

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	2, 375, 869, 455	655, 838, 967	1, 720, 030, 488
第 2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	209, 209, 151	567, 575, 687	1, 361, 663, 952
第 3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	121, 242, 802	705, 948, 038	776, 958, 716
第 4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	143, 926, 883	296, 070, 698	624, 814, 901
第 5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	100, 290, 251	147, 766, 415	577, 338, 737
第 6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	274, 868, 226	79, 554, 988	772, 651, 975
第 7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	124, 580, 513	158, 339, 916	738, 892, 572

第 8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	40,657,279	235,281,566	544,268,285
第 9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	4,857,629	24,255,074	524,870,840
第 10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	23,623,424	110,775,931	437,718,333
第 11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	12,535,065	25,653,060	424,600,338
第 12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	4,053,233	66,274,416	362,379,155
第 13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	6,058,858	12,309,567	356,128,446
第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	23,478,521	71,892,418	307,714,549
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	213,127,211	30,215,750	490,626,010
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	4,242,743	28,774,904	466,093,849
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	38,536,947	239,740,241	264,890,555
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	1,959,135	17,232,711	249,616,979
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	1,460,643	9,058,363	242,019,259

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	188,159,189	75,071,403	113,087,786
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	3,542,736	30,314,163	86,316,359
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	2,615,618	20,162,351	68,769,626
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	534,309	24,914,969	44,388,966
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	7,615,194	629,049	51,375,111
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	49,239	6,743,424	44,680,926
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	3,023,549	3,105,612	44,598,863
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	767,515	11,357,298	34,009,080
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	3,826,869	777,715	37,058,234
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	21,166,901	909,311	57,315,824
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	963,528	3,665,991	54,613,361
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	256,671	1,017,722	53,852,310
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	177,754	4,264,369	49,765,695
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	91,216	20,725,417	29,131,494
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	1,393,742	1,289,513	29,235,723
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	1,051,261	938,207	29,348,777
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	584,187	12,691,575	17,241,389
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	183,778	10,827,294	6,597,873
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	219,445	67,317	6,750,001

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数

第1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	21,703,732,411	1,847,144,686	19,856,587,725
第2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	985,488,727	5,309,041,868	15,533,034,584
第3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	825,750,630	6,590,651,939	9,768,133,275
第4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	85,194,113	3,651,133,203	6,202,194,185
第5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	58,744,494	1,822,329,370	4,438,609,309
第6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	34,284,543	1,160,103,138	3,312,790,714
第7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	130,226,058	826,760,919	2,616,255,853
第8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	231,390,142	558,777,042	2,288,868,953
第9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	77,943,165	284,149,026	2,082,663,092
第10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	85,367,320	325,238,107	1,842,792,305
第11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	95,451,233	193,839,850	1,744,403,688
第12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	85,512,285	552,924,145	1,276,991,828
第13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	11,163,634	183,630,395	1,104,525,067
第14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	13,112,056	103,115,319	1,014,521,804
第15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	126,830,883	118,961,854	1,022,390,833
第16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	20,861,641	41,524,167	1,001,728,307
第17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	240,865,917	163,314,769	1,079,279,455
第18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	34,212,014	109,835,365	1,003,656,104
第19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	15,428,588	69,980,416	949,104,276

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	5,685,730,020	667,734,755	5,017,995,265
第2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	337,066,901	1,849,632,952	3,505,429,214
第3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	226,464,850	1,771,786,658	1,960,107,406
第4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	4,488,395	541,728,564	1,422,867,237
第5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	14,598,819	324,755,141	1,112,710,915
第6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	22,173,342	308,574,551	826,309,706
第7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	89,125,430	132,623,432	782,811,704
第8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	51,778,570	193,307,773	641,282,501
第9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	34,863,935	76,899,013	599,247,423
第10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	7,685,249	107,602,269	499,330,403
第11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	92,534,230	119,123,186	472,741,447
第12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	8,745,707	195,983,805	285,503,349
第13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	1,352,222	29,826,252	257,029,319
第14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	1,530,979	22,929,607	235,630,691
第15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	3,398,538	15,037,766	223,991,463
第16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	1,119,273	28,195,525	196,915,211
第17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	1,856,023	3,780,880	194,990,354

第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	201,300	15,701,519	179,490,135
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	167,659	994,685	178,663,109

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 特定期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	17,556,840,330	1,468,281,102	16,088,559,228
第 2 特定期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	872,912,864	4,768,963,695	12,192,508,397
第 3 特定期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	1,741,647,701	5,637,523,548	8,296,632,550
第 4 特定期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	578,209,103	2,715,643,326	6,159,198,327
第 5 特定期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	2,040,553,831	1,535,952,199	6,663,799,959
第 6 特定期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	2,587,536,497	1,897,466,010	7,353,870,446
第 7 特定期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	2,998,592,272	2,541,917,548	7,810,545,170
第 8 特定期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	364,433,231	1,996,459,584	6,178,518,817
第 9 特定期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	46,184,033	1,279,509,307	4,945,193,543
第 10 特定期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	110,058,309	1,071,890,969	3,983,360,883
第 11 特定期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	84,269,216	578,199,339	3,489,430,760
第 12 特定期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	21,870,585	668,586,615	2,842,714,730
第 13 特定期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	59,130,103	474,761,489	2,427,083,344
第 14 特定期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	185,867,977	385,008,625	2,227,942,696
第 15 特定期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	287,928,317	296,396,196	2,219,474,817
第 16 特定期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	229,357,940	106,628,744	2,342,204,013
第 17 特定期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	119,544,437	390,992,402	2,070,756,048
第 18 特定期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	108,032,214	262,825,378	1,915,962,884
第 19 特定期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	711,664,056	197,888,591	2,429,738,349

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	1,343,171,960	209,347,906	1,133,824,054
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	188,120,599	522,354,591	799,590,062
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	141,595,445	420,956,274	520,229,233
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	31,157,223	142,693,430	408,693,026
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	113,663,797	92,659,800	429,697,023
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	193,372,209	224,067,126	399,002,106
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	110,084,853	118,713,290	390,373,669
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	37,862,441	194,717,828	233,518,282
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	2,710,858	65,611,416	170,617,724
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	24,220,231	55,258,379	139,579,576

第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	2,731,772	5,758,903	136,552,445
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	382,572	28,618,907	108,316,110
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	1,024,991	841,050	108,500,051
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	6,234,765	3,119,146	111,615,670
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	10,645,356	18,477,521	103,783,505
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	58,372,835	15,857,205	146,299,135
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	14,394,003	7,573,806	153,119,332
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	4,545,985	10,153,892	147,511,425
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	60,550,917	13,676,111	194,386,231

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 計算期間	2010 年 2 月 24 日～2010 年 6 月 25 日	445,081,803	312,987,373	132,094,430
第 2 計算期間	2010 年 6 月 26 日～2010 年 12 月 27 日	260,957,075	357,016,994	36,034,511
第 3 計算期間	2010 年 12 月 28 日～2011 年 6 月 27 日	39,295,758	40,130,703	35,199,566
第 4 計算期間	2011 年 6 月 28 日～2011 年 12 月 26 日	19,412,311	45,860,694	8,751,183
第 5 計算期間	2011 年 12 月 27 日～2012 年 6 月 25 日	61,901,174	63,305,658	7,346,699
第 6 計算期間	2012 年 6 月 26 日～2012 年 12 月 25 日	45,567,251	12,591,396	40,322,554
第 7 計算期間	2012 年 12 月 26 日～2013 年 6 月 25 日	47,832,007	54,564,431	33,590,130
第 8 計算期間	2013 年 6 月 26 日～2013 年 12 月 25 日	28,404,406	50,200,371	11,794,165
第 9 計算期間	2013 年 12 月 26 日～2014 年 6 月 25 日	758,688	6,240,981	6,311,872
第 10 計算期間	2014 年 6 月 26 日～2014 年 12 月 25 日	12,973,641	11,008,623	8,276,890
第 11 計算期間	2014 年 12 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	1,110,211	3,430,337	5,956,764
第 12 計算期間	2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日	20,553,076	11,365,448	15,144,392
第 13 計算期間	2015 年 12 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	—	9,311,920	5,832,472
第 14 計算期間	2016 年 6 月 28 日～2016 年 12 月 26 日	46,770,283	47,692,871	4,909,884
第 15 計算期間	2016 年 12 月 27 日～2017 年 6 月 26 日	242,385	261,166	4,891,103
第 16 計算期間	2017 年 6 月 27 日～2017 年 12 月 25 日	98,323	1,491,245	3,498,181
第 17 計算期間	2017 年 12 月 26 日～2018 年 6 月 25 日	10,225,561	1,972,269	11,751,473
第 18 計算期間	2018 年 6 月 26 日～2018 年 12 月 25 日	100,010	9,227,283	2,624,200
第 19 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	200,020	200,020	2,624,200

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

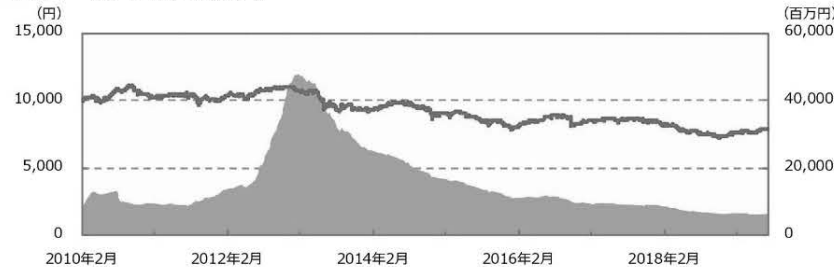


運用実績 (2019年7月31日現在)

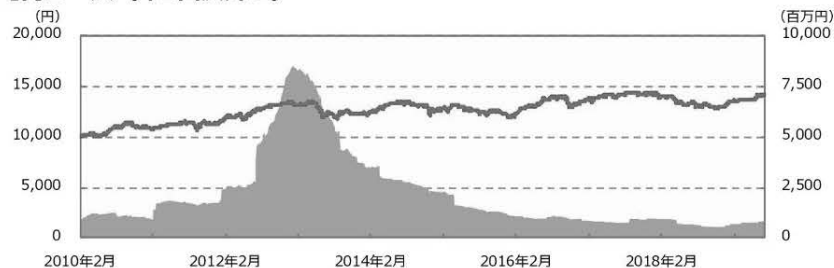
■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

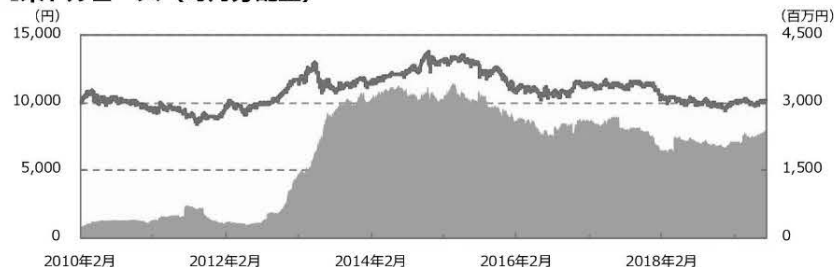
■ 円コース (毎月分配型)



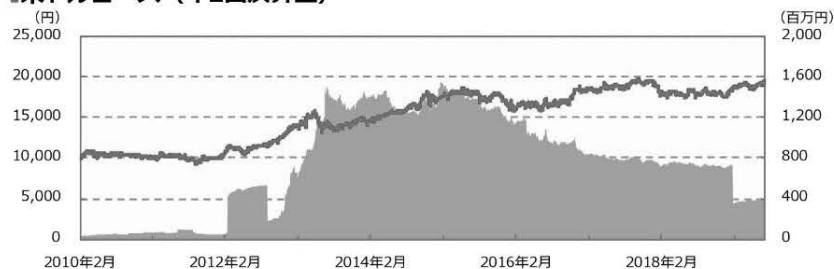
■ 円コース (年2回決算型)



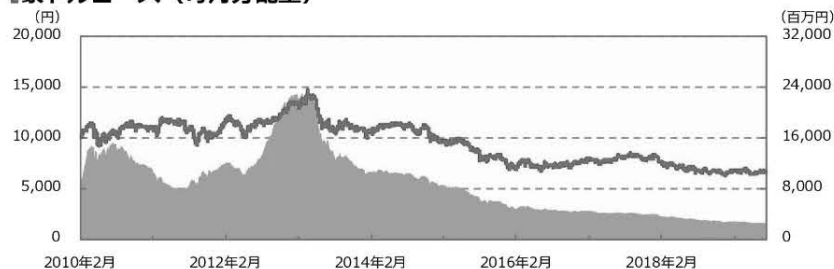
■ 米ドルコース (毎月分配型)



■ 米ドルコース (年2回決算型)



■ 豪ドルコース (毎月分配型)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 円コース (毎月分配型)

2019年7月	20 円
2019年6月	20 円
2019年5月	20 円
2019年4月	20 円
2019年3月	20 円
直近1年間累計	280 円
設定来累計	5,660 円

■ 円コース (年2回決算型)

2019年6月	10 円
2018年12月	10 円
2018年6月	10 円
2017年12月	10 円
2017年6月	10 円
設定来累計	190 円

■ 米ドルコース (毎月分配型)

2019年7月	60 円
2019年6月	60 円
2019年5月	60 円
2019年4月	60 円
2019年3月	60 円
直近1年間累計	720 円
設定来累計	7,010 円

■ 米ドルコース (年2回決算型)

2019年6月	10 円
2018年12月	10 円
2018年6月	10 円
2017年12月	10 円
2017年6月	10 円
設定来累計	190 円

■ 豪ドルコース (毎月分配型)

2019年7月	30 円
2019年6月	30 円
2019年5月	30 円
2019年4月	30 円
2019年3月	30 円
直近1年間累計	360 円
設定来累計	9,860 円

豪ドルコース（年2回決算型）



豪ドルコース（年2回決算型）

2019年6月	10 円
2018年12月	10 円
2018年6月	10 円
2017年12月	10 円
2017年6月	10 円
設定来累計	190 円

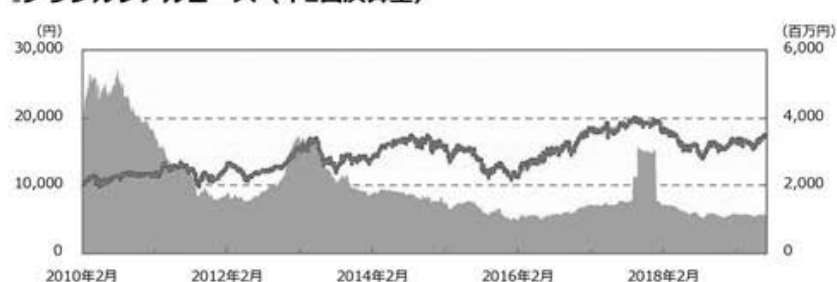
ブラジルレアルコース（毎月分配型）



ブラジルレアルコース（毎月分配型）

2019年7月	20 円
2019年6月	20 円
2019年5月	20 円
2019年4月	20 円
2019年3月	20 円
直近1年間累計	260 円
設定来累計	10,050 円

ブラジルレアルコース（年2回決算型）



ブラジルレアルコース（年2回決算型）

2019年6月	10 円
2018年12月	10 円
2018年6月	10 円
2017年12月	10 円
2017年6月	10 円
設定来累計	190 円

南アフリカランドコース（毎月分配型）



南アフリカランドコース（毎月分配型）

2019年7月	40 円
2019年6月	40 円
2019年5月	40 円
2019年4月	40 円
2019年3月	40 円
直近1年間累計	480 円
設定来累計	8,320 円

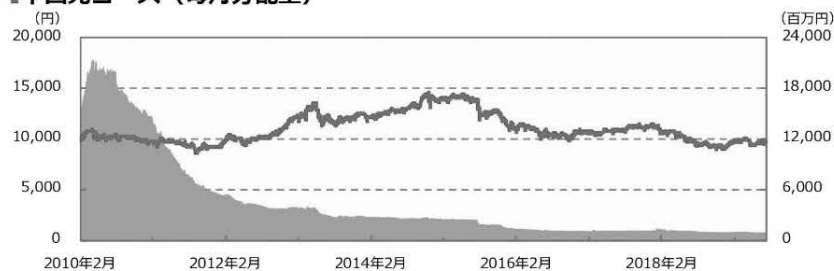
南アフリカランドコース（年2回決算型）



南アフリカランドコース（年2回決算型）

2019年6月	10 円
2018年12月	10 円
2018年6月	10 円
2017年12月	10 円
2017年6月	10 円
設定来累計	190 円

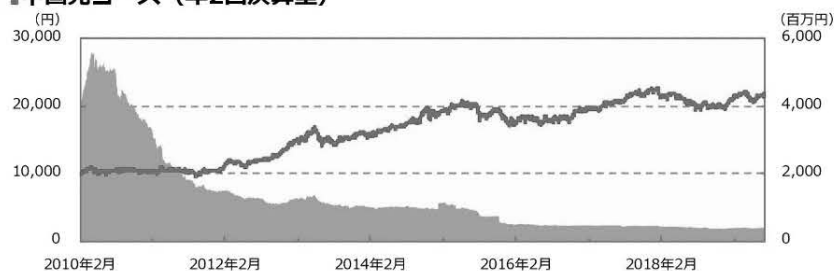
中国元コース（毎月分配型）



中国元コース（毎月分配型）

2019年7月	40 円
2019年6月	40 円
2019年5月	40 円
2019年4月	40 円
2019年3月	40 円
直近1年間累計	640 円
設定来累計	9,030 円

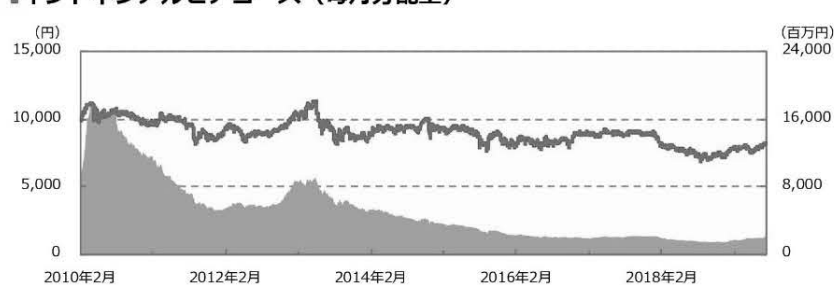
中国元コース（年2回決算型）



中国元コース（年2回決算型）

2019年6月	10 円
2018年12月	10 円
2018年6月	10 円
2017年12月	10 円
2017年6月	10 円
設定来累計	190 円

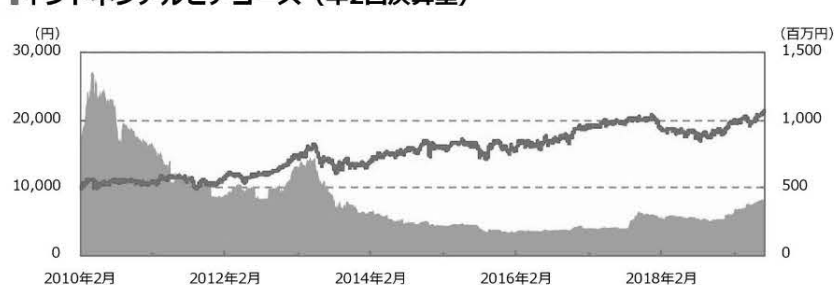
インドネシアルピアコース（毎月分配型）



インドネシアルピアコース（毎月分配型）

2019年7月	50 円
2019年6月	50 円
2019年5月	50 円
2019年4月	50 円
2019年3月	50 円
直近1年間累計	640 円
設定来累計	8,800 円

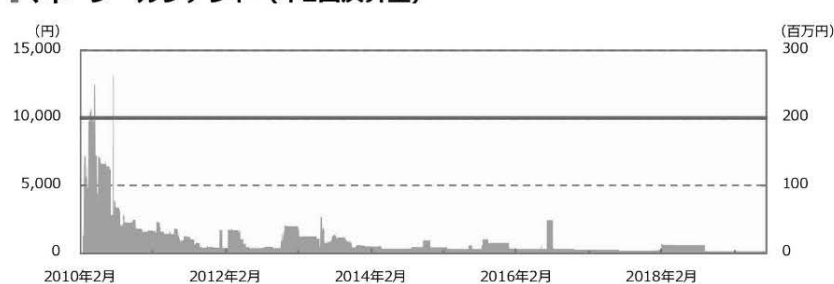
インドネシアルピアコース（年2回決算型）



インドネシアルピアコース（年2回決算型）

2019年6月	10 円
2018年12月	10 円
2018年6月	10 円
2017年12月	10 円
2017年6月	10 円
設定来累計	190 円

マネーボールファンド（年2回決算型）



マネーボールファンド（年2回決算型）

2019年6月	0 円
2018年12月	0 円
2018年6月	0 円
2017年12月	0 円
2017年6月	0 円
設定来累計	40 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

■ 毎月分配型

順位	銘柄	国/地域	投資比率（％）						
			円 コース	米ドル コース	豪ドル コース	ブラジル レアルコース	南アフリカ ランドコース	中国元 コース	インドネシア ルピアコース
1	IVORY COAST 5.375% 2024/07/23	コートジボワール	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
2	SAUDI ARABIA 3.250% 2026/10/26	サウジアラビア	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
3	OMAN 4.750% 2026/06/15	オマーン	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
4	DOMINICAN REPUBLIC 6.000% 2028/07/19	ドミニカ共和国	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
5	RUSSIA 4.750% 2026/05/27	ロシア	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
6	DOMINICAN REPUBLIC 8.625% 2027/04/20	ドミニカ共和国	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
7	JAMAICA 7.875% 2045/07/28	ジャマイカ	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
8	PANAMA 3.750% 2025/03/16	パナマ	1.1	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1	1.0
9	QATAR 4.500% 2028/04/23	カタール	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
10	SINOPEC GROUP 3.250% 2027/09/13	中国	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

■ 年2回決算型

順位	銘柄	国/地域	投資比率（％）						
			円 コース	米ドル コース	豪ドル コース	ブラジル レアルコース	南アフリカ ランドコース	中国元 コース	インドネシア ルピアコース
1	IVORY COAST 5.375% 2024/07/23	コートジボワール	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
2	SAUDI ARABIA 3.250% 2026/10/26	サウジアラビア	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
3	OMAN 4.750% 2026/06/15	オマーン	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
4	DOMINICAN REPUBLIC 6.000% 2028/07/19	ドミニカ共和国	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
5	RUSSIA 4.750% 2026/05/27	ロシア	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
6	DOMINICAN REPUBLIC 8.625% 2027/04/20	ドミニカ共和国	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
7	JAMAICA 7.875% 2045/07/28	ジャマイカ	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
8	PANAMA 3.750% 2025/03/16	パナマ	1.1	1.0	1.1	1.1	1.0	1.0	1.1
9	QATAR 4.500% 2028/04/23	カタール	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
10	SINOPEC GROUP 3.250% 2027/09/13	中国	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

■マネーボールファンド（年2回決算型）

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	東海旅客鉄道 第16回社債間限定同順位特約付	社債券	7.0
2	北海道電力 第319回	社債券	6.4
3	三菱東京UFJ銀行 第110回特定社債間限定同順位特約付	社債券	4.6
4	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第53回	特殊債券	4.6
5	中部電力 第492回	社債券	4.1
6	商工債券 利付第771回い号	特殊債券	4.0
7	東京急行電鉄 第69回社債間限定同順位特約付	社債券	2.3
8	電源開発 第28回社債間限定同順位特約付	社債券	2.3
9	三井住友F&L	コマーシャルペーパー	2.3
10	三井住友F&L	コマーシャルペーパー	2.3

■年間収益率の推移（暦年ベース）

■円コース（毎月分配型）



■円コース（年2回決算型）



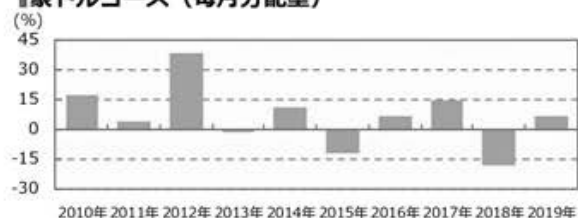
■米ドルコース（毎月分配型）



■米ドルコース（年2回決算型）



■豪ドルコース（毎月分配型）



■豪ドルコース（年2回決算型）



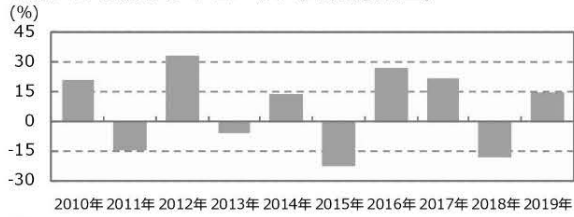
■ブラジルリアルコース（毎月分配型）



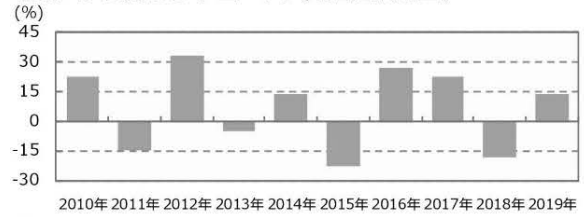
■ブラジルリアルコース（年2回決算型）



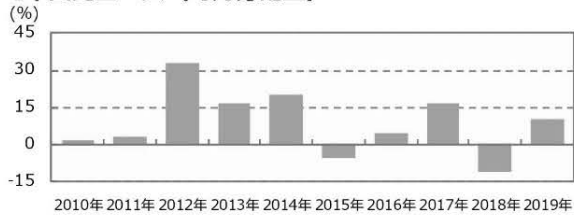
■南アフリカランドコース（毎月分配型）



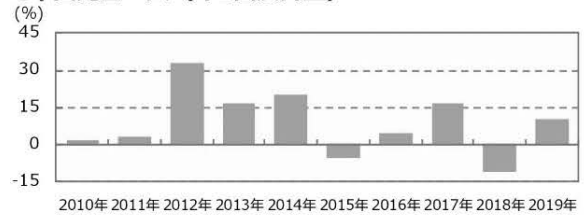
■南アフリカランドコース（年2回決算型）



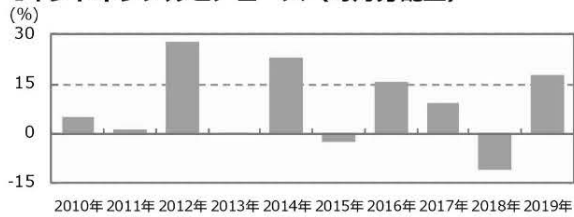
■中国元コース（毎月分配型）



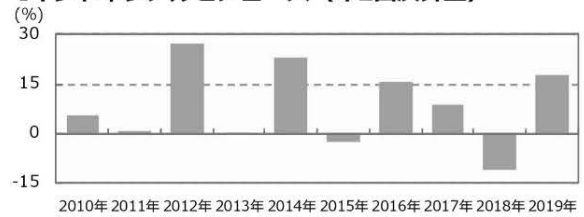
■中国元コース（年2回決算型）



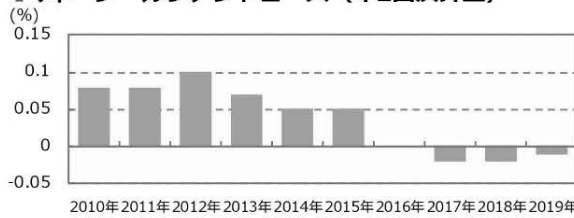
■インドネシアルピアコース（毎月分配型）



■インドネシアルピアコース（年2回決算型）



■マネープールファンドコース（年2回決算型）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2010年は設定日（2010年2月24日）から年末までの収益率。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。取得申込みの受付けについては、午後3時まで取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

各コースは、販売会社の営業日であっても「申込不可日」には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

スイッチングによる申込みは、「野村新エマージング債券投信（通貨選択型）」を構成する「毎月分配型」の各ファンド間および「年2回決算型」の各ファンド間で、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、全額をご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は、1口単位とします。なお、「マネープールファンド（年2回決算型）」は、「年2回決算型」の各ファンドからのスイッチング以外によるお買付けはできません。販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取り扱いを行わない場合があります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「各コース」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを取り消す場合があります。

「マネープールファンド（年2回決算型）」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、各コースは、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として換金の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認ください。）

換金価額は、各コースについては、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額、「マネープールファンド（年2回決算型）」については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

各コースについては、信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

各コースの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える換金は行なえません。

また、別途、「マネープールファンド」を含む各ファンドにおいて、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

「各コース」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合

があります。

「マネープールファンド（年2回決算型）」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日(前日が外国ファンドの営業日でない場合はとりうる直近)の純資産価格で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

<各コース>

2024 年 12 月 25 日までとします(2010 年 2 月 24 日設定)。

<マネープールファンド（年 2 回決算型）>

2019 年 12 月 25 日までとします(2010 年 2 月 24 日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

<毎月分配型>

原則として、毎月 26 日から翌月 25 日までとします。

<年 2 回決算型>

原則として、毎年 6 月 26 日から 12 月 25 日までおよび 12 月 26 日から翌年 6 月 25 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

(i) <各ファンド（「マネープールファンド（年 2 回決算型）」を除く）>

委託者は、各ファンド（「マネープールファンド（年 2 回決算型）」を除く）につき、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

<マネープールファンド（年 2 回決算型）>

委託者は、マネープールファンド以外の年 2 回決算型の全てのファンドがその信託を終了させることとなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項(ii)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日なら

びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年 6 月、12 月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年 6 月、12 月の決算日を基準に作成し 3 ヶ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(j) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

<累積投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または

記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜累積投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

（3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2018年12月26日から2019年6月25日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型
野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2018年12月26日から2019年6月25日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型の2018年12月26日から2019年6月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型の2019年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2018 年 12 月 25 日現在)	当期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	85,607,649	129,116,898
投資信託受益証券	6,258,298,630	6,193,554,078
親投資信託受益証券	1,002,849	1,002,751
未収入金	1,495,500	13,359,800
流動資産合計	6,346,404,628	6,337,033,527
資産合計	6,346,404,628	6,337,033,527
負債の部		
流動負債		
未払金	100,000	-
未払収益分配金	17,248,687	15,941,674
未払解約金	1,532,697	56,090,793
未払受託者報酬	163,248	159,933
未払委託者報酬	4,625,329	4,531,400
未払利息	175	241
その他未払費用	10,874	10,651
流動負債合計	23,681,010	76,734,692
負債合計	23,681,010	76,734,692
純資産の部		
元本等		
元本	8,624,343,610	7,970,837,130
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,301,619,992	△1,710,538,295
（分配準備積立金）	392,429,503	449,995,351
元本等合計	6,322,723,618	6,260,298,835
純資産合計	6,322,723,618	6,260,298,835
負債純資産合計	6,346,404,628	6,337,033,527

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
受取配当金	239,280,200	227,173,280
有価証券売買等損益	△350,901,420	340,654,050
営業収益合計	△111,621,220	567,827,330
営業費用		
支払利息	32,431	30,361
受託者報酬	1,095,560	1,032,712
委託者報酬	31,040,895	29,260,169

その他費用	72,974	68,790
営業費用合計	32,241,860	30,392,032
営業利益又は営業損失（△）	△143,863,080	537,435,298
経常利益又は経常損失（△）	△143,863,080	537,435,298
当期純利益又は当期純損失（△）	△143,863,080	537,435,298
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,108,145	4,343,843
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,186,902,039	△2,301,619,992
剰余金増加額又は欠損金減少額	196,611,281	245,878,954
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	196,611,281	245,878,954
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,830,163	88,368,577
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,830,163	88,368,577
分配金	151,744,136	99,520,135
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,301,619,992	△1,710,538,295

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2018年12月25日現在	当期 2019年6月25日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 8,624,343,610 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 7,970,837,130 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,301,619,992 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,710,538,295 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7331 円 (10,000口当たり純資産額) (7,331 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7854 円 (10,000口当たり純資産額) (7,854 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018 年 6 月 26 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日

至 2018 年 12 月 25 日			至 2019 年 6 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2018 年 6 月 26 日から 2018 年 7 月 25 日まで			2018 年 12 月 26 日から 2019 年 1 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,865,994 円	費用控除後の配当等収益額	A	37,276,378 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,629,358,922 円	収益調整金額	C	1,500,785,930 円
分配準備積立金額	D	361,251,843 円	分配準備積立金額	D	387,165,755 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,028,476,759 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,925,228,063 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,254,754,877 口	当ファンドの期末残存口数	F	8,508,556,313 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,191 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,262 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	27,764,264 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,017,112 円
2018 年 7 月 26 日から 2018 年 8 月 27 日まで			2019 年 1 月 26 日から 2019 年 2 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,221,615 円	費用控除後の配当等収益額	A	35,863,214 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,591,630,950 円	収益調整金額	C	1,517,554,288 円
分配準備積立金額	D	362,940,652 円	分配準備積立金額	D	404,409,202 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,988,793,217 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,957,826,704 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,039,207,417 口	当ファンドの期末残存口数	F	8,569,274,042 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,200 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,284 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	27,117,622 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,138,548 円
2018 年 8 月 28 日から 2018 年 9 月 25 日まで			2019 年 2 月 26 日から 2019 年 3 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,783,137 円	費用控除後の配当等収益額	A	35,652,359 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,577,062,846 円	収益調整金額	C	1,508,592,835 円
分配準備積立金額	D	366,561,662 円	分配準備積立金額	D	417,495,072 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,978,407,645 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,961,740,266 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,955,173,062 口	当ファンドの期末残存口数	F	8,503,701,999 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,209 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,306 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	26,865,519 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,007,403 円
2018 年 9 月 26 日から 2018 年 10 月 25 日まで			2019 年 3 月 26 日から 2019 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,227,074 円	費用控除後の配当等収益額	A	31,351,675 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,558,517,208 円	収益調整金額	C	1,443,234,663 円
分配準備積立金額	D	370,026,081 円	分配準備積立金額	D	413,065,035 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,962,770,363 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,887,651,373 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,848,586,923 口	当ファンドの期末残存口数	F	8,111,652,205 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,218 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,327 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	26,545,760 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	16,223,304 円

2018年10月26日から2018年11月26日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,586,527 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,538,584,400 円
分配準備積立金額	D	372,835,752 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,945,006,679 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,734,094,719 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,226 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	26,202,284 円

2018年11月27日から2018年12月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,560,947 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,521,002,001 円
分配準備積立金額	D	374,117,243 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,930,680,191 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,624,343,610 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,238 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,248,687 円

2019年4月26日から2019年5月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,468,860 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,444,614,063 円
分配準備積立金額	D	423,414,342 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,899,497,265 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,096,047,483 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,346 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	16,192,094 円

2019年5月28日から2019年6月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,218,448 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,423,832,607 円
分配準備積立金額	D	430,718,577 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,889,769,632 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,970,837,130 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,370 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	15,941,674 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2018年12月25日現在	当期 2019年6月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
期首元本額 9,349,926,847 円	期首元本額 8,624,343,610 円
期中追加設定元本額 65,902,751 円	期中追加設定元本額 373,193,012 円
期中一部解約元本額 791,485,988 円	期中一部解約元本額 1,026,699,492 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	26,293,596	155,694,416
親投資信託受益証券	0	0
合計	26,293,596	155,694,416

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年6月25日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2019 年 6 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ JPシェア	905,358	6,193,554,078	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.9%	905,358	6,193,554,078 100.0%	
	合計			6,193,554,078	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,002,751	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.0%	982,608	1,002,751 0.0%	
	合計			1,002,751	
合計				6,194,556,829	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型の2018年12月26日から2019年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型の2019年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（円コース）年２回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 (2018 年 12 月 25 日現在)	第 19 期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,411,126	88,110,533
投資信託受益証券	536,132,236	711,053,540
親投資信託受益証券	1,002,849	1,002,751
未収入金	-	99,700
流動資産合計	545,546,211	800,266,524
資産合計	545,546,211	800,266,524
負債の部		
流動負債		
未払金	100,000	-
未払収益分配金	419,722	567,028
未払解約金	-	207,356
未払受託者報酬	96,467	111,933
未払委託者報酬	2,733,313	3,171,251
未払利息	17	164
その他未払費用	6,376	7,401
流動負債合計	3,355,895	4,065,133
負債合計	3,355,895	4,065,133
純資産の部		
元本等		
元本	419,722,948	567,028,173
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	122,467,368	229,173,218
（分配準備積立金）	161,141,422	166,881,874
元本等合計	542,190,316	796,201,391
純資産合計	542,190,316	796,201,391
負債純資産合計	545,546,211	800,266,524

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
受取配当金	21,185,760	24,754,480
有価証券売買等損益	△31,585,975	33,516,906
営業収益合計	△10,400,215	58,271,386
営業費用		
支払利息	2,768	4,387
受託者報酬	96,467	111,933
委託者報酬	2,733,313	3,171,251

その他費用	6,376	7,401
営業費用合計	2,838,924	3,294,972
営業利益又は営業損失（△）	△13,239,139	54,976,414
経常利益又は経常損失（△）	△13,239,139	54,976,414
当期純利益又は当期純損失（△）	△13,239,139	54,976,414
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,263,209	4,162,027
期首剰余金又は期首欠損金（△）	160,727,802	122,467,368
剰余金増加額又は欠損金減少額	273,902	72,560,292
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	273,902	72,560,292
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,138,684	16,101,801
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,138,684	16,101,801
分配金	419,722	567,028
期末剰余金又は期末欠損金（△）	122,467,368	229,173,218

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 2018年12月25日現在	第19期 2019年6月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 419,722,948 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 567,028,173 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2918 円 (10,000口当たり純資産額) (12,918 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4042 円 (10,000口当たり純資産額) (14,042 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日			第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,923,918 円	費用控除後の配当等収益額	A	21,501,729 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	214,752,394 円	収益調整金額	C	365,711,098 円
分配準備積立金額	D	144,637,226 円	分配準備積立金額	D	145,947,173 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	376,313,538 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	533,160,000 円
当ファンドの期末残存口数	F	419,722,948 口	当ファンドの期末残存口数	F	567,028,173 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,965 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,402 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	419,722 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	567,028 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 2018 年 12 月 25 日現在	第 19 期 2019 年 6 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
期首元本額 501,247,139 円	期首元本額 419,722,948 円
期中追加設定元本額 876,680 円	期中追加設定元本額 200,651,939 円
期中一部解約元本額 82,400,871 円	期中一部解約元本額 53,346,714 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△28,316,370	31,478,229
親投資信託受益証券	△98	△98
合計	△28,316,468	31,478,131

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2019 年 6 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2019 年 6 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J JP シェア	103,940	711,053,540	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 89.3%	103,940	711,053,540 99.9%	
	合計			711,053,540	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,002,751	
	小計	銘柄数: 1	982,608	1,002,751	

	組入時価比率：0.1%		0.1%	
	合計		1,002,751	
	合計		712,056,291	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型の2018年12月26日から2019年6月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型の2019年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2018年12月25日現在)	当期 (2019年6月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,477,927	38,249,663
投資信託受益証券	2,000,092,954	2,256,252,249
親投資信託受益証券	100,285	100,275
未収入金	1,296,100	99,700
流動資産合計	2,041,967,266	2,294,701,887
資産合計	2,041,967,266	2,294,701,887
負債の部		
流動負債		
未払金	5,700,000	-
未払収益分配金	12,553,174	13,742,307
未払解約金	1,452,555	-
未払受託者報酬	52,745	57,977
未払委託者報酬	1,494,435	1,642,644
未払利息	82	71
その他未払費用	3,506	3,853
流動負債合計	21,256,497	15,446,852
負債合計	21,256,497	15,446,852
純資産の部		
元本等		
元本	2,092,195,778	2,290,384,587
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△71,485,009	△11,129,552
（分配準備積立金）	92,083,611	93,914,824
元本等合計	2,020,710,769	2,279,255,035
純資産合計	2,020,710,769	2,279,255,035
負債純資産合計	2,041,967,266	2,294,701,887

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
営業収益		
受取配当金	92,858,710	96,146,960
有価証券売買等損益	△73,425,841	52,379,985
営業収益合計	19,432,869	148,526,945
営業費用		
支払利息	10,388	14,298
受託者報酬	343,149	349,628
委託者報酬	9,722,614	9,905,876

その他費用	22,813	23,244
営業費用合計	10,098,964	10,293,046
営業利益又は営業損失（△）	9,333,905	138,233,899
経常利益又は経常損失（△）	9,333,905	138,233,899
当期純利益又は当期純損失（△）	9,333,905	138,233,899
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	904,802	1,974,637
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,215,974	△71,485,009
剰余金増加額又は欠損金減少額	136,567	2,895,956
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	68,664	417,892
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	67,903	2,478,064
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	75,834,705	78,799,761
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△71,485,009	△11,129,552

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2018年12月25日現在	当期 2019年6月25日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,092,195,778 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,290,384,587 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額
元本の欠損 71,485,009 円	元本の欠損 11,129,552 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 0.9658 円	1口当たり純資産額 0.9951 円
(10,000口当たり純資産額) (9,658 円)	(10,000口当たり純資産額) (9,951 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018年6月26日	当期 自 2018年12月26日

至 2018 年 12 月 25 日			至 2019 年 6 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2018 年 6 月 26 日から 2018 年 7 月 25 日まで			2018 年 12 月 26 日から 2019 年 1 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,030,698 円	費用控除後の配当等収益額	A	14,907,503 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	989,926,457 円	収益調整金額	C	982,654,075 円
分配準備積立金額	D	86,051,882 円	分配準備積立金額	D	92,083,219 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,091,009,037 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,089,644,797 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,132,539,738 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,112,379,516 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,115 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,158 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円	10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,795,238 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,674,277 円
2018 年 7 月 26 日から 2018 年 8 月 27 日まで			2019 年 1 月 26 日から 2019 年 2 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,718,680 円	費用控除後の配当等収益額	A	15,058,222 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	986,150,175 円	収益調整金額	C	985,828,258 円
分配準備積立金額	D	87,788,663 円	分配準備積立金額	D	92,527,509 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,087,657,518 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,093,413,989 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,124,016,949 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,114,898,369 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,120 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,170 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円	10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,744,101 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,689,390 円
2018 年 8 月 28 日から 2018 年 9 月 25 日まで			2019 年 2 月 26 日から 2019 年 3 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,746,361 円	費用控除後の配当等収益額	A	13,844,947 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	984,929,534 円	収益調整金額	C	975,611,048 円
分配準備積立金額	D	88,571,277 円	分配準備積立金額	D	93,831,003 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,088,247,172 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,083,286,998 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,121,199,178 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,092,697,922 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,130 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,176 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円	10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,727,195 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,556,187 円
2018 年 9 月 26 日から 2018 年 10 月 25 日まで			2019 年 3 月 26 日から 2019 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,634,557 円	費用控除後の配当等収益額	A	15,482,391 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	967,419,975 円	収益調整金額	C	1,065,896,845 円
分配準備積立金額	D	88,967,241 円	分配準備積立金額	D	91,806,345 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,070,021,773 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,173,185,581 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,083,270,095 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,261,587,144 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,136 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,187 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円	10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,499,620 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,569,522 円

2018年10月26日から2018年11月26日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,585,812 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	968,790,698 円
分配準備積立金額	D	90,066,809 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,072,443,319 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,085,896,169 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,141 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,515,377 円

2018年11月27日から2018年12月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,744,363 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	972,320,644 円
分配準備積立金額	D	90,892,422 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,076,957,429 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,092,195,778 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,147 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,553,174 円

2019年4月26日から2019年5月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,469,036 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,068,302,188 円
分配準備積立金額	D	91,645,089 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,174,416,313 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,261,346,493 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,193 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,568,078 円

2019年5月28日から2019年6月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,861,185 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,084,218,347 円
分配準備積立金額	D	91,795,946 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,191,875,478 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,290,384,587 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,203 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,742,307 円

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2018年12月25日現在	当期 2019年6月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
期首元本額 2,149,946,986 円	期首元本額 2,092,195,778 円
期中追加設定元本額 36,823,928 円	期中追加設定元本額 421,930,599 円
期中一部解約元本額 94,575,136 円	期中一部解約元本額 223,741,790 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△20,160,176	19,033,284
親投資信託受益証券	0	0
合計	△20,160,176	19,033,284

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年6月25日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2019 年 6 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ US シェア	241,233	2,256,252,249	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 99.0%	241,233	2,256,252,249 100.0%	
	合計			2,256,252,249	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,261	100,275	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.0%	98,261	100,275 0.0%	
	合計			100,275	
合計				2,256,352,524	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型の2018年12月26日から2019年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型の2019年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年２回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 (2018 年 12 月 25 日現在)	第 19 期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,897,009	6,151,685
投資信託受益証券	700,849,073	384,735,655
親投資信託受益証券	100,285	100,275
未収入金	1,694,900	99,700
流動資産合計	713,541,267	391,087,315
資産合計	713,541,267	391,087,315
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	397,896	204,213
未払解約金	1,918,049	-
未払受託者報酬	118,443	77,092
未払委託者報酬	3,355,693	2,184,351
未払利息	22	11
その他未払費用	7,833	5,074
流動負債合計	5,797,936	2,470,741
負債合計	5,797,936	2,470,741
純資産の部		
元本等		
元本	397,896,176	204,213,283
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	309,847,155	184,403,291
（分配準備積立金）	263,166,891	135,664,602
元本等合計	707,743,331	388,616,574
純資産合計	707,743,331	388,616,574
負債純資産合計	713,541,267	391,087,315

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
受取配当金	32,100,810	21,792,750
有価証券売買等損益	△25,948,998	17,797,472
営業収益合計	6,151,812	39,590,222
営業費用		
支払利息	3,187	3,328
受託者報酬	118,443	77,092
委託者報酬	3,355,693	2,184,351
その他費用	7,833	5,074

営業費用合計	3,485,156	2,269,845
営業利益又は営業損失（△）	2,666,656	37,320,377
経常利益又は経常損失（△）	2,666,656	37,320,377
当期純利益又は当期純損失（△）	2,666,656	37,320,377
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	487,369	15,447,363
期首剰余金又は期首欠損金（△）	323,211,703	309,847,155
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,949,909	21,087,741
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,949,909	21,087,741
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,095,848	168,200,406
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,095,848	168,200,406
分配金	397,896	204,213
期末剰余金又は期末欠損金（△）	309,847,155	184,403,291

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 2018年12月25日現在	第19期 2019年6月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 397,896,176 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 204,213,283 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7787 円 (10,000口当たり純資産額) (17,787 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9030 円 (10,000口当たり純資産額) (19,030 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日			第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28, 142, 166 円	費用控除後の配当等収益額	A	14, 621, 666 円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	0 円

後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	228, 210, 346 円	収益調整金額	C	133, 140, 181 円
分配準備積立金額	D	235, 422, 621 円	分配準備積立金額	D	121, 247, 149 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	491, 775, 133 円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	269, 008, 996 円
当ファンドの期末残存口数	F	397, 896, 176 口	当ファンドの期末残存口数	F	204, 213, 283 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10, 000$	12, 359 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10, 000$	13, 172 円
10, 000 口当たり分配金額	H	10 円	10, 000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H/10, 000$	397, 896 円	収益分配金金額	$I=F \times H/10, 000$	204, 213 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 2018 年 12 月 25 日現在	第 19 期 2019 年 6 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
期首元本額 417,670,369 円	期首元本額 397,896,176 円
期中追加設定元本額 3,760,155 円	期中追加設定元本額 23,551,702 円
期中一部解約元本額 23,534,348 円	期中一部解約元本額 217,234,595 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△25,835,099	7,397,719
親投資信託受益証券	△10	△10
合計	△25,835,109	7,397,709

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2019 年 6 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2019 年 6 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J US シェア	41,135	384,735,655	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 99.0%	41,135	384,735,655 100.0%	
	合計			384,735,655	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,261	100,275	
	小計	銘柄数: 1	98,261	100,275	

	組入時価比率：0.0%		0.0%
合計			100,275
合計			384,835,930

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型の2018年12月26日から2019年6月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型の2019年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2018 年 12 月 25 日現在)	当期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,085,804	46,518,233
投資信託受益証券	2,636,457,354	2,481,654,560
親投資信託受益証券	1,002,848	1,002,750
未収入金	8,574,200	498,500
流動資産合計	2,689,120,206	2,529,674,043
資産合計	2,689,120,206	2,529,674,043
負債の部		
流動負債		
未払金	500,000	-
未払収益分配金	12,523,717	11,456,787
未払解約金	8,962,344	8,458,549
未払受託者報酬	72,521	64,445
未払委託者報酬	2,054,697	1,825,886
未払利息	88	86
その他未払費用	4,825	4,288
流動負債合計	24,118,192	21,810,041
負債合計	24,118,192	21,810,041
純資産の部		
元本等		
元本	4,174,572,631	3,818,929,259
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,509,570,617	△1,311,065,257
（分配準備積立金）	150,563,897	167,661,618
元本等合計	2,665,002,014	2,507,864,002
純資産合計	2,665,002,014	2,507,864,002
負債純資産合計	2,689,120,206	2,529,674,043

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
受取配当金	121,182,100	111,207,700
有価証券売買等損益	△256,850,958	51,286,708
営業収益合計	△135,668,858	162,494,408
営業費用		
支払利息	14,873	12,137
受託者報酬	485,654	429,280
委託者報酬	13,759,902	12,162,805

その他費用	32,315	28,559
営業費用合計	14,292,744	12,632,781
営業利益又は営業損失（△）	△149,961,602	149,861,627
経常利益又は経常損失（△）	△149,961,602	149,861,627
当期純利益又は当期純損失（△）	△149,961,602	149,861,627
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,693,540	2,073,780
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,419,796,850	△1,509,570,617
剰余金増加額又は欠損金減少額	146,169,172	137,194,299
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	146,169,172	137,194,299
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,079,024	14,896,366
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,079,024	14,896,366
分配金	78,595,853	71,580,420
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,509,570,617	△1,311,065,257

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2018年12月25日現在	当期 2019年6月25日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 4,174,572,631 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,818,929,259 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,509,570,617 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,311,065,257 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6384 円 (10,000口当たり純資産額) (6,384 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6567 円 (10,000口当たり純資産額) (6,567 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018年6月26日	当期 自 2018年12月26日

至 2018 年 12 月 25 日			至 2019 年 6 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2018 年 6 月 26 日から 2018 年 7 月 25 日まで			2018 年 12 月 26 日から 2019 年 1 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,977,274 円	費用控除後の配当等収益額	A	18,537,582 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,465,535,571 円	収益調整金額	C	1,332,388,283 円
分配準備積立金額	D	131,398,553 円	分配準備積立金額	D	148,287,646 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,616,911,398 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,499,213,511 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,545,356,479 口	当ファンドの期末残存口数	F	4,128,018,738 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,557 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,631 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円	10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,636,069 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,384,056 円
2018 年 7 月 26 日から 2018 年 8 月 27 日まで			2019 年 1 月 26 日から 2019 年 2 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,778,080 円	費用控除後の配当等収益額	A	18,377,272 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,441,811,937 円	収益調整金額	C	1,319,995,692 円
分配準備積立金額	D	135,541,110 円	分配準備積立金額	D	152,637,118 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,595,131,127 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,491,010,082 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,471,439,877 口	当ファンドの期末残存口数	F	4,088,383,585 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,567 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,646 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円	10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,414,319 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,265,150 円
2018 年 8 月 28 日から 2018 年 9 月 25 日まで			2019 年 2 月 26 日から 2019 年 3 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,377,712 円	費用控除後の配当等収益額	A	16,551,344 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,419,649,728 円	収益調整金額	C	1,292,689,647 円
分配準備積立金額	D	137,767,077 円	分配準備積立金額	D	155,480,616 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,575,794,517 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,464,721,607 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,402,363,189 口	当ファンドの期末残存口数	F	4,003,402,364 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,579 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,658 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円	10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,207,089 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,010,207 円
2018 年 9 月 26 日から 2018 年 10 月 25 日まで			2019 年 3 月 26 日から 2019 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,590,209 円	費用控除後の配当等収益額	A	17,146,214 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,395,588,353 円	収益調整金額	C	1,265,438,945 円
分配準備積立金額	D	140,428,855 円	分配準備積立金額	D	156,621,483 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,553,607,417 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,439,206,642 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,327,083,833 口	当ファンドの期末残存口数	F	3,918,581,181 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,590 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,672 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円	10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,981,251 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,755,743 円

2018年10月26日から2018年11月26日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,003,913 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,379,819,510 円
分配準備積立金額	D	143,328,021 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,542,151,444 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,277,802,921 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,604 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,833,408 円

2018年11月27日から2018年12月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,135,166 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,346,646,277 円
分配準備積立金額	D	145,952,448 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,509,733,891 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,174,572,631 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,616 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,523,717 円

2019年4月26日から2019年5月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,983,716 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,260,488,895 円
分配準備積立金額	D	161,258,586 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,437,731,197 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,902,825,910 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,683 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,708,477 円

2019年5月28日から2019年6月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,142,429 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,233,543,962 円
分配準備積立金額	D	161,975,976 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,412,662,367 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,818,929,259 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,699 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,456,787 円

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2018 年 12 月 25 日現在	当期 2019 年 6 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
期首元本額 4,599,562,295 円	期首元本額 4,174,572,631 円
期中追加設定元本額 28,612,482 円	期中追加設定元本額 44,161,692 円
期中一部解約元本額 453,602,146 円	期中一部解約元本額 399,805,064 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△112,502,645	34,187,729
親投資信託受益証券	0	0
合計	△112,502,645	34,187,729

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019 年 6 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2019 年 6 月 25 日現在)

(単位: 円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J AU シェア	356, 048	2, 481, 654, 560	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 99. 0%	356, 048	2, 481, 654, 560 100. 0%	
	合計			2, 481, 654, 560	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982, 607	1, 002, 750	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0. 0%	982, 607	1, 002, 750 0. 0%	
	合計			1, 002, 750	
合計				2, 482, 657, 310	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型の2018年12月26日から2019年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型の2019年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年２回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 (2018 年 12 月 25 日現在)	第 19 期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,525,604	8,752,401
投資信託受益証券	399,679,101	417,489,060
親投資信託受益証券	100,284	100,274
未収入金	2,991,000	99,700
流動資産合計	409,295,989	426,441,435
資産合計	409,295,989	426,441,435
負債の部		
流動負債		
未払金	100,000	-
未払収益分配金	245,307	242,479
未払解約金	3,154,972	2,607,644
未払受託者報酬	69,910	68,286
未払委託者報酬	1,980,915	1,934,775
未払利息	13	16
その他未払費用	4,593	4,491
流動負債合計	5,555,710	4,857,691
負債合計	5,555,710	4,857,691
純資産の部		
元本等		
元本	245,307,519	242,479,188
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	158,432,760	179,104,556
（分配準備積立金）	167,826,892	179,513,954
元本等合計	403,740,279	421,583,744
純資産合計	403,740,279	421,583,744
負債純資産合計	409,295,989	426,441,435

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
受取配当金	17,480,900	17,762,750
有価証券売買等損益	△37,581,275	7,374,849
営業収益合計	△20,100,375	25,137,599
営業費用		
支払利息	1,850	1,578
受託者報酬	69,910	68,286
委託者報酬	1,980,915	1,934,775

その他費用	4, 593	4, 491
営業費用合計	2, 057, 268	2, 009, 130
営業利益又は営業損失（△）	△22, 157, 643	23, 128, 469
経常利益又は経常損失（△）	△22, 157, 643	23, 128, 469
当期純利益又は当期純損失（△）	△22, 157, 643	23, 128, 469
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△104, 265	677, 888
期首剰余金又は期首欠損金（△）	189, 900, 993	158, 432, 760
剰余金増加額又は欠損金減少額	2, 245, 454	2, 427, 997
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2, 245, 454	2, 427, 997
剰余金減少額又は欠損金増加額	11, 415, 002	3, 964, 303
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11, 415, 002	3, 964, 303
分配金	245, 307	242, 479
期末剰余金又は期末欠損金（△）	158, 432, 760	179, 104, 556

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 2018年12月25日現在	第19期 2019年6月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 245, 307, 519 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 242, 479, 188 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6459 円 (10,000口当たり純資産額) (16,459 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7386 円 (10,000口当たり純資産額) (17,386 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日			第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15, 077, 230 円	費用控除後の配当等収益額	A	16, 093, 053 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	206, 691, 934 円	収益調整金額	C	206, 663, 491 円
分配準備積立金額	D	152, 994, 969 円	分配準備積立金額	D	163, 663, 380 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	374, 764, 133 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	386, 419, 924 円
当ファンドの期末残存口数	F	245, 307, 519 口	当ファンドの期末残存口数	F	242, 479, 188 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	15, 277 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	15, 936 円
10, 000 口当たり分配金額	H	10 円	10, 000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	245, 307 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	242, 479 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 2018 年 12 月 25 日現在	第 19 期 2019 年 6 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
期首元本額 257,824,486 円	期首元本額 245,307,519 円
期中追加設定元本額 3,083,192 円	期中追加設定元本額 3,346,913 円
期中一部解約元本額 15,600,159 円	期中一部解約元本額 6,175,244 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△37,021,386	6,926,605
親投資信託受益証券	△9	△10
合計	△37,021,395	6,926,595

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2019 年 6 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019 年 6 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J AU シェア	59,898	417,489,060	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 99.0%	59,898	417,489,060 100.0%	
	合計			417,489,060	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,260	100,274	
	小計	銘柄数: 1	98,260	100,274	

	組入時価比率：0.0%		0.0%
合計			100,274
合計			417,589,334

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型の2018年12月26日から2019年6月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型の2019年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2018 年 12 月 25 日現在)	当期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	237,362,396	148,339,920
投資信託受益証券	9,610,114,242	9,232,401,258
親投資信託受益証券	1,002,849	1,002,751
未収入金	8,973,000	53,738,300
流動資産合計	9,857,452,487	9,435,482,229
資産合計	9,857,452,487	9,435,482,229
負債の部		
流動負債		
未払金	8,000,000	-
未払収益分配金	48,080,803	43,368,319
未払解約金	83,315,517	40,124,289
未払受託者報酬	258,326	238,652
未払委託者報酬	7,319,240	6,761,809
未払利息	486	277
その他未払費用	17,210	15,901
流動負債合計	146,991,582	90,509,247
負債合計	146,991,582	90,509,247
純資産の部		
元本等		
元本	24,040,401,640	21,684,159,800
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,329,940,735	△12,339,186,818
（分配準備積立金）	2,177,192,495	2,142,030,907
元本等合計	9,710,460,905	9,344,972,982
純資産合計	9,710,460,905	9,344,972,982
負債純資産合計	9,857,452,487	9,435,482,229

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
受取配当金	695,112,580	521,731,650
有価証券売買等損益	△769,076,396	436,284,918
営業収益合計	△73,963,816	958,016,568
営業費用		
支払利息	60,048	47,124
受託者報酬	1,732,431	1,581,879
委託者報酬	49,085,666	44,819,880

その他費用	115,430	105,404
営業費用合計	50,993,575	46,554,287
営業利益又は営業損失（△）	△124,957,391	911,462,281
経常利益又は経常損失（△）	△124,957,391	911,462,281
当期純利益又は当期純損失（△）	△124,957,391	911,462,281
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,242,427	20,776,651
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△15,453,999,995	△14,329,940,735
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,883,994,762	1,556,785,995
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,883,994,762	1,556,785,995
剰余金減少額又は欠損金増加額	223,275,432	182,832,381
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	223,275,432	182,832,381
分配金	409,460,252	273,885,327
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,329,940,735	△12,339,186,818

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2018年12月25日現在	当期 2019年6月25日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 24,040,401,640 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 21,684,159,800 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 14,329,940,735 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 12,339,186,818 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4039 円 (10,000口当たり純資産額) (4,039 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4310 円 (10,000口当たり純資産額) (4,310 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018年6月26日	当期 自 2018年12月26日

至 2018 年 12 月 25 日			至 2019 年 6 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2018 年 6 月 26 日から 2018 年 7 月 25 日まで			2018 年 12 月 26 日から 2019 年 1 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	158,200,698 円	費用控除後の配当等収益額	A	88,047,718 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	5,188,432,007 円	収益調整金額	C	4,699,599,405 円
分配準備積立金額	D	2,171,858,438 円	分配準備積立金額	D	2,161,785,210 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,518,491,143 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,949,432,333 円
当ファンドの期末残存口数	F	26,546,259,369 口	当ファンドの期末残存口数	F	23,897,862,005 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,832 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,907 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	106,185,037 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	47,795,724 円
2018 年 7 月 26 日から 2018 年 8 月 27 日まで			2019 年 1 月 26 日から 2019 年 2 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	150,445,679 円	費用控除後の配当等収益額	A	85,104,954 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	5,126,169,835 円	収益調整金額	C	4,586,696,456 円
分配準備積立金額	D	2,187,849,300 円	分配準備積立金額	D	2,144,193,909 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,464,464,814 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,815,995,319 円
当ファンドの期末残存口数	F	26,192,369,722 口	当ファンドの期末残存口数	F	23,304,026,115 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,849 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,924 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	104,769,478 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	46,608,052 円
2018 年 8 月 28 日から 2018 年 9 月 25 日まで			2019 年 2 月 26 日から 2019 年 3 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	92,009,917 円	費用控除後の配当等収益額	A	79,045,549 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	5,016,536,206 円	収益調整金額	C	4,525,713,783 円
分配準備積立金額	D	2,172,073,866 円	分配準備積立金額	D	2,149,675,954 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,280,619,989 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,754,435,286 円
当ファンドの期末残存口数	F	25,580,689,512 口	当ファンドの期末残存口数	F	22,978,924,275 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,846 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,939 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	51,161,379 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	45,957,848 円
2018 年 9 月 26 日から 2018 年 10 月 25 日まで			2019 年 3 月 26 日から 2019 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	91,431,817 円	費用控除後の配当等収益額	A	77,631,103 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,907,426,780 円	収益調整金額	C	4,472,663,007 円
分配準備積立金額	D	2,160,803,136 円	分配準備積立金額	D	2,147,245,276 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,159,661,733 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,697,539,386 円
当ファンドの期末残存口数	F	25,008,141,337 口	当ファンドの期末残存口数	F	22,674,066,016 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,862 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,953 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	50,016,282 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	45,348,132 円

2018年10月26日から2018年11月26日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	82,511,227 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,834,128,733 円
分配準備積立金額	D	2,166,672,943 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,083,312,903 円
当ファンドの期末残存口数	F	24,623,636,594 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,876 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	49,247,273 円

2018年11月27日から2018年12月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	81,892,326 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,724,929,332 円
分配準備積立金額	D	2,143,380,972 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,950,202,630 円
当ファンドの期末残存口数	F	24,040,401,640 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,891 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	48,080,803 円

2019年4月26日から2019年5月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	77,089,147 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,421,715,841 円
分配準備積立金額	D	2,151,478,258 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,650,283,246 円
当ファンドの期末残存口数	F	22,403,626,262 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,968 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44,807,252 円

2019年5月28日から2019年6月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	81,418,074 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,290,333,722 円
分配準備積立金額	D	2,103,981,152 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,475,732,948 円
当ファンドの期末残存口数	F	21,684,159,800 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,986 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	43,368,319 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2018年12月25日現在	当期 2019年6月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
期首元本額 26,860,325,924 円	期首元本額 24,040,401,640 円
期中追加設定元本額 379,263,599 円	期中追加設定元本額 315,004,103 円
期中一部解約元本額 3,199,187,883 円	期中一部解約元本額 2,671,245,943 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△342,103,333	507,410,793
親投資信託受益証券	0	0
合計	△342,103,333	507,410,793

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年6月25日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2019 年 6 月 25 日現在)

(単位: 円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ BR シェア	2,750,194	9,232,401,258	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.8%	2,750,194	9,232,401,258 100.0%	
	合計			9,232,401,258	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,002,751	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.0%	982,608	1,002,751 0.0%	
	合計			1,002,751	
合計				9,233,404,009	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀 井 純 子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型の2018年12月26日から2019年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型の2019年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 (2018 年 12 月 25 日現在)	第 19 期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,336,345	18,295,528
投資信託受益証券	1,035,470,493	1,111,059,576
親投資信託受益証券	1,002,849	1,002,751
未収入金	2,293,100	11,565,200
流動資産合計	1,057,102,787	1,141,923,055
資産合計	1,057,102,787	1,141,923,055
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	683,744	675,431
未払解約金	4,580,606	1,959,520
未払受託者報酬	182,699	180,382
未払委託者報酬	5,176,491	5,110,808
未払利息	37	34
その他未払費用	12,120	11,970
流動負債合計	10,635,697	7,938,145
負債合計	10,635,697	7,938,145
純資産の部		
元本等		
元本	683,744,651	675,431,676
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	362,722,439	458,553,234
（分配準備積立金）	440,520,276	472,743,523
元本等合計	1,046,467,090	1,133,984,910
純資産合計	1,046,467,090	1,133,984,910
負債純資産合計	1,057,102,787	1,141,923,055

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
受取配当金	73,035,730	59,424,870
有価証券売買等損益	△80,597,369	46,396,385
営業収益合計	△7,561,639	105,821,255
営業費用		
支払利息	5,906	4,783
受託者報酬	182,699	180,382
委託者報酬	5,176,491	5,110,808
その他費用	12,120	11,970

営業費用合計	5,377,216	5,307,943
営業利益又は営業損失（△）	△12,938,855	100,513,312
経常利益又は経常損失（△）	△12,938,855	100,513,312
当期純利益又は当期純損失（△）	△12,938,855	100,513,312
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,090,882	3,149,249
期首剰余金又は期首欠損金（△）	420,311,543	362,722,439
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,314,641	17,828,305
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,314,641	17,828,305
剰余金減少額又は欠損金増加額	57,372,028	18,686,142
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	57,372,028	18,686,142
分配金	683,744	675,431
期末剰余金又は期末欠損金（△）	362,722,439	458,553,234

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 2018年12月25日現在	第19期 2019年6月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 683,744,651口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 675,431,676口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5305円 (10,000口当たり純資産額) (15,305円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6789円 (10,000口当たり純資産額) (16,789円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日			第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	62,374,571 円	費用控除後の配当等収益額	A	54,814,732 円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	0 円

後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	1,049,546,096 円	収益調整金額	C	1,054,211,185 円
分配準備積立金額	D	378,829,449 円	分配準備積立金額	D	418,604,222 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,490,750,116 円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,527,630,139 円
当ファンドの期末残存口数	F	683,744,651 口	当ファンドの期末残存口数	F	675,431,676 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	21,802 円	10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	22,617 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	683,744 円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	675,431 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 2018 年 12 月 25 日現在	第 19 期 2019 年 6 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
期首元本額 763,015,337 円	期首元本額 683,744,651 円
期中追加設定元本額 25,907,129 円	期中追加設定元本額 26,933,313 円
期中一部解約元本額 105,177,815 円	期中一部解約元本額 35,246,288 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△73,699,426	44,700,539
親投資信託受益証券	△98	△98
合計	△73,699,524	44,700,441

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2019 年 6 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019 年 6 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J BR シェア	330,968	1,111,059,576	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.0%	330,968	1,111,059,576 99.9%	
	合計			1,111,059,576	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,002,751	
	小計	銘柄数: 1	982,608	1,002,751	

	組入時価比率：0.1%		0.1%	
	合計		1,002,751	
	合計		1,112,062,327	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型の2018年12月26日から2019年6月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型の2019年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2018 年 12 月 25 日現在)	当期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2, 591, 040	2, 539, 997
投資信託受益証券	134, 324, 457	139, 438, 496
親投資信託受益証券	100, 285	100, 275
流動資産合計	137, 015, 782	142, 078, 768
資産合計	137, 015, 782	142, 078, 768
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	998, 467	968, 077
未払受託者報酬	3, 700	3, 538
未払委託者報酬	104, 769	100, 230
未払利息	5	4
その他未払費用	236	229
流動負債合計	1, 107, 177	1, 072, 078
負債合計	1, 107, 177	1, 072, 078
純資産の部		
元本等		
元本	249, 616, 979	242, 019, 259
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△113, 708, 374	△101, 012, 569
（分配準備積立金）	20, 721, 598	21, 039, 999
元本等合計	135, 908, 605	141, 006, 690
純資産合計	135, 908, 605	141, 006, 690
負債純資産合計	137, 015, 782	142, 078, 768

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
受取配当金	7, 711, 960	7, 459, 680
有価証券売買等損益	△16, 074, 861	8, 696, 929
営業収益合計	△8, 362, 901	16, 156, 609
営業費用		
支払利息	715	646
受託者報酬	24, 270	23, 386
委託者報酬	687, 618	662, 498
その他費用	1, 552	1, 499
営業費用合計	714, 155	688, 029

営業利益又は営業損失（△）	△9,077,056	15,468,580
経常利益又は経常損失（△）	△9,077,056	15,468,580
当期純利益又は当期純損失（△）	△9,077,056	15,468,580
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△312,914	58,374
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△105,200,723	△113,708,374
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,228,179	3,829,252
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,228,179	3,829,252
剰余金減少額又は欠損金増加額	824,739	614,618
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	824,739	614,618
分配金	6,146,949	5,929,035
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△113,708,374	△101,012,569

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2018年12月25日現在	当期 2019年6月25日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 249,616,979 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 242,019,259 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 113,708,374 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 101,012,569 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5445 円 (10,000口当たり純資産額) (5,445 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5826 円 (10,000口当たり純資産額) (5,826 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程

2018 年 6 月 26 日から 2018 年 7 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,288,548 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	68,135,698 円
分配準備積立金額	D	21,064,223 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,488,469 円
当ファンドの期末残存口数	F	265,087,142 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,413 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,060,348 円

2018 年 7 月 26 日から 2018 年 8 月 27 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,162,012 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	67,380,751 円
分配準備積立金額	D	20,972,759 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,515,522 円
当ファンドの期末残存口数	F	261,873,506 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,418 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,047,494 円

2018 年 8 月 28 日から 2018 年 9 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,213,916 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	66,429,934 円
分配準備積立金額	D	20,773,759 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,417,609 円
当ファンドの期末残存口数	F	258,113,092 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,425 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,032,452 円

2018 年 9 月 26 日から 2018 年 10 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,142,736 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	64,867,164 円
分配準備積立金額	D	20,446,650 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,456,550 円
当ファンドの期末残存口数	F	251,966,313 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,431 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,007,865 円

2018 年 10 月 26 日から 2018 年 11 月 26 日まで

項目		

2018 年 12 月 26 日から 2019 年 1 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,237,055 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	64,369,920 円
分配準備積立金額	D	20,718,919 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,325,894 円
当ファンドの期末残存口数	F	249,821,744 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,455 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	999,286 円

2019 年 1 月 26 日から 2019 年 2 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,137,679 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	64,501,818 円
分配準備積立金額	D	20,956,688 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,596,185 円
当ファンドの期末残存口数	F	250,207,913 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,460 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,000,831 円

2019 年 2 月 26 日から 2019 年 3 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,144,510 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	64,521,436 円
分配準備積立金額	D	21,077,533 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,743,479 円
当ファンドの期末残存口数	F	250,217,515 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,466 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,000,870 円

2019 年 3 月 26 日から 2019 年 4 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,205,896 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	63,553,028 円
分配準備積立金額	D	20,884,550 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	85,643,474 円
当ファンドの期末残存口数	F	246,393,651 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,475 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	985,574 円

2019 年 4 月 26 日から 2019 年 5 月 27 日まで

項目		

費用控除後の配当等収益額	A	1, 224, 972 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	64, 399, 796 円
分配準備積立金額	D	20, 412, 530 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86, 037, 298 円
当ファンドの期末残存口数	F	250, 080, 938 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	3, 440 円
10, 000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	1, 000, 323 円

2018 年 11 月 27 日から 2018 年 12 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1, 137, 255 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	64, 297, 449 円
分配準備積立金額	D	20, 582, 810 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86, 017, 514 円
当ファンドの期末残存口数	F	249, 616, 979 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	3, 445 円
10, 000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	998, 467 円

費用控除後の配当等収益額	A	1, 102, 959 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	62, 849, 780 円
分配準備積立金額	D	20, 852, 861 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84, 805, 600 円
当ファンドの期末残存口数	F	243, 599, 332 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	3, 481 円
10, 000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	974, 397 円

2019 年 5 月 28 日から 2019 年 6 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1, 178, 361 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	62, 460, 531 円
分配準備積立金額	D	20, 829, 715 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84, 468, 607 円
当ファンドの期末残存口数	F	242, 019, 259 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	3, 490 円
10, 000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	968, 077 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2018年12月25日現在	当期 2019年6月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
期首元本額 264,890,555 円	期首元本額 249,616,979 円
期中追加設定元本額 1,959,135 円	期中追加設定元本額 1,460,643 円
期中一部解約元本額 17,232,711 円	期中一部解約元本額 9,058,363 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△8,041,303	2,196,126
親投資信託受益証券	0	0
合計	△8,041,303	2,196,126

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年6月25日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019年6月25日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ZA シェア	30,392	139,438,496	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:98.9%	30,392	139,438,496 99.9%	
	合計			139,438,496	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,261	100,275	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:0.1%	98,261	100,275 0.1%	
	合計			100,275	
合計				139,538,771	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型の2018年12月26日から2019年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型の2019年6月25日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 (2018 年 12 月 25 日現在)	第 19 期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	305,042	163,872
投資信託受益証券	9,578,907	11,015,788
親投資信託受益証券	10,028	10,027
未収入金	99,700	-
流動資産合計	9,993,677	11,189,687
資産合計	9,993,677	11,189,687
負債の部		
流動負債		
未払金	100,000	-
未払収益分配金	6,597	6,750
未払解約金	26,657	-
未払受託者報酬	3,293	1,722
未払委託者報酬	93,282	48,702
その他未払費用	184	127
流動負債合計	230,013	57,301
負債合計	230,013	57,301
純資産の部		
元本等		
元本	6,597,873	6,750,001
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,165,791	4,382,385
（分配準備積立金）	7,011,994	7,455,047
元本等合計	9,763,664	11,132,386
純資産合計	9,763,664	11,132,386
負債純資産合計	9,993,677	11,189,687

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
受取配当金	1,058,400	546,000
有価証券売買等損益	△2,269,144	636,580
営業収益合計	△1,210,744	1,182,580
営業費用		
支払利息	109	7
受託者報酬	3,293	1,722
委託者報酬	93,282	48,702
その他費用	184	127

営業費用合計	96,868	50,558
営業利益又は営業損失（△）	△1,307,612	1,132,022
経常利益又は経常損失（△）	△1,307,612	1,132,022
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,307,612	1,132,022
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△672,181	10,115
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,855,385	3,165,791
剰余金増加額又は欠損金減少額	87,298	133,467
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	87,298	133,467
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,134,864	32,030
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,134,864	32,030
分配金	6,597	6,750
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,165,791	4,382,385

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 2018年12月25日現在	第19期 2019年6月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,597,873口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,750,001口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4798円 (10,000口当たり純資産額) (14,798円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6492円 (10,000口当たり純資産額) (16,492円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日			第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	473,908 円	費用控除後の配当等収益額	A	520,907 円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	0 円

後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	4,002,600 円	収益調整金額	C	4,340,806 円
分配準備積立金額	D	6,544,683 円	分配準備積立金額	D	6,940,890 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	11,021,191 円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	11,802,603 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,597,873 口	当ファンドの期末残存口数	F	6,750,001 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	16,704 円	10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	17,485 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	6,597 円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	6,750 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 2018 年 12 月 25 日現在	第 19 期 2019 年 6 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
期首元本額	17,241,389 円
期中追加設定元本額	183,778 円
期中一部解約元本額	10,827,294 円
期首元本額	6,597,873 円
期中追加設定元本額	219,445 円
期中一部解約元本額	67,317 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△932,704	627,488
親投資信託受益証券	△1	△1
合計	△932,705	627,487

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2019 年 6 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019 年 6 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J ZA シェア	2,401	11,015,788	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 99.0%	2,401	11,015,788 99.9%	
	合計			11,015,788	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	9,826	10,027	
	小計	銘柄数: 1	9,826	10,027	

	組入時価比率：0.1%		0.1%	
	合計		10,027	
	合計		11,025,815	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型の2018年12月26日から2019年6月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型の2019年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2018年12月25日現在)	当期 (2019年6月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,079,502	13,591,736
投資信託受益証券	902,403,645	899,182,683
親投資信託受益証券	1,002,848	1,002,750
未収入金	-	99,700
流動資産合計	917,485,995	913,876,869
資産合計	917,485,995	913,876,869
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,014,624	3,796,417
未払受託者報酬	24,113	23,232
未払委託者報酬	683,127	658,241
未払利息	28	25
その他未払費用	1,600	1,537
流動負債合計	4,723,492	4,479,452
負債合計	4,723,492	4,479,452
純資産の部		
元本等		
元本	1,003,656,104	949,104,276
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△90,893,601	△39,706,859
（分配準備積立金）	35,467,482	36,520,506
元本等合計	912,762,503	909,397,417
純資産合計	912,762,503	909,397,417
負債純資産合計	917,485,995	913,876,869

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日
営業収益		
受取配当金	31,280,100	29,294,040
有価証券売買等損益	△70,969,813	46,703,740
営業収益合計	△39,689,713	75,997,780
営業費用		
支払利息	5,369	4,159
受託者報酬	161,902	153,461
委託者報酬	4,586,990	4,348,161
その他費用	10,730	10,176

営業費用合計	4,764,991	4,515,957
営業利益又は営業損失（△）	△44,454,704	71,481,823
経常利益又は経常損失（△）	△44,454,704	71,481,823
当期純利益又は当期純損失（△）	△44,454,704	71,481,823
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△404,392	△330,366
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5,496,431	△90,893,601
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,727,981	3,276,670
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,727,981	3,276,670
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,023,353	257,115
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,023,353	257,115
分配金	46,051,486	23,645,002
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△90,893,601	△39,706,859

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2018年12月25日現在	当期 2019年6月25日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,003,656,104 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 949,104,276 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 90,893,601 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 39,706,859 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9094 円 (10,000口当たり純資産額) (9,094 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9582 円 (10,000口当たり純資産額) (9,582 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日

1. 分配金の計算過程

2018 年 6 月 26 日から 2018 年 7 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,578,032 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	172,511,442 円
分配準備積立金額	D	58,642,055 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	235,731,529 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,084,090,913 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,174 円
10,000 口当たり分配金額	H	80 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,672,727 円

2018 年 7 月 26 日から 2018 年 8 月 27 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,493,513 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	170,905,750 円
分配準備積立金額	D	53,924,351 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	229,323,614 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,073,280,478 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,136 円
10,000 口当たり分配金額	H	80 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,586,243 円

2018 年 8 月 28 日から 2018 年 9 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,746,747 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	166,609,651 円
分配準備積立金額	D	48,416,516 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	219,772,914 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,045,082,134 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,102 円
10,000 口当たり分配金額	H	80 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,360,657 円

2018 年 9 月 26 日から 2018 年 10 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,355,215 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	164,155,076 円
分配準備積立金額	D	44,070,661 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	212,580,952 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,029,070,485 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,065 円
10,000 口当たり分配金額	H	80 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,232,563 円

2018 年 10 月 26 日から 2018 年 11 月 26 日まで

1. 分配金の計算過程

2018 年 12 月 26 日から 2019 年 1 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,850,078 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	159,664,331 円
分配準備積立金額	D	35,310,377 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	199,824,786 円
当ファンドの期末残存口数	F	999,580,056 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,999 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,998,320 円

2019 年 1 月 26 日から 2019 年 2 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,811,756 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	158,889,745 円
分配準備積立金額	D	35,974,021 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	199,675,522 円
当ファンドの期末残存口数	F	994,606,389 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,007 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,978,425 円

2019 年 2 月 26 日から 2019 年 3 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,183,054 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	158,539,832 円
分配準備積立金額	D	36,699,174 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	199,422,060 円
当ファンドの期末残存口数	F	992,234,697 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,009 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,968,938 円

2019 年 3 月 26 日から 2019 年 4 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,688,521 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	159,149,143 円
分配準備積立金額	D	36,600,288 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	200,437,952 円
当ファンドの期末残存口数	F	993,442,848 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,017 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,973,771 円

2019 年 4 月 26 日から 2019 年 5 月 27 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,272,053 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	163,334,399 円
分配準備積立金額	D	39,849,668 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	207,456,120 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,023,084,056 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,027 円
10,000 口当たり分配金額	H	80 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,184,672 円

2018 年 11 月 27 日から 2018 年 12 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,246,525 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	160,294,463 円
分配準備積立金額	D	35,235,581 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	199,776,569 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,003,656,104 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,990 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,014,624 円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,058,704 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	157,469,114 円
分配準備積立金額	D	36,830,708 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	198,358,526 円
当ファンドの期末残存口数	F	982,282,914 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,019 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,929,131 円

2019 年 5 月 28 日から 2019 年 6 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,538,821 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	152,176,418 円
分配準備積立金額	D	35,778,102 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	192,493,341 円
当ファンドの期末残存口数	F	949,104,276 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,028 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,796,417 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2018 年 12 月 25 日現在	当期 2019 年 6 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
期首元本額 1,079,279,455 円	期首元本額 1,003,656,104 円
期中追加設定元本額 34,212,014 円	期中追加設定元本額 15,428,588 円
期中一部解約元本額 109,835,365 円	期中一部解約元本額 69,980,416 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△4,534,284	16,498,959
親投資信託受益証券	0	0
合計	△4,534,284	16,498,959

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2019 年 6 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2019 年 6 月 25 日現在)

(単位: 円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J CN シェア	78,183	899,182,683	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.9%	78,183	899,182,683 99.9%	
	合計			899,182,683	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,607	1,002,750	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.1%	982,607	1,002,750 0.1%	
	合計			1,002,750	
合計				900,185,433	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型の2018年12月26日から2019年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型の2019年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（中国元コース）年２回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 (2018 年 12 月 25 日現在)	第 19 期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,547,119	5,638,636
投資信託受益証券	350,551,839	376,864,768
親投資信託受益証券	1,002,849	1,002,751
未収入金	997,000	-
流動資産合計	358,098,807	383,506,155
資産合計	358,098,807	383,506,155
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	179,490	178,663
未払解約金	1,045,211	-
未払受託者報酬	61,870	61,040
未払委託者報酬	1,753,060	1,729,476
未払利息	11	10
その他未払費用	4,065	4,015
流動負債合計	3,043,707	1,973,204
負債合計	3,043,707	1,973,204
純資産の部		
元本等		
元本	179,490,135	178,663,109
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	175,564,965	202,869,842
（分配準備積立金）	196,221,519	205,907,645
元本等合計	355,055,100	381,532,951
純資産合計	355,055,100	381,532,951
負債純資産合計	358,098,807	383,506,155

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
受取配当金	12,002,280	11,652,780
有価証券売買等損益	△27,252,469	18,505,331
営業収益合計	△15,250,189	30,158,111
営業費用		
支払利息	1,566	1,295
受託者報酬	61,870	61,040
委託者報酬	1,753,060	1,729,476
その他費用	4,065	4,015

営業費用合計	1, 820, 561	1, 795, 826
営業利益又は営業損失（△）	△17, 070, 750	28, 362, 285
経常利益又は経常損失（△）	△17, 070, 750	28, 362, 285
当期純利益又は当期純損失（△）	△17, 070, 750	28, 362, 285
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1, 184, 941	90, 658
期首剰余金又は期首欠損金（△）	208, 091, 538	175, 564, 965
剰余金増加額又は欠損金減少額	207, 099	179, 200
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	207, 099	179, 200
剰余金減少額又は欠損金増加額	16, 668, 373	967, 287
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16, 668, 373	967, 287
分配金	179, 490	178, 663
期末剰余金又は期末欠損金（△）	175, 564, 965	202, 869, 842

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 2018年12月25日現在	第19期 2019年6月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 179, 490, 135 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 178, 663, 109 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1. 9781 円 (10, 000 口当たり純資産額) (19, 781 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2. 1355 円 (10, 000 口当たり純資産額) (21, 355 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日			第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9, 669, 629 円	費用控除後の配当等収益額	A	10, 946, 039 円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	0 円

後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	54,811,277 円	収益調整金額	C	54,743,783 円
分配準備積立金額	D	186,731,380 円	分配準備積立金額	D	195,140,269 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	251,212,286 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	260,830,091 円
当ファンドの期末残存口数	F	179,490,135 口	当ファンドの期末残存口数	F	178,663,109 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	13,995 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,598 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	179,490 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	178,663 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 2018 年 12 月 25 日現在	第 19 期 2019 年 6 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
期首元本額 194,990,354 円	期首元本額 179,490,135 円
期中追加設定元本額 201,300 円	期中追加設定元本額 167,659 円
期中一部解約元本額 15,701,519 円	期中一部解約元本額 994,685 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△25,256,549	18,385,203
親投資信託受益証券	△98	△98
合計	△25,256,647	18,385,105

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2019 年 6 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2019 年 6 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J CN シェア	32,768	376,864,768	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.8%	32,768	376,864,768 99.7%	
	合計			376,864,768	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,002,751	
	小計	銘柄数: 1	982,608	1,002,751	

	組入時価比率：0.3%		0.3%	
	合計		1,002,751	
	合計		377,867,519	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀 井 純 子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型の2018年12月26日から2019年6月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型の2019年6月25日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2018 年 12 月 25 日現在)	当期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,014,960	37,215,069
投資信託受益証券	1,368,139,377	1,856,065,728
親投資信託受益証券	1,002,849	1,002,751
未収入金	99,700	37,387,500
流動資産合計	1,394,256,886	1,931,671,048
資産合計	1,394,256,886	1,931,671,048
負債の部		
流動負債		
未払金	300,000	-
未払収益分配金	9,579,814	12,148,691
未払受託者報酬	36,942	48,198
未払委託者報酬	1,046,688	1,365,562
未払利息	51	69
その他未払費用	2,454	3,202
流動負債合計	10,965,949	13,565,722
負債合計	10,965,949	13,565,722
純資産の部		
元本等		
元本	1,915,962,884	2,429,738,349
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△532,671,947	△511,633,023
（分配準備積立金）	285,943,607	290,032,875
元本等合計	1,383,290,937	1,918,105,326
純資産合計	1,383,290,937	1,918,105,326
負債純資産合計	1,394,256,886	1,931,671,048

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
受取配当金	91,713,540	101,433,720
有価証券売買等損益	△89,990,413	103,721,953
営業収益合計	1,723,127	205,155,673
営業費用		
支払利息	9,078	15,339
受託者報酬	238,618	271,279
委託者報酬	6,760,679	7,686,092
その他費用	15,851	18,029

営業費用合計	7,024,226	7,990,739
営業利益又は営業損失（△）	△5,301,099	197,164,934
経常利益又は経常損失（△）	△5,301,099	197,164,934
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,301,099	197,164,934
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△747,687	1,727,857
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△499,427,945	△532,671,947
剰余金増加額又は欠損金減少額	68,205,483	45,126,001
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	68,205,483	45,126,001
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,711,385	152,936,292
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,711,385	152,936,292
分配金	69,184,688	66,587,862
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△532,671,947	△511,633,023

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2018年12月25日現在	当期 2019年6月25日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,915,962,884 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,429,738,349 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 532,671,947 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 511,633,023 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7220 円 (10,000口当たり純資産額) (7,220 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7894 円 (10,000口当たり純資産額) (7,894 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018年6月26日 至 2018年12月25日	当期 自 2018年12月26日 至 2019年6月25日

1. 分配金の計算過程

2018 年 6 月 26 日から 2018 年 7 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,348,159 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	509,950,508 円
分配準備積立金額	D	298,605,744 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	822,904,411 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,042,724,897 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,028 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,256,349 円

2018 年 7 月 26 日から 2018 年 8 月 27 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,089,168 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	502,392,807 円
分配準備積立金額	D	294,399,361 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	810,881,336 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,007,575,610 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,039 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,045,453 円

2018 年 8 月 28 日から 2018 年 9 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,157,938 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	499,529,344 円
分配準備積立金額	D	289,686,867 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	803,374,149 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,983,164,624 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,050 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,898,987 円

2018 年 9 月 26 日から 2018 年 10 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,905,527 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	491,775,694 円
分配準備積立金額	D	287,077,532 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	792,758,753 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,951,361,154 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,062 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,708,166 円

2018 年 10 月 26 日から 2018 年 11 月 26 日まで

1. 分配金の計算過程

2018 年 12 月 26 日から 2019 年 1 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,584,757 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	488,778,071 円
分配準備積立金額	D	284,521,275 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	787,884,103 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,913,906,180 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,116 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,569,530 円

2019 年 1 月 26 日から 2019 年 2 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,453,662 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	577,296,458 円
分配準備積立金額	D	283,972,545 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	876,722,665 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,116,210,243 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,142 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	10,581,051 円

2019 年 2 月 26 日から 2019 年 3 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,016,209 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	569,953,075 円
分配準備積立金額	D	283,782,935 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	868,752,219 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,085,668,542 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,165 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	10,428,342 円

2019 年 3 月 26 日から 2019 年 4 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,929,003 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	697,826,071 円
分配準備積立金額	D	278,944,195 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	992,699,269 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,368,541,162 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,191 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,842,705 円

2019 年 4 月 26 日から 2019 年 5 月 27 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,674,595 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	492,488,393 円
分配準備積立金額	D	287,764,600 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	794,927,588 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,949,319,991 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,077 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,695,919 円

2018 年 11 月 27 日から 2018 年 12 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,708,528 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	488,141,392 円
分配準備積立金額	D	281,814,893 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	783,664,813 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,915,962,884 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,090 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,579,814 円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,126,208 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	715,239,620 円
分配準備積立金額	D	280,290,031 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,012,655,859 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,403,508,683 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,213 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,017,543 円

2019 年 5 月 28 日から 2019 年 6 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,489,628 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	728,079,637 円
分配準備積立金額	D	283,691,938 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,030,261,203 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,429,738,349 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,240 円
10,000 口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,148,691 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2018 年 12 月 25 日現在	当期 2019 年 6 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
期首元本額 2,070,756,048 円	期首元本額 1,915,962,884 円
期中追加設定元本額 108,032,214 円	期中追加設定元本額 711,664,056 円
期中一部解約元本額 262,825,378 円	期中一部解約元本額 197,888,591 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	当期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△19,698,893	51,356,765
親投資信託受益証券	0	0
合計	△19,698,893	51,356,765

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2019 年 6 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2019 年 6 月 25 日現在)

(単位: 円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ IDシェア	311,839	1,856,065,728	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 96.8%	311,839	1,856,065,728 99.9%	
	合計			1,856,065,728	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,002,751	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.1%	982,608	1,002,751 0.1%	
	合計			1,002,751	
合計				1,857,068,479	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型の2018年12月26日から2019年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型の2019年6月25日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 (2018 年 12 月 25 日現在)	第 19 期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,785,965	5,635,546
投資信託受益証券	256,211,098	395,171,136
親投資信託受益証券	100,285	100,275
未収入金	99,700	99,700
流動資産合計	268,197,048	401,006,657
資産合計	268,197,048	401,006,657
負債の部		
流動負債		
未払金	100,000	-
未払収益分配金	147,511	194,386
未払解約金	33,011	-
未払受託者報酬	43,549	54,718
未払委託者報酬	1,233,843	1,550,297
未払利息	24	10
その他未払費用	2,835	3,591
流動負債合計	1,560,773	1,803,002
負債合計	1,560,773	1,803,002
純資産の部		
元本等		
元本	147,511,425	194,386,231
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	119,124,850	204,817,424
（分配準備積立金）	104,691,235	115,174,896
元本等合計	266,636,275	399,203,655
純資産合計	266,636,275	399,203,655
負債純資産合計	268,197,048	401,006,657

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
受取配当金	16,789,500	20,617,860
有価証券売買等損益	△16,851,056	20,778,728
営業収益合計	△61,556	41,396,588
営業費用		
支払利息	1,176	3,051
受託者報酬	43,549	54,718
委託者報酬	1,233,843	1,550,297

その他費用	2,835	3,591
営業費用合計	1,281,403	1,611,657
営業利益又は営業損失（△）	△1,342,959	39,784,931
経常利益又は経常損失（△）	△1,342,959	39,784,931
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,342,959	39,784,931
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△565,880	1,872,288
期首剰余金又は期首欠損金（△）	124,539,797	119,124,850
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,720,585	59,073,317
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,720,585	59,073,317
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,210,942	11,099,000
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,210,942	11,099,000
分配金	147,511	194,386
期末剰余金又は期末欠損金（△）	119,124,850	204,817,424

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 2018年12月25日現在	第19期 2019年6月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 147,511,425 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 194,386,231 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8076 円 (10,000口当たり純資産額) (18,076 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0537 円 (10,000口当たり純資産額) (20,537 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日			第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,909,055 円	費用控除後の配当等収益額	A	19,353,384 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	150, 298, 701 円	収益調整金額	C	242, 895, 030 円
分配準備積立金額	D	89, 929, 691 円	分配準備積立金額	D	96, 015, 898 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	255, 137, 447 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	358, 264, 312 円
当ファンドの期末残存口数	F	147, 511, 425 口	当ファンドの期末残存口数	F	194, 386, 231 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	17, 296 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	18, 430 円
10, 000 口当たり分配金額	H	10 円	10, 000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	147, 511 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	194, 386 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 2018 年 12 月 25 日現在	第 19 期 2019 年 6 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
期首元本額 153,119,332 円	期首元本額 147,511,425 円
期中追加設定元本額 4,545,985 円	期中追加設定元本額 60,550,917 円
期中一部解約元本額 10,153,892 円	期中一部解約元本額 13,676,111 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△15,594,008	19,382,109
親投資信託受益証券	△10	△10
合計	△15,594,018	19,382,099

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2019 年 6 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2019 年 6 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J ID シェア	66,393	395,171,136	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 99.0%	66,393	395,171,136 100.0%	
	合計			395,171,136	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,261	100,275	
	小計	銘柄数: 1	98,261	100,275	

	組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計		100,275	
	合計		395,271,411	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新エマージング債券投信（マネーパールファンド）年2回決算型の2018年12月26日から2019年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村新エマージング債券投信（マネーパールファンド）年2回決算型の2019年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 (2018 年 12 月 25 日現在)	第 19 期 (2019 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	57,113	59,098
親投資信託受益証券	2,566,883	2,564,633
流動資産合計	2,623,996	2,623,731
資産合計	2,623,996	2,623,731
負債の部		
流動負債		
未払委託者報酬	13	-
流動負債合計	13	-
負債合計	13	-
純資産の部		
元本等		
元本	2,624,200	2,624,200
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△217	△469
（分配準備積立金）	12,576	16,097
元本等合計	2,623,983	2,623,731
純資産合計	2,623,983	2,623,731
負債純資産合計	2,623,996	2,623,731

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
営業収益		
有価証券売買等損益	△1,137	△271
営業収益合計	△1,137	△271
営業費用		
支払利息	64	1
委託者報酬	13	-
営業費用合計	77	1
営業利益又は営業損失（△）	△1,214	△272
経常利益又は経常損失（△）	△1,214	△272
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,214	△272
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△989	△25
期首剰余金又は期首欠損金（△）	84	△217
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	16
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	16

剰余金減少額又は欠損金増加額	76	21
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	65	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11	21
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△217	△469

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年12月26日から2019年6月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 2018年12月25日現在	第19期 2019年6月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,624,200口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,624,200口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 217円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 469円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9999円 (10,000口当たり純資産額) (9,999円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9998円 (10,000口当たり純資産額) (9,998円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,249 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>69,563 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>8,327 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>82,139 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,624,200 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>313 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>0 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,249 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	69,563 円	分配準備積立金額	D	8,327 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,139 円	当ファンドの期末残存口数	F	2,624,200 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	313 円	10,000 口当たり分配金額	H	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,412 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>70,520 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>11,685 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>86,617 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,624,200 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>330 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>0 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,412 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	70,520 円	分配準備積立金額	D	11,685 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,617 円	当ファンドの期末残存口数	F	2,624,200 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	330 円	10,000 口当たり分配金額	H	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	4,249 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	69,563 円																																																											
分配準備積立金額	D	8,327 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,139 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,624,200 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	313 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	0 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	4,412 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	70,520 円																																																											
分配準備積立金額	D	11,685 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,617 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,624,200 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	330 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	0 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円																																																											

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第18期 自2018年6月26日	第19期 自2018年12月26日

至 2018 年 12 月 25 日	至 2019 年 6 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 2018 年 12 月 25 日現在	第 19 期 2019 年 6 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
期首元本額 11,751,473 円	期首元本額 2,624,200 円
期中追加設定元本額 100,010 円	期中追加設定元本額 200,020 円
期中一部解約元本額 9,227,283 円	期中一部解約元本額 200,020 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 2018 年 6 月 26 日 至 2018 年 12 月 25 日	第 19 期 自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△1	△1
合計	△1	△1

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2019 年 6 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019 年 6 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	2,513,115	2,564,633	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 97.7%	2,513,115	2,564,633 100.0%	
	合計			2,564,633	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「野村新エマージング債券投信（通貨選択型）」の各ファンドは「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2019 年 6 月 25 日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,390,673,884
地方債証券	1,319,003,653
特殊債券	1,452,491,546

社債券	1,905,819,959
コマーシャル・ペーパー	499,997,466
未収利息	2,282,805
前払費用	9,701,318
流動資産合計	9,579,970,631
資産合計	9,579,970,631
負債の部	
流動負債	
未払金	1,102,257,000
未払解約金	15,212,108
未払利息	8,205
流動負債合計	1,117,477,313
負債合計	1,117,477,313
純資産の部	
元本等	
元本	8,292,762,531
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	169,730,787
元本等合計	8,462,493,318
純資産合計	8,462,493,318
負債純資産合計	9,579,970,631

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2019 年 6 月 25 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.0205 円
(10,000 口当たり純資産額)	(10,205 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2018 年 12 月 26 日 至 2019 年 6 月 25 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019 年 6 月 25 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
地方債証券、特殊債券、社債券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コマーシャル・ペーパー	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019 年 6 月 25 日現在	
期首	2018 年 12 月 26 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	11,256,976,697 円
同期中における追加設定元本額	105,362,645 円
同期中における一部解約元本額	3,069,576,811 円
期末元本額	8,292,762,531 円
期末元本額の内訳*	
野村米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	18,877,601 円
野村日本ブランド株投資(マネープールファンド)年2回決算型	109,466,358 円
野村世界業種別投資シリーズ(マネープール・ファンド)	12,259,593 円
ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)	65,120,875 円
野村新エマージング債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	2,513,115 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	1,230,043 円
野村グローバルC B 投信(マネープールファンド)年2回決算型	837,995 円
野村ドイチュ・高配当インフラ関連株投信(マネープールファンド)年2回決算型	13,253,393 円
ネクストコア	19,922,154 円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753 円
野村新世界高金利通貨投信	982,608 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース)	982,609 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース)	982,609 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース)	982,609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型	9,826 円

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年２回決算型	982, 608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年２回決算型	982, 608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型	98, 260 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年２回決算型	98, 261 円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982, 609 円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982, 608 円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982, 608 円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98, 261 円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982, 607 円
野村日本ブランド株投資（円コース）年２回決算型	982, 608 円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年２回決算型	982, 608 円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年２回決算型	982, 608 円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年２回決算型	98, 260 円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年２回決算型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	98, 261 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年２回決算型	98, 260 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年２回決算型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型	98, 261 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年２回決算型	98, 260 円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982, 608 円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98, 261 円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982, 607 円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982, 608 円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98, 261 円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982, 607 円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982, 608 円
野村新エマージング債券投信（円コース）年２回決算型	982, 608 円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年２回決算型	98, 261 円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年２回決算型	98, 260 円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年２回決算型	982, 608 円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型	9, 826 円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年２回決算型	982, 608 円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年２回決算型	98, 261 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984, 834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984, 834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984, 834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	984, 834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984, 834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984, 834 円
野村高金利国際機関債投信（毎月分配型）	49, 354, 623 円
野村アジアＣＢ投信（毎月分配型）	982, 608 円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）毎月分配型	984, 543 円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984, 543 円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984, 543 円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）年２回決算型	984, 543 円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984, 543 円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984, 543 円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ向け）	10, 000 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984, 252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98, 261 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984, 252 円

野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984, 252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984, 252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98, 261 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984, 252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984, 252 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982, 609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982, 609 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982, 609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982, 609 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982, 607 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982, 607 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982, 608 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98, 261 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98, 261 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98, 261 円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98, 261 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983, 768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983, 768 円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983, 768 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983, 768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983, 768 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983, 672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983, 672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983, 672 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983, 672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983, 672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983, 672 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Aコース	983, 381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Bコース	98, 261 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Cコース	983, 381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Dコース	983, 381 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982, 609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98, 262 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982, 609 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98, 261 円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983, 091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983, 091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983, 091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983, 091 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982, 898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982, 898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982, 898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982, 898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982, 898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982, 898 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982, 801 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491, 401 円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982, 608 円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982, 608 円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982, 608 円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982, 608 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982, 415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982, 415 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982, 415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982, 415 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982, 029 円

野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029 円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547 円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	1,813 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	315,476 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	946,340 円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	123,377 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	41,316 円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	54,497 円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	277,875 円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）毎月分配型	48,092 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年2回決算型	4,908 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	253,829 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	213,673 円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年2回決算型	43,905 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	774,485 円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年2回決算型	51,703 円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	36,381 円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年2回決算型	118,445 円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）年2回決算型	13,741 円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451 円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451 円
ノムラ THE USA Aコース	981,258 円
ノムラ THE USA Bコース	981,258 円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117 円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807 円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489 円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489 円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,805 円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型	9,803 円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型	980,297 円

野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年2回決算型	9,803 円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年2回決算型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）年2回決算型	9,803 円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型	9,803 円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（円コース）	9,803 円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（米ドルコース）	9,803 円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（世界通貨分散コース）	9,803 円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801 円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801 円
ノムラ THE ASIA Aコース	97,992 円
ノムラ THE ASIA Bコース	979,912 円
グローバル・ストック Aコース	97,953 円
グローバル・ストック Bコース	979,528 円
グローバル・ストック Cコース	97,953 円
グローバル・ストック Dコース	979,528 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795 円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795 円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797 円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,797 円
野村ウェスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797 円
野村ウェスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797 円
野村ウェスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797 円
野村ウェスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797 円
第1回 野村短期公社債ファンド	3,037,421 円
第2回 野村短期公社債ファンド	3,919,169 円
第3回 野村短期公社債ファンド	1,371,897 円
第4回 野村短期公社債ファンド	1,077,981 円
第5回 野村短期公社債ファンド	1,959,729 円
第6回 野村短期公社債ファンド	1,077,981 円
第7回 野村短期公社債ファンド	686,093 円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261 円
第9回 野村短期公社債ファンド	5,094,831 円
第10回 野村短期公社債ファンド	1,959,728 円
第11回 野村短期公社債ファンド	1,861,757 円
第12回 野村短期公社債ファンド	6,664,982 円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30（非課税適格機関投資家専用）	5,129,840,665 円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50（適格機関投資家転売制限付）	2,050,866,611 円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Dプライス（適格機関投資家専用）	424,221,200 円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134 円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Aコース	9,818 円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Bコース	9,818 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	7,492,405 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年6月25日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2019 年 6 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	大阪府 公募第 3 3 0 回	116,000,000	116,417,828	
		兵庫県 公募平成 2 1 年度第 2 3 回	100,000,000	100,416,291	
		静岡県 公募平成 2 1 年度第 4 回	100,000,000	100,235,012	
		静岡県 公募平成 2 1 年度第 5 回	100,000,000	100,420,758	
		愛知県 公募平成 2 1 年度第 3 回	100,000,000	100,011,450	
		福岡県 公募平成 2 6 年度第 4 回	100,000,000	100,035,550	
		岐阜県 公募平成 2 1 年度第 1 回	100,000,000	100,456,548	
		共同発行市場地方債 公募第 7 9 回	100,000,000	100,443,296	
		熊本県 公募 (5 年) 平成 2 6 年度第 1 回	300,000,000	300,050,632	
		広島市 公募平成 2 1 年度第 2 回	100,000,000	100,460,737	
		鹿児島県 公募 (5 年) 平成 2 6 年度第 1 回	100,000,000	100,055,551	
	小計	銘柄数: 11	1,316,000,000	1,319,003,653	
		組入時価比率: 15.6%		25.5%	
	合計			1,319,003,653	
特殊債券	日本円	日本政策投資銀行社債 財投機関債第 4 6 回	100,000,000	100,050,900	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第 6 7 回	100,000,000	100,000,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 5 3 回	400,000,000	401,292,906	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 8 5 回	90,000,000	90,118,095	
		地方公共団体金融機構債券 第 2 回	500,000,000	500,517,144	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第 2 7 回	60,000,000	60,038,747	
		国際協力銀行債券 第 1 6 回財投機関債	100,000,000	100,468,464	
		しんきん中金債券 利付第 2 9 5 回	100,000,000	100,005,290	
	小計	銘柄数: 8	1,450,000,000	1,452,491,546	
		組入時価比率: 17.2%		28.1%	
	合計			1,452,491,546	
社債券	日本円	三井住友信託銀行 第 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,021,870	
		三井不動産 第 3 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,699,935	
		東海旅客鉄道 第 1 6 回社債間限定	600,000,000	602,555,808	

	小計	同順位特約付			
		中部電力 第490回	200,000,000	200,226,726	
		中部電力 第492回	100,000,000	100,461,960	
		東北電力 第452回	100,000,000	100,695,250	
		九州電力 第423回	100,000,000	100,229,630	
		北海道電力 第319回	400,000,000	400,488,000	
		電源開発 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,440,780	
		銘柄数：9 組入時価比率：22.5%	1,900,000,000	1,905,819,959 36.7%	
	合計		1,905,819,959		
コマーシャル・ペーパー	小計	三井住友F＆L	200,000,000	199,999,197	
		三井住友F＆L	100,000,000	99,999,685	
		三井住友F＆L	200,000,000	199,998,584	
		銘柄数：3 組入時価比率：5.9%	500,000,000	499,997,466 9.7%	
	合計		499,997,466		
合計			5,177,312,624		

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

2019年7月31日現在

I 資産総額	6,288,563,586円
II 負債総額	8,660,326円
III 純資産総額（I－II）	6,279,903,260円
IV 発行済口数	7,936,021,964口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7913円

野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型

2019年7月31日現在

I 資産総額	876,675,615円
II 負債総額	7,466,101円
III 純資産総額（I－II）	869,209,514円
IV 発行済口数	612,853,206口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4183円

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

2019年7月31日現在

I 資産総額	2,383,119,805円
II 負債総額	12,809,440円
III 純資産総額（I－II）	2,370,310,365円
IV 発行済口数	2,339,666,872口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0131円

野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

2019年7月31日現在

I 資産総額	397,192,385円
II 負債総額	368,009円
III 純資産総額（I－II）	396,824,376円
IV 発行済口数	203,620,981口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9488円

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

2019年7月31日現在

I 資産総額	2,482,179,858円
II 負債総額	5,235,962円
III 純資産総額（I－II）	2,476,943,896円
IV 発行済口数	3,748,965,823口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6607円

野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型

2019年7月31日現在

I 資産総額	425,730,706円
II 負債総額	401,515円
III 純資産総額（I－II）	425,329,191円
IV 発行済口数	242,062,358口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7571円

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

2019年7月31日現在

I 資産総額	9,342,347,914円
II 負債総額	14,225,443円
III 純資産総額（I－II）	9,328,122,471円
IV 発行済口数	20,970,473,389口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4448円

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

2019年7月31日現在

I 資産総額	1,135,264,446円
II 負債総額	1,058,516円
III 純資産総額（I－II）	1,134,205,930円
IV 発行済口数	651,560,102口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7408円

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

2019年7月31日現在

I 資産総額	145,735,747円
II 負債総額	22,941円
III 純資産総額（I－II）	145,712,806円
IV 発行済口数	242,381,747口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6012円

野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型

2019年7月31日現在

I 資産総額	30,561,646円
II 負債総額	14,274円
III 純資産総額（I－II）	30,547,372円
IV 発行済口数	17,918,547口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7048円

野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

2019年7月31日現在

I 資産総額	911,100,681円
II 負債総額	142,664円
III 純資産総額（I－II）	910,958,017円
IV 発行済口数	934,713,577口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9746円

野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型

2019年7月31日現在

I 資産総額	390,175,683円
II 負債総額	361,757円
III 純資産総額（I－II）	389,813,926円
IV 発行済口数	178,730,354口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1810円

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

2019年7月31日現在

I 資産総額	2,149,051,662円
II 負債総額	29,124,532円
III 純資産総額（I－II）	2,119,927,130円
IV 発行済口数	2,604,472,410口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8140円

野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型

2019年7月31日現在

I 資産総額	446,815,968円
II 負債総額	7,625,009円
III 純資産総額（I－II）	439,190,959円
IV 発行済口数	206,130,872口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1306円

野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型

2019年7月31日現在

I 資産総額	2,623,731円
II 負債総額	—円
III 純資産総額（I－II）	2,623,731円
IV 発行済口数	2,624,200口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9998円

（参考）野村マネー マザーファンド

2019年7月31日現在

I 資産総額	8,539,752,497円
II 負債総額	100,795,014円
III 純資産総額（I－II）	8,438,957,483円
IV 発行済口数	8,269,821,983口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0205円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2019年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

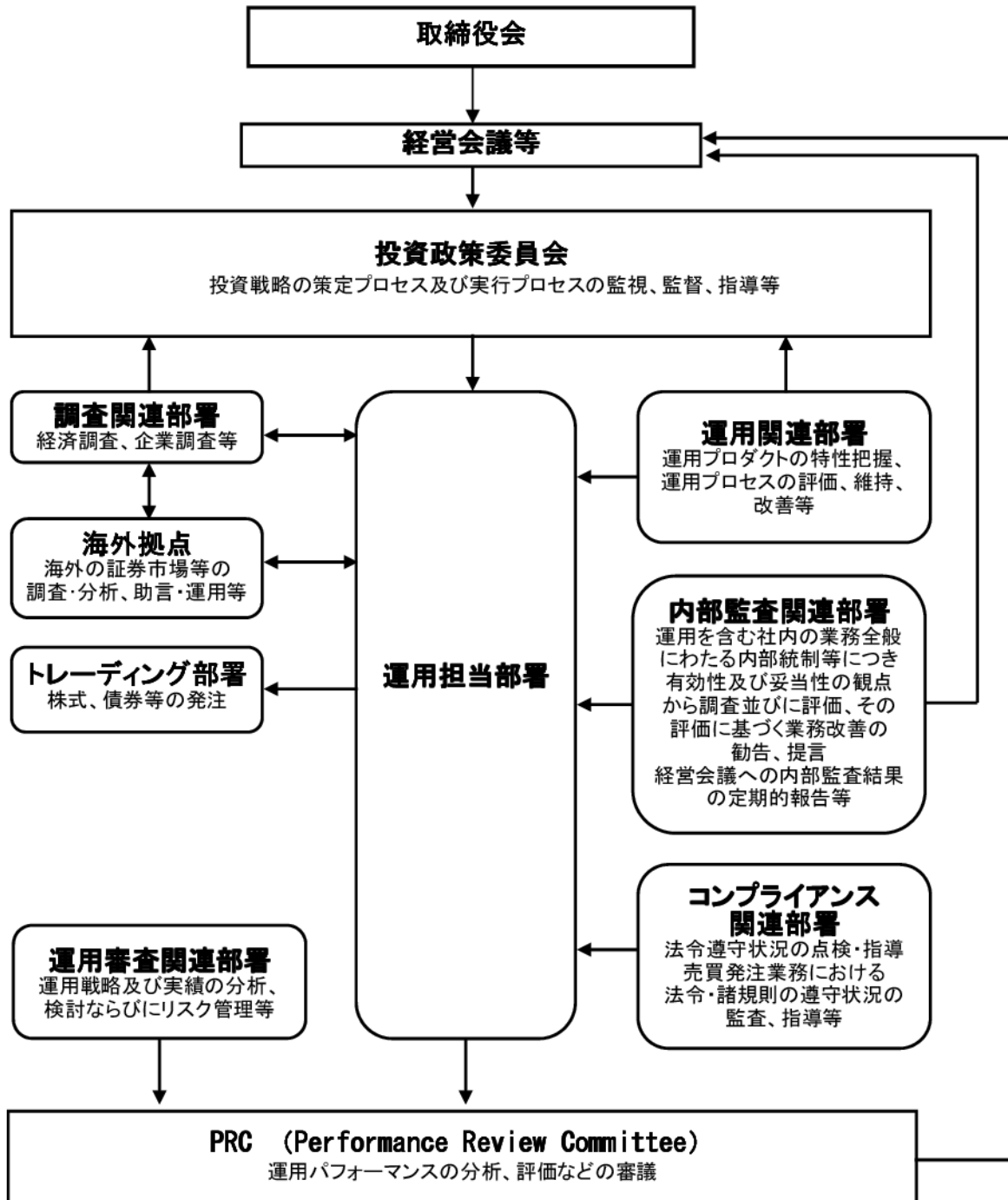
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年6月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,025	28,005,123
単位型株式投資信託	178	1,004,188
追加型公社債投資信託	14	5,223,933
単位型公社債投資信託	426	1,725,132
合計	1,643	35,958,375

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018 年 7 月 1 日に名称を変更し、EY 新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によ

って行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			919		1,562
金銭の信託			47,936		45,493
有価証券			22,600		19,900
前払金			0		-
前払費用			26		27
未収入金			464		500
未収委託者報酬			24,059		25,246
未収運用受託報酬			6,764		5,933
その他			181		269
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			102,937		98,917
固定資産					
有形固定資産			874		714
建物	※2	348		320	
器具備品	※2	525		393	
無形固定資産			7,157		6,438
ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		△0		-	
投資損失引当金		-		△707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	※1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	※1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33
その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,907		119,196
運用受託報酬			26,200		21,440
その他営業収益			338		355
営業収益計			142,447		140,992
営業費用					
支払手数料			45,252		42,675
広告宣伝費			1,079		1,210
公告費			0		0
調査費			30,516		30,082
調査費		5,830		5,998	
委託調査費		24,685		24,083	
委託計算費			1,376		1,311
営業雑経費			5,464		5,435
通信費		125		92	
印刷費		966		970	
協会費		79		86	
諸経費		4,293		4,286	
営業費用計			83,689		80,715
一般管理費					
給料			11,716		11,113
役員報酬		425		379	
給料・手当		6,856		7,067	
賞与		4,433		3,666	
交際費			132		107
旅費交通費			482		514
租税公課			1,107		1,048
不動産賃借料			1,221		1,223
退職給付費用			1,110		1,474
固定資産減価償却費			2,706		2,835
諸経費			9,131		10,115
一般管理費計			27,609		28,433
営業利益			31,148		31,843

		前事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	※ 3	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	※ 2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			△439		370
当期純利益			24,840		25,672

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							△25,598	△25,598	△25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△758	△758	△758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			△25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△29	△29	△29
当期変動額合計	△29	△29	△788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50 年 附属設備 8～15 年 構築物 20 年 器具備品 4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更に関する注記]

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111 百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074 百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708 百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736 百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 4,026 百万円 支払利息 2	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 6,531 百万円 支払利息 1
※2. 固定資産除却損 建物 4 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 53 合計 58	※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソフトウェア 307 合計 310
	※3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう 清算配当です。

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017 年 5 月 12 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,970 円
基準日	2017 年 3 月 31 日
効力発生日	2017 年 6 月 23 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,820 円
基準日	2018 年 3 月 31 日
効力発生日	2018 年 6 月 25 日

当事業年度(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,820 円
基準日	2018 年 3 月 31 日
効力発生日	2018 年 6 月 25 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019 年 5 月 15 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,980 円
基準日	2019 年 3 月 31 日
効力発生日	2019 年 6 月 28 日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	919	919	-
(2) 金銭の信託	47,936	47,936	-
(3) 未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4) 未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-
その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6) 未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7) 未払費用	12,441	12,441	-
(8) 未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,184 百万円、関係会社株式 9,033 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,562	1,562	-
(2) 金銭の信託	45,493	45,493	-
(3) 未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4) 未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6) 未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7) 未払費用	11,704	11,704	-
(8) 未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,562 百万円、関係会社株式 12,631 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について 1,100 百万円（投資有価証券 938 百万円、関係会社株式 161 百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2018 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	△660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	△518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	△17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	△3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	△2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	△414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	887
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%
②長期期待運用収益率の設定方法	

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195 百万円でした。

当事業年度(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%

退職一時金制度の割引率	0.4%

長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,175
退職給付引当金	910	退職給付引当金	998
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	708
未払事業税	409	未払事業税	288
投資損失引当金	-	投資損失引当金	219
ゴルフ会員権評価減	207	ゴルフ会員権評価減	192
時効後支払損引当金	169	時効後支払損引当金	172
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払社会保険料	107	未払社会保険料	82
その他	566	その他	466
繰延税金資産小計	4,543	繰延税金資産小計	4,625
評価性引当額	△735	評価性引当額	△1,295
繰延税金資産合計	3,808	繰延税金資産合計	3,329
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5	その他有価証券評価差額金	15
前払年金費用	728	前払年金費用	620
繰延税金負債合計	733	繰延税金負債合計	635
繰延税金資産の純額	3,074	繰延税金資産の純額	2,694
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	△0.2%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	△0.4%	その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1 株当たり情報

前事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	16,714 円 33 銭	1 株当たり純資産額	16,882 円 89 銭
1 株当たり当期純利益	4,822 円 68 銭	1 株当たり当期純利益	4,984 円 30 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,840 百万円	損益計算書上の当期純利益	25,672 百万円
普通株式に係る当期純利益	24,840 百万円	普通株式に係る当期純利益	25,672 百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693 株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J JP シェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J JP シェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J JP シェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J JP シェア受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年6月および12月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 12 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J JP シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 4 月 26 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれの

ない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に

0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

・ ニューヨークの銀行

・ ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ JP シェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ JP シェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ JP シェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ JP シェア受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（円コース）年 2 回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 12 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J JP シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 26 日から 12 月 25 日までおよび 12 月 26 日から翌年 6 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 6 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ない、当該売付けにより増加した受益権は、

第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ ニューヨークの銀行
 - ・ ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJUSシェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJUSシェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJUSシェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJUSシェア受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年6月および12月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 12 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J US シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 4 月 26 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれの

ない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に

0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

・ ニューヨークの銀行

・ ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJUSシェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJUSシェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJUSシェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJUSシェア受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 12 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J US シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 26 日から 12 月 25 日までおよび 12 月 26 日から翌年 6 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 6 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、

第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ ニューヨークの銀行
 - ・ ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JAU シェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JAU シェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JAU シェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JAU シェア受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年6月および12月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 12 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J AU シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 4 月 26 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれの

ない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に

0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

・ ニューヨークの銀行

・ ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JAU シェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JAU シェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JAU シェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JAU シェア受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 12 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J AU シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 26 日から 12 月 25 日までおよび 12 月 26 日から翌年 6 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 6 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ ニューヨークの銀行
 - ・ ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JBR シェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JBR シェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JBR シェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JBR シェア受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年6月および12月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 12 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J BR シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 4 月 26 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれの

ない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ない、当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に

0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ ニューヨークの銀行
 - ・ ルクセンブルグの銀行
 - ・ サンパウロの銀行
 - ・ ブラジル商品先物取引所

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJBRシェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJBRシェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJBRシェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJBRシェア受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年12月25日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J BR シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 26 日から 12 月 25 日までおよび 12 月 26 日から翌年 6 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 6 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ ニューヨークの銀行
 - ・ ルクセンブルグの銀行
 - ・ サンパウロの銀行
 - ・ ブラジル商品先物取引所

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JZA シェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JZA シェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JZA シェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JZA シェア受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年6月および12月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 12 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JZA シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 4 月 26 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれの

ない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に

0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

・ ニューヨークの銀行

・ ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JZA シェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JZA シェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JZA シェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JZA シェア受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年12月25日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス JZA シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 26 日から 12 月 25 日までおよび 12 月 26 日から翌年 6 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 6 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ ニューヨークの銀行
 - ・ ルクセンブルグの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J CN シェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J CN シェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J CN シェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J CN シェア受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年6月および12月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 12 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J CN シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 4 月 26 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれの

ない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に

0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ ニューヨークの銀行
 - ・ ルクセンブルグの銀行
 - ・ 上海の銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J CN シェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J CN シェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J CN シェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J CN シェア受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年 2 回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 12 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J CN シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 26 日から 12 月 25 日までおよび 12 月 26 日から翌年 6 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 6 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ ニューヨークの銀行
 - ・ ルクセンブルグの銀行
 - ・ 上海の銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ID シェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ID シェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ID シェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ID シェア受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年6月および12月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 12 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J ID シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 4 月 26 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれの

ない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に

0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ ニューヨークの銀行
 - ・ ルクセンブルグの銀行
 - ・ ジャカルタの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ID シェア受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ID シェア受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ID シェア受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況においては、アライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラスJ ID シェア受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年 2 回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 12 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・ファンドⅢーノムラ・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオークラス J ID シェア受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 26 日から 12 月 25 日までおよび 12 月 26 日から翌年 6 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 22 年 6 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合
 - ・ ニューヨークの銀行
 - ・ ルクセンブルグの銀行
 - ・ ジャカルタの銀行

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第21条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第22条の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みま

す。)等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成31年12月25日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもって、取得申込をした場合に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

③ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項

の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条及び第22条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 26 条において同じ。）、第 26 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 24 条、第 25 条および第 31 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 24 条、第 25 条および第 31 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこ

の限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券

の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年6月26日から12月25日までおよび12月26日から翌年6月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成22年6月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の

計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 36 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 37 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

1. 平成 22 年 2 月 24 日から平成 22 年 3 月 31 日までの信託報酬率は年 10,000 分の 15 以内の率とします。

2. 平成 22 年 4 月以降の前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終 5 営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

コールレートが 0.65%以上のとき	年 10,000 分の 55
コールレートが 0.4%以上 0.65%未満のとき	年 10,000 分の 30
コールレートが 0.4%未満のとき	年 10,000 分の 15 以内

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 38 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 42 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 42 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金および償還金については第39条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第42条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、別に定める信託（この信託を除きます。）がすべてその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、

解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 46 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 48 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 49 条 この信託は、受益者が第 42 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 43 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 50 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第51条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第53条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 2 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 1 項および第 43 条第 2 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（中国元コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年 2 回決算型

(野村マネー マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
野村マネー マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 34 条第 1 項、第 34 条第 2 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 16 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとし、）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 18 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 21 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管す

ることがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 30 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 33 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 34 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 8 月 20 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社